

平成 16 年度  
包括外部監査の結果に関する報告  
に添えて提出する意見書

「委託料に関する事務の執行」

平成 17 年 3 月

北九州市包括外部監査人  
公認会計士 小島 庸 匡

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見書  
(委託料に関する事務の執行)

目 次

第 1 . 意見書について . . . . .	1
第 2 . 意見概要 . . . . .	2
第 3 . 委託料に関する事務の執行についての意見 (委託業務別) . . . . .	5
. 経済文化局 . . . . .	5
1 . 国民宿舎管理運営業務 (No.50 ~ 51) . . . . .	5
2 . 北九州国際会議場管理業務 (No.71) . . . . .	7
3 . 門司港レトロ施設管理運営業務 (No.72、77 他) . . . . .	8
4 . 関門海峡ロープウェイ事業化検討基礎的調査業務 (No.108) . . . . .	10
5 . 市文化振興事業に関する業務 (No.347) . . . . .	11
6 . 総合農事センター園内管理業務 (No.465) . . . . .	13
7 . 脇田海釣り桟橋管理運営業務 (No.555) . . . . .	14
8 . 北九州メディアドーム清掃業務 (No.599、654) . . . . .	16
9 . 北九州メディアドーム場内警備 (No.602) . . . . .	18
. 教育委員会 . . . . .	19
1 . プラネタリウム運営 (No.625) . . . . .	19
2 . 博物館展示交流 (No.1500) . . . . .	21
3 . 小学校給食調理等業務 (No.1663 ~ 1664) . . . . .	22
. 保健福祉局 . . . . .	24
1 . 福祉事業団運営 (No. 6) . . . . .	24
2 . 勤労青少年ホーム管理運営業務 (No. 7) . . . . .	25
3 . 在宅高齢者等おむつ給付サービス事業 (No.87) . . . . .	26
4 . 社会福祉施設等の管理運営 (No.225) . . . . .	28
5 . 子どもの館管理運営業務 (No.277) . . . . .	31
6 . 公立保育所運営 (民間) (No.299) . . . . .	34
7 . 民間保育所運営費 (No.377) . . . . .	36
8 . 福祉医療業務 (No.517) . . . . .	39
9 . 夜間・休日急患センターに係る業務 (No.845、850) . . . . .	40

. 建設局.....	44
1 . 道路台帳図面調書作成業務 (No.38) .....	44
2 . 市公園施設の管理等 (No.675) .....	45
3 . ポンプ場、浄化センター運転整備等業務 (No.768 ~ 775) .....	51
4 . 浄化センター汚泥脱水に係る薬品選定等業務 (No.785、788) .....	53
5 . 紫川 (ふるさと区間) 護岸詳細設計業務 (No.1125) .....	54
. 門司区役所、小倉北区役所、八幡西区役所 .....	55
1 . 市政連絡事務 (門司 No.37、小倉北 No.38、八幡西 No.58 ~ 69) .....	55
2 . 市民福祉センター管理業務等 (門司 No.49 他、小倉北 No.43 他、八幡西 No.71 他) .....	57
3 . 一般維持業務等 (門司 No.204 他、小倉北 No.152 他、八幡西 No.321 他) .	60
4 . 放課後児童健全育成事業 (門司 No.302 ~ 306、小倉北 No.143、八幡西 No.511 ~ 532) .....	63
. 総務市民局.....	66
1 . 本庁舎管理業務 (No.8、13) .....	66
2 . 住民異動及び印鑑登録に関する入出力等業務 (No.223) .....	70
3 . 住居表示事業 (No.224 ~ 227) .....	72
4 . 消費生活センター関連清掃業務 (No.300、309) .....	75
. 企画政策室.....	77
1 . (仮称) 北九州産業技術博物館工房活動詳細計画及び施設検討業務 (No.29) .....	77
2 . 洞海湾横断鉄道の事業化可能性調査 (No.125) .....	79
3 . 調査等委託業務全般 .....	80
. 建築都市局.....	81
1 . 市西部公共交通検討業務 (No.67) .....	81
2 . 市営住宅新再配置計画策定基礎調査 (No.605) .....	82
<b>第 4 . 経済性の観点から見た委託事務の改善提案 .....</b>	<b>83</b>
<b>(参考資料) 委託料の事務に係る主な規定等 .....</b>	<b>99</b>

## 第 1 . 意見書について

監査実施時に、経済性、効率性及び有効性の観点から組織またはその運営の合理化に資するために必要と認められた事項につき、地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づき意見として述べている。

監査の結果とともに、この意見についても参考とされ、今後の委託料に関する事務について、より一層改善を望むものである。

## 第2．意見概要

委託業務ごとの意見については、次の第3にて、詳細に記述しているが、ここでは、その概要を委託業務の事務フローに沿って整理した。全体の意見数を合計すると、63件（延べ67件。以下、延べ件数を記載しない）となっている。

### （1）仕様・予定価格の設定

利用料金制度の適切な運用や積算根拠の見直し、標準歩掛の実態に即した運用など、予定価格の積算方法の適正化を中心として、9件の意見を記述した。なお、結果報告書で指摘した調査委託の協議については、ここでその対応方法について提案している。

#### 仕様・予定価格の設定に係る意見

項目		意見	委託業務
予定価格	積算方法・根拠の適正化	1) 諸経費を適切に算定する。	-7 *1)
		2) 利用料金制度を適切に運用する。	-5
		3) 委託料の積算根拠を見直す。	-6
		4) 看護師の資格等を踏まえて単価を見直す余地がある。	-9
		5) 標準歩掛の実態に即した運用について検討する。	-1
	積算根拠の明確化	6) 積算根拠を第三者にも分かる形にしておく。	-3
	委託料の精査	7) 実績を踏まえ毎年の契約金額の内訳をチェックする。	-1
体制	牽制機能	8) 設計と予定価格設定等の担当の分離を検討する。	-2・3・5
関係局協議	調査委託協議	9) 各局との協議について統一的な方針等を定める。	-3

（注）1） 委託業務欄の数字は、本意見書の第3．委託料に関する事務の執行についての意見（委託業務別）の項目番号を示す。例えば、「-7」は、経済文化局の7．脇田海釣り棧橋管理運営業務において、で提案している意見を示す。以下、同様。

2） 上表のように同じ意見が複数の委託業務で見られるが、次の第3では、同じ内容であっても、委託業務ごとに繰り返し記述している。以下、同様。

### （2）入札による委託先の選定

入札に関しては6件の意見を記載した。そのうち、入札の実施に関しては、前年度3月中の入札実施に関する入札日の扱いや、共同企業体の結成に係る手続、有資格者名簿上の等級格付についての意見を記述した。その他、一般競争入札の実施結果や指名業者見直しの効果を、参考とすべき事例として取り上げた。

#### 入札に係る意見

項目		意見	委託業務
入札実施	入札日等	1) 年度当初からの委託業務の入札日等の記入を検討する。	-3 ・4
	JV 結成	2) 指名業者の共同企業体結成に係る手続を工夫する。	-5
	業者等級格付	3) 有資格者名簿上の等級格付の趣旨を踏まえ業者指名する。	-4
入札結果	入札事例	4) 一般競争入札の事例を市全体として参考とする。	-8
		5) 指名業者の見直し効果が見られた事例として参考にする。	-9
その他	入札方法選択	6) 個別事情により随意契約等とする余地がある。	-2

(3) 随意契約に向けた委託先の選定等

随意契約に係る意見としては下表の3件である。1件は、具体的に特命理由が説明されている事例を、他でも参考にすべきものとして記載した。また、契約業者数の削減や、市と委託先との職員兼務の回避についても触れている。

随意契約に係る意見

項目		意見	委託業務
特命	理由説明事例	1) 特命理由の説明の具体性について参考とする。	-6
委託先	業者数	2) 効率性や競争性のために契約業者数を削減する。	-3
	職員兼務	3) 委託側と受託側の職員の重複・兼務は避ける。	-1

(4) 契約の締結

契約締結についての意見はなかった。

(5) 業務管理、履行確認、支払い

報告書のまとめ方についての意見が1件、履行確認の拡充や見直しについてが4件、精算報告に証拠書類を添付させるという意見が1件、その他、調査委託に関連して、調査結果の公表や検討期限の設定についての意見を記載した。合計9件の意見である。

業務管理、履行確認等に係る意見

項目		意見	委託業務
完了報告	報告書	1) 担当部署で連携し、類似業務の報告書を一つにまとめる。	-2
履行確認	履行確認の改善	2) 指導監査について改善の余地がある。	-7
		3) 管理運営業務及び使用料徴収業務の履行確認を拡充する。	-2
		4) 委託先への実地調査等のあり方を検討する。	-4
		5) ヒアリング実施実績を明らかにしておく。	-1
精算	精算報告改善	6) 精算報告に証拠書類を添付させる。	-1
成果	調査結果の公表	7) 初期段階から調査委託の検討結果を公表する。	-4
		8) 各段階で事業費を検討し説明する。	-1
	調査検討期限	9) 事業化検討の期限や継続理由等を説明する。	-2

(6) その他

意見としては、事務フローの各段階に関するものよりも、委託業務全体、あるいは委託先の改善指導などに関するものが多く、全体で36件となっている。

委託業務全体の中では、委託業務のあり方を見直すことについての意見が多い。具体的には、委託すること自体や、委託先の選定方法、委託業務の範囲や内容、委託料削減に向けた取組みなど、委託の基本的な方針に関するものである。そして、特定の業者に継続して委託せざるを得ない状況についても改善を求めた。さらに、委託事務手続については、経済性等に留意することや、情報の共有化や分析を踏まえた改善を提案している。

一方、委託先の改善指導については、主に市の出資法人に関する意見である。そ

の中には、委託先の収納手続の改善、あるいは再委託の業者選定における入札導入などのように、委託先の改善が結果的に市の委託料の低減につながるものも含まれる。

その他の意見

項目		意見	委託業務
事務全体	委託業務のあり方の見直し	1)施設の管理運営のあり方について検討する。	-1
		2)市の負担が必要最小限となるよう工夫する。	-3
		3)通常の助成と異なる方法であることに留意する。	-3
		4)運営体制やサービスにも配慮し委託方針を明確にする。	-4
		5)今後の子どもの館のあり方について適宜見直す。	-5
		6)公設民営保育所のあり方について検討する。	-6
		7)保育所の適正配置の取組みを推進する。	-7
		8)委託業務のあり方自体を抜本的に見直す。	-8
		9)病院局との人事交流も検討する。	-9
		10)委託業者の選定方法及び委託範囲を見直す。	-3
		11)清掃業務等の委託の範囲を見直す。	-2
		12)住居番号表示板の脱落率の原因分析と対策を行う。	-3
	特定業者継続	13)特定業者に委託せざるを得ない状況は改善する。	-1
		14)特定の業者による業務の継続に対応して、業務のマニュアル化や予定価格の設定を工夫する。	-2
	事務手続適正化	15)委託契約事務を経済性等にも留意して行う。	-3
		16)市と委託先の一体的な事務手続を見直す。	-2
		17)委託業務として契約事務の適正化に留意する。	-4
	委託化事例	18)庁舎管理業務について情報の共有化・分析等により委託契約事務を改善する。	-1
		19)外部委託化の事例として他業務でも参考とする。	-1
書類保存	契約関係書類	20)履行確認用の写真の保管方法は工夫の余地がある。	-3
指定管理者	指定管理者の指定方法	21)指定管理者の選定は透明性を高める。	-5
		22)公募等適切な方法で指定管理者を指定する。	-2
委託先改善指導	委託料削減	23)委託先雇用形態の見直しで委託料低減を図る。	-7
		24)収納手続の改善を指導し委託料軽減を図る。	-4
		25)委託料軽減の観点から定員の見直しを検討する。	-7
		26)公園管理業務の再委託では入札の競争性が確保されるよう指導する。	-2
		27)再委託の際に可能なものは入札とするよう指導する。	-2
	その他改善指導	28)委託先の退職給与引当金の設定を指導する。	-1
		29)適切な勘定科目での会計処理を指導する。	-2
		30)外来医療収入は委託先の収入とする。	-4
		31)未収金処理を適切に指導し、損失負担を見直す。	-4
		32)医薬品の仕入れや受払、棚卸を改善指導する。	-4
		33)実態に合わせ重症心身障害児施設の定員を見直す。	-4
		34)審査減額抑制のために一層工夫と努力を行う。	-9
35)委託業務にかかった正確なコストを把握する。	-2		
36)委託先の繰越金の適正化を図る。	-4		

### 第3．委託料に関する事務の執行についての意見（委託業務別）

．経済文化局

#### 1．国民宿舎管理運営業務（No.50～51）

##### （1）概要

##### 国民宿舎めかり山荘管理運営業務（No.50）

業務分類		施設管理運営		担当課	観光課
業務内容		国民宿舎めかり山荘管理運営業務			
事業開始年度		昭和38年度	事業継続年数	41年	平成16年度
委託料決算額 （千円）		平成13年度	平成14年度	平成15年度	（当初予算額）
		121,545	114,783	115,920	120,187
平成15年度	委託先 選定方法	特命随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号*1)により入札不適のため （以下、2号（入札不適）などと略す。）			
	委託先	社団法人 A*2)		市出資比率	-
				継続年数	41年

##### 国民宿舎山の上ホテル管理運営業務（No.51）

業務分類		施設管理運営		担当課	観光課
業務内容		国民宿舎山の上ホテル管理運営業務			
事業開始年度		昭和43年度	事業継続年数	36年	平成16年度
委託料決算額 （千円）		平成13年度	平成14年度	平成15年度	（当初予算額）
		67,563	67,418	71,709	79,804
平成15年度	委託先 選定方法	特命随意契約 2号（入札不適）			
	委託先	帆柱ケーブル株式会社*2)		市出資比率	100%
				継続年数	36年

（注）1） 地方自治法施行令第167条の2第1項は平成16年11月に改正されているが、本意見書では改正前の内容に沿って引用している。

2） 委託先法人名は原則「社団法人A」等としたが、市の出資法人は正式名称を記載した。以下、同様。

##### （2）意見

##### 施設の管理運営のあり方等について早急に検討をお願いしたい。〔観光課〕\*1)

（注）1）〔 〕内は意見への対応について対象となる課を示す。以下同様。

本件では、委託先がめかり山荘（昭和38年2月開設）及び山の上ホテル（昭和43年12月開設）の設置当初より業務に携わっており、業務に精通しているため、円滑な運営が確保できるとして、同一委託先に継続して特命随意契約を行っている。

本業務のような公の施設の管理運営は、平成15年の地方自治法改正前においては、市の出資法人等に委託先が限定されていたが、約40年にわたって同一業者に委託されていたことなど、委託先や管理運営のあり方について、これまで適切な見直しが行われていたか疑問が生じる面が見られる。

既に、山の上ホテルについては民間への委譲等も検討されているが、両施設の委託

先の統合、民間への移譲、廃止などを含めて、施設のあり方や管理運営体制の見直し・検討を早急に進めていただきたい。

## 2. 北九州国際会議場管理業務 (No.71)

### (1) 概要

業務分類	施設管理運営	担当課	観光課
業務内容	北九州国際会議場管理業務 1) 施設の使用許可申請書の受付に関する事。 2) 施設の維持管理に関する事。 3) 入居団体相互間の連絡調整に関する事。 4) 施設利用行事等の勧誘に関する事。 5) 会議室使用料の徴収及び減免に関する事。等		
事業開始年度	平成2年度	事業継続年数	14年
委託料決算額 (千円)	平成13年度	平成14年度	平成15年度
	239,834	253,208	244,359
平成15年度	特命随意契約 2号 (入札不適)		
	委託先	財団法人 北九州コンベンションビューロー	市出資比率
		継続年数	62%
			14年

### (2) 意見

設計担当と予定価格設定・契約担当の分離について検討の余地がある。 [観光課]

結果報告書にて、業者の見積金額と市の設計金額、予定価格が同一であり、市独自に委託料を積算すべきとの指摘を行ったところであるが、市の体制面でも、仕様書を作成して設計金額を積算する担当と、予定価格を設定して委託先と契約する担当が同一であり、改善の余地があるように思われる。

市の委託業務でも工事関連のものなどについては、設計を担当する部署と、予定価格の設定及び契約は別の部署で行われており、異なる立場からの委託料の妥当性・経済性のチェックや委託先との馴れ合い防止など、内部で相互牽制が図られる仕組みとなっている。また、民間企業においても、内部統制<sup>\*1)</sup>の有効性を確保するために、設計担当と契約担当が組織的に分けられているケースがある。

したがって、本業務のように委託金額の重要性が高い場合については、不正防止や予定価格の積算に対する検証機能を強化するために、仕様設定や設計金額積算を行う担当と、予定価格設定や契約事務の担当を分けることを検討してはどうか。別の担当が積算方法や積算内訳、経年的動向などをチェックすることで、業者からの見積金額をそのまま採用するのではなく、経済性、効率性に留意した市独自の積算への取組みを促すことにつながるのではと期待するところである。

\*1) 内部統制とは、経営目的達成のために企業の経営者によって作られ、役職員(全員)によって行われるマネジメントプロセス(一連の経営・管理手続き)のことを言う。すなわち、経営目的である 1)業務の有効性・効率性(オペレーション)、2)財務報告の信頼性(レポート)、3)関連法規の遵守(コンプライアンス)を達成するための業務の枠組みと、その運営・管理・監視の方法手続のことである。

### 3. 門司港レトロ施設管理運営業務（No.72、77 他）

#### (1) 概要

##### 旧門司三井倶楽部、旧大阪商船の管理運営（No.72）

業務分類	施設管理運営		担当課	観光課
業務内容	旧門司三井倶楽部及び旧大阪商船管理運営業務（施設管理・運営業務、夜間警備委託、清掃業務委託、エレベータ保守点検業務（門司三井倶楽部のみ））			
事業開始年度 委託料決算額 （千円）	平成 6 年度	事業継続年数	10 年	平成 16 年度 （当初予算額）
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
平成 15 年度	90,992			
	87,638			
	92,119			
委託先 選定方法	随意契約 2号（入札不適）			
委託先	社団法人 B		市出資比率	-
			継続年数	10 年

##### 門司港レトロ展望室の管理運営（No.77）

業務分類	施設管理運営		担当課	観光課
業務内容	門司港レトロ展望室管理運営業務（施設管理・運営業務、夜間警備委託、清掃業務委託、エレベータ保守点検業務、展示設備点検業務、設備点検管理委託、マンション管理組合での管理委託）			
事業開始年度 委託料決算額 （千円）	平成 11 年度	事業継続年数	5 年	平成 16 年度 （当初予算額）
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
平成 15 年度	71,520			
	71,125			
	68,963			
委託先 選定方法	特命随意契約 2号（入札不適）			
委託先	社団法人 B		市出資比率	-
			継続年数	5 年

##### 門司港レトロ観光物産館の管理運営（No.79）

業務分類	施設管理運営		担当課	観光課
業務内容	門司港レトロ観光物産館管理運営業務（施設管理・運営業務、夜間警備委託、清掃業務委託、エレベータ保守点検業務）			
事業開始年度 委託料決算額 （千円）	平成 11 年度	事業継続年数	5 年	平成 16 年度 （当初予算額）
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
平成 15 年度	38,270			
	26,102			
	26,037			
委託先 選定方法	特命随意契約 2号（入札不適）			
委託先	社団法人 B		市出資比率	-
			継続年数	5 年

旧門司税関の管理運営 (No.80)

業務分類	施設管理運営		担当課	観光課
業務内容	旧門司税関管理運営業務（施設管理・運営業務、夜間警備委託、清掃業務委託、エレベータ保守点検業務）			
事業開始年度	平成 6 年度	事業継続年数	10 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	24,105	25,204	23,917	24,229
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 2号(入札不適)		
	委託先	社団法人 B	市出資比率	-
			継続年数	10 年

国際友好記念図書館の管理運営 (No.81)

業務分類	施設管理運営		担当課	観光課
業務内容	国際友好記念図書館管理運営業務（施設管理・運営業務、夜間警備委託、清掃業務委託）			
事業開始年度	平成 6 年度	事業継続年数	10 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	17,826	17,823	16,244	16,515
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 2号(入札不適)		
	委託先	社団法人 B	市出資比率	-
			継続年数	10 年

(2) 意見

設計担当と予定価格設定・契約担当の分離について検討の余地がある。[観光課]

結果報告書にて、業者の見積金額と市の設計金額、予定価格が同一であり、市独自に委託料を積算すべきとの指摘を行ったところであるが、市の体制面でも、仕様書を作成して設計金額を積算する担当と、予定価格を設定して委託先と契約する担当が同一であり、改善の余地があるように思われる。

市の委託業務でも工事関連のものなどについては、設計を担当する部署と、予定価格の設定及び契約は別の部署で行われており、異なる立場からの委託料の妥当性・経済性のチェックや委託先との馴れ合い防止など、内部で相互牽制が図られる仕組みとなっている。また、民間企業においても、内部統制の有効性を確保するために、設計担当と契約担当が組織的に分けられているケースがある。

したがって、本業務のように委託金額の重要性が高い場合については、不正防止や予定価格の積算に対する検証機能を強化するために、仕様設定や設計金額積算を行う担当と、予定価格設定や契約事務の担当を分けることを検討してはどうか。別の担当が積算方法や積算内訳、経年的動向などをチェックすることで、業者からの見積金額をそのまま採用するのではなく、経済性、効率性に留意した市独自の積算への取組みを促すことにつながるのではと期待するところである。

#### 4. 関門海峡ロープウェイ事業化検討基礎的調査業務 (No.108<sup>\*1</sup>)

##### (1) 概要

業務分類	調査		担当課	門司港レトロ室
業務内容	同事業に対するの公共関与について、その可能性、課題、事業手法等の検討			
事業開始年度	平成 15 年度	事業継続年数	1 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	- *2)	-	4,499	-
平成 15 年度	委託先 選定方法	特命随意契約 2号(入札不適)		
	委託先	株式会社 C	市出資比率	-
			継続年数	1 年

- (注)1) 平成 15 年度は企画政策室所管事業のため、表題に付されている番号は企画政策室委託事業一覧のもの。  
 2) 本意見書において、決算額及び当初予算額の「-」の表示は、当該委託業務が実施されていないことを示すが、その他、データ未入手の場合や、予算段階では当該委託業務分を区分していないため詳細不明の場合、あるいは平成 15 年度委託業務の関連委託業務は行っているが委託業務の継続とは捉えない場合などが含まれる。

##### (2) 意見

初期段階から検討結果を公表することが望ましい。 [門司港レトロ室]

本業務は民間主導で検討されてきたロープウェイ事業構想について、地元等の要請を受け、市関与の可能性を検討したものである。ロープウェイ事業の投資額は現在、45 億円程度と概算されており、市が施設を所有するにしても、毎年サービスの対価を支払うにしても、将来の市の財政負担を左右する重要な調査である。

市は検討結果として、PFI 事業であれば今後検討に値すると、地元や議会で回答しているが、まだ、市としての勉強段階ということで事業方式や市の負担など具体的な内容については公表されていない。

市としては、詳細が十分検討されていないものを公表することの不安や実際に生じてくる弊害も確かにあると思われるが、将来の財政負担の是非を検討する過程をできるだけ透明にし、市民からの意見を踏まえながら進めるといった姿勢が求められていると考える。

したがって、今後は検討の初期段階から、その都度、検討結果を公表するスタイルをとった方が良く考える。当面、本業務の継続調査である平成 16 年度の業務が終了した時点で、事業方式や市の受益・負担、リスク、市の関与についての判断等について概要を整理して公表することを検討してはどうか。

## 5. 市文化振興事業に関する業務 (No.347)

### (1) 概要

業務分類	その他	担当課	文化振興課
業務内容	市文化振興事業に関する業務 1) 音楽文化の振興に関する事業の実施 2) 舞台芸術文化の振興に関する事業の実施 3) 伝統芸術文化の振興に関する事業の実施 4) 市少年少女合唱団育成事業に関する業務 5) 市ジュニアオーケストラ育成事業に関する業務 6) その他芸術文化振興に関する事業の実施 7) 文化情報の提供及び広報に関する業務		
事業開始年度	平成 13 年度	事業継続年数	3 年
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
	96,942	88,437	153,162
平成 15 年度	特命随意契約 2号 (入札不適)		
委託先 選定方法	財団法人 北九州市芸術文化振興財団		
委託先	市出資比率	100%	
	継続年数	3 年	

### (2) 意見

設計担当と予定価格設定・契約担当の分離について検討の余地がある。

[文化振興課]

結果報告書にて、業者の見積金額と市の設計金額、予定価格が同一であり、市独自の委託料積算の重要性を指摘したところであるが、市の体制面でも、仕様書を作成して設計金額を積算する担当と、予定価格を設定して委託先と契約する担当が同一であり、改善の余地があるように思われる。

市の委託業務でも工事関連のものなどについては、設計を担当する部署と、予定価格の設定及び契約は別の部署で行われており、異なる立場からの委託料の妥当性・経済性のチェックや委託先との馴れ合い防止など、内部で相互牽制が図られる仕組みとなっている。また、民間企業においても、内部統制の有効性を確保するために、設計担当と契約担当が組織的に分けられているケースがある。

したがって、本業務のように委託金額の重要性が高い場合については、不正防止や予定価格の積算に対する検証機能を強化するために、仕様設定や設計金額積算を行う担当と、予定価格設定や契約事務の担当を分けることを検討してはどうか。別の担当が積算方法や積算内訳、経年的動向などをチェックすることで、業者からの見積金額をそのまま採用するのではなく、経済性、効率性に留意した市独自の積算への取組みを促すことにつながるのではと期待するところである。

指定管理者の選定に当たっては透明性を高めることが必要である。[文化振興課]

本業務については、平成 15 年 9 月の改正地方自治法で定められた指定管理者制

度が適用されている。具体的には、平成 15 年 11 月 1 日より平成 18 年 3 月 31 日までの期間について、当財団を北九州芸術劇場の指定管理者に指定し、「北九州市芸術文化施設に関する基本協定書」を締結している。

そして、当該委託先が指定管理者に選定された理由は、次のとおりであり、広く民間団体等からの募集は行われなかった。

地方自治法改正後、2 ヶ月程度しか準備期間がないなどの諸事情を考慮すると、公募できなかったことは止むを得ないものと考えられる。

ただし、指定管理者の指定後であっても、他の類似施設や関係民間事業者の状況、あるいは当財団と民間とのコスト面・ソフト面での比較検討は行う必要がある。このような検討資料は、指定管理者による業務実績を市としてチェックする視点を提供するとともに、次回の指定に対しても重要な情報を残すこととなる。指定管理者制度の趣旨を踏まえて、多面的に十分検討を行っておく必要がある。

#### 指定管理者選定理由等

地方自治法改正の趣旨に則り、広く募集を行って民間団体が参入することも考慮したが、芸術劇場の特殊性、平成 12 年の芸術劇場建設時から事業計画による運営方針に基づいた財団組織の改編、充実をみるに、北九州芸術劇場の管理が行える団体は芸術文化振興財団以外にないと考えられる。

管理期間については 10 年間で妥当と思われるが、他の民間団体の参入機会を設けるためにも、また芸術劇場以外の市民会館他芸術文化施設の指定管理者制度の適用経過措置期間が 3 年間であり、市民会館他芸術文化施設の特命で現契約者に対する同制度の導入の説明、それに対する現契約者の対応には、雇用の問題などがあり経過措置期間の 3 年は必要となることから、3 年間で越えない芸術劇場の施行月日の平成 15 年 11 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの 2 年 5 ヶ月を管理期間としたものである。

なお、神戸市では以下のように、指定管理者の選定に当たって、直営・外郭団体による管理運営委託に限らず、全ての公の施設についてチェック事項を挙げてチェックシートを作成している。該当する項目数が多いほど、民間業者等の管理運営の領域であると考えられるとしている。

このような事項、またはそれ以外の検討事項を参考に、指定管理者について市民サービスの向上とコスト削減(経済性)等の観点から十分検討することが望ましい。

#### 神戸市の指定管理者選定に係るチェック事項例

- 1) 民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。
- 2) 民間事業者等に任すことでコスト削減が図れる可能性がある。
- 3) 利用の平等性、公平性など(守秘義務の確保等を含む)について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。
- 4) 同様・類似のサービスを提供する民間事業者等が存在する。
- 5) 施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。
- 6) 税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行う収益的施設である。

## 6. 総合農事センター園内管理業務 (No.465)

### (1) 概要

業務分類	施設管理運営	担当課	総合農事センター	
業務内容	総合農事センター園内管理業務 1) 栽培管理 2) 家畜飼育管理 3) 1)と2)に共通する業務 4) 巡回 5) その他			
事業開始年度 委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	事業継続年数	3 年	平成 16 年度 (当初予算額)
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
	36,290	36,534	38,512	38,651
平成 15 年度	委託先 選定方法	特命随意契約 2号(入札不適)		
	委託先	組合 E	市出資比率	-
			継続年数	7年

### (2) 意見

特命理由の説明の具体性について参考とすることが望ましい。 [全市共通] \*1)

\*1) [全市共通]は特定の局や課に措置を求めるものではなく、  
全市的な対応をお願いするものである。以下、同様。

本業務は、委託先と特命随意契約を行っており、その特命理由は下記のとおりである。

一般的に特命理由の記述については、必ずしも十分に説明されていないケースが散見されるが、本業務の場合はかなり丁寧に委託先の特性を取り上げて特命理由が説明されている。この説明のとおり「委託先しかいない」かどうかは判断できないが、説明の具体性については評価できる。

他の業務あるいは他の部署においても、特命理由を説明する場合、このような事例を参考とすることが望ましい。

#### 本業務の随意契約における特命理由

- 1) 花卉、野菜、樹木の栽培及び家畜の飼育管理に精通した従業者がいること。
- 2) 農具(鎌、平鍬、三鍬、スコップ等)の使用に精通した従業者がいること。
- 3) 農業機械(トラクター、バックホー、オートキャリー、動力噴霧器、刈払機、ホイールローダー、チェーンソー等)と農業用施設(温度管理機器、灌水施設、ポンプ等)の使用及び保守点検に精通した従業者がいること。
- 4) トラクター、バックホー、ホイールローダーを運転するために、大型特殊車両運転免許を取得していること。
- 5) 刈払機、チェーンソーを稼動するための職業訓練校の講習会を終了している従業者がいること。
- 6) 栽培温室のボイラー燃料は、危険物第4類引火性液体に該当する灯油であるため、消防法による危険物取扱者免許を取得している従業者がいること。
- 7) 園内の高木剪定を随時できる機械装備や技術を有すること。

以上の条件を全て満たす業者は、委託先しかいないためである。

7. 脇田海釣り桟橋管理運営業務 (No.555)

(1) 概要

業務分類	施設管理運営		担当課	水産課
業務内容	管理及び使用料徴収業務			
事業開始年度	平成13年度	事業継続年数	3年	平成16年度
委託料決算額 (千円)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	(当初予算額)
	21,021	35,459	32,776	33,316
平成15年度	委託先 選定方法	特命随意契約 2号(入札不適)		
	委託先	組合 F	市出資比率	-
			継続年数	3年

(2) 意見

雇用形態の見直し等により、委託料低減の余地がある。 [水産課]

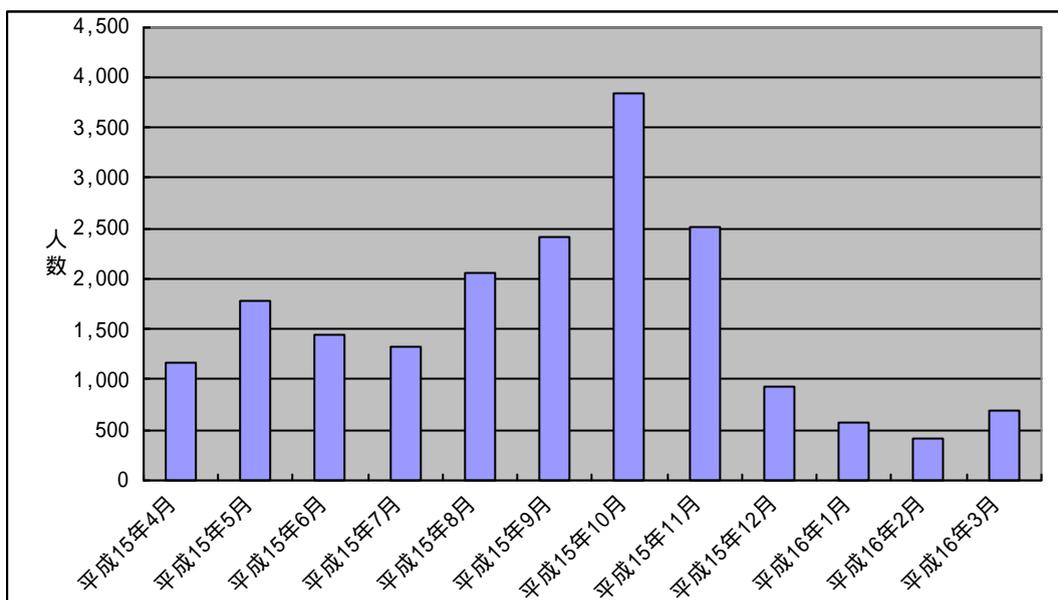
当施設の平成15年度の入場者数は、4～7月が1,000人台、8～11月2,000～3,000人台、12月926人、1月568人、2月409人、3月698人と、季節的変動が大きいにもかかわらず、通年の従事者は常勤6名と固定的である。その他、4～11月は臨時従業員を雇用している。

利用者の少ない冬季は、例えば、1月の収入が543千円に対して、委託費は月平均2,731千円と大幅な赤字である。必要最低限の人員の確保は当然であるが、常勤雇用者を減らし、臨時雇用を増やすなど、雇用形態を見直すことで、コスト削減は可能である。市は、業務の実態に応じて柔軟な人員配置を指導し、委託料の低減を図る必要がある。

平成15年度入場者数及び収入の推移

	入場者数(人)	収入(千円)
平成15年4月	1,180	1,105
平成15年5月	1,777	1,629
平成15年6月	1,448	1,384
平成15年7月	1,329	1,249
平成15年8月	2,058	1,865
平成15年9月	2,424	2,242
平成15年10月	3,842	3,631
平成15年11月	2,515	2,358
平成15年12月	926	909
平成16年1月	568	543
平成16年2月	409	397
平成16年3月	698	653
合計	19,174	17,965

平成 15 年度月別入場者数（人）



諸経費を適切に算定する必要がある。

[ 水産課 ]

設計金額の積算に当たって、諸経費は人件費の 10%、及び海清掃・塵芥回収・処分・釣り桟橋内清掃の合計金額の 50% で計算されている。通常、諸経費は管理費等の間接コスト分を計上するものであるが、ここでは、後者の 50% の比率で計算されている部分はごみ処理費用、ごみ袋、トイレトーパー等の消耗品代など、それぞれの業務の直接経費である。業務開始当初の積算で 50% と算定され、それが継続されているようであるが、本来はそれぞれの業務に含めて積算するか、別に独立した項目として算定し、そのうえで諸経費を算定すべきである。

## 8. 北九州メディアドーム清掃業務 (No.599、654)

### (1) 概要

業務分類	施設管理運営	担当課	競輪事務所
業務内容	北九州メディアドーム清掃業務 1) 日常清掃、2) 定期清掃、3) 場外開催清掃、 4) イベント等開催時の清掃、 5) イベント等主催者からの清掃依頼、6) その他		
事業開始年度	平成 14 年度	事業継続年数	2 年
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
	-	55,645	74,550
平成 15 年度	委託先 選定方法 (上期) 一般競争入札 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令) (下期) 特命随意契約 2号 (入札不適)		
	委託先 株式会社 G		市出資比率
		継続年数	2 年

### (2) 意見

本業務のような一般競争入札の事例を市全体としても参考にする必要がある。

[ 全市共通 ]

本業務に係る一般競争入札は、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(以下、特例政令という。)に基づくものではあるが、本市の委託契約において一般競争入札が実施されるケースは数少ないため、貴重な実施例として次表のように整理した。

各年度の業務内容・範囲や入札実施の事情が異なるため、単純に比較はできないが、指名競争入札等との比較から、次のような点を読み取ることができる。

- 1) 一般競争入札は指名競争入札に比べて参加業者数が多くなっている。ただし、本業務の場合は 24 社が最多で、減少傾向にある。
- 2) 一般競争入札の方が、参加業者の入札価格の金額幅が広がる。
- 3) 一般競争入札の方が、落札率が低くなる可能性を有する。

一般競争入札については、事務手続の煩雑さや、参加業者の質の問題などが指摘されているが、本業務のような一般競争入札の実施例を十分参考にし、各局で一般競争入札の積極的な活用について検討をお願いしたい。

平成 14 年度以降の入札結果

(単位：千円)

期 間	平成 14 年 4～6 月 A	平成 14 年 4～6 月 B		平成 14 年 7 月～	平成 15 年度 上期	平成 16 年度
入札方法	指名競争入札	指名競争入札		一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
入札日	4 月 1 日	4 月 1 日 1 回目	4 月 1 日 2 回目	6 月 21 日	3 月 17 日	3 月 19 日
業者 a	13,500	16,700	15,900	25,000	45,000	41,700
業者 b	15,500	15,960	15,444	27,000	50,000	59,274
業者 c				84,800	51,000	
業者 d	14,200	16,630		52,380	52,000	61,800
業者 e					52,500	67,000
業者 f			15,785	58,500	53,800	
業者 g	14,450	16,050	15,680	78,000	54,000	61,300
業者 h	14,900	16,350	15,813		54,300	60,000
業者 i	14,700		15,850		55,500	60,800
業者 j			15,760	100,000	55,800	
業者 k	15,000	16,725	15,900	85,500	56,000	68,000
業者 l				95,400	57,000	
業者 m				52,000	57,500	65,200
業者 n				79,650	58,900	61,000
業者 o				80,000	59,400	62,700
業者 p	14,380	16,659	15,860	78,000	60,800	
業者 q					61,500	
業者 r				67,000	65,000	65,100
業者 s				40,500		
業者 t				56,000		
業者 u				58,500		
業者 v				59,400		
業者 w				78,300		
業者 x	15,280	16,685	15,880	88,500		
業者 y				89,000		
業者 z				92,000		
業者 a a				99,000		
業者 a b				99,900		
業者 a c		16,580	15,720			
業者 a d	14,700	16,500				
業者 a e	15,150	16,398				
業者 a f						61,000
業者 a g						63,200
業者 a h						64,000
平均値	14,705	16,476	15,781	71,847	55,555	61,471
落札率(落札価格/予定価格)	93%	-	-	30%	97%	91%
入札率(入札価格/予定価格)	93%～106%	104%～109%	101%～109%	30%～120%	97%～141%	91%～148%
落札者	業者 a	入札不調	入札不調	業者 a	業者 a	業者 a
参加業者数	11	11	11	24	18	15

(注) 落札率及び入札率の小数点以下は一定の方法で処理した。

9. 北九州メディアドーム場内警備 (No.602)

(1) 概要

業務分類	施設管理運営		担当課	競輪事務所
業務内容	北九州メディアドーム場内警備			
事業開始年度	平成14年度	事業継続年数	2年	平成16年度
委託料決算額 (千円)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	(当初予算額)
	-	54,726	50,908	-
平成15年度	委託先 選定方法	指名競争入札		
	委託先	株式会社 H	市出資比率	-
			継続年数	2年

(2) 意見

指名業者の見直し効果が見られた事例として他業務でも参考とする必要がある。

[ 全市共通 ]

メディアドームの場内警備業務は、指名競争入札により、委託先を決めている。平成16年度を含めて過去3年間同一業者が継続して受注しているが、平成16年度の契約額が前年度に比べて約45% (金額にして28,212千円) と大幅に低減している。大きく契約額が低減した理由を質問等で確かめたところ、入札に当たって、指名業者として新たに準市内業者2社を加えるなど、業者の入替えを行ったところ、競争性が働いたのではないかとのことである。

一般的に、入札の落札率の高さが問題として指摘されるケースが多いが、本業務のように指名業者の見直しによって落札金額が大幅に低減されるという例もあるため、各局において入札の競争性や公正性の確保を検討する場合に、これらの事例を十分に参考とすることが望まれる。

・教育委員会

1. プラネタリウム運営 (No.625)

(1) 概要

業務分類	施設管理運営		担当課	児童文化科学館
業務内容	1) プラネタリウム運営業務。 2) プラネタリウム番組制作業務。 3) プラネタリウム保守点検業務。 4) プラネタリウム長期保全業務。 5) 20センチクーデ式屈折望遠鏡日常簡易点検業務。 6) 太陽望遠鏡日常簡易点検業務。			
事業開始年度 委託料決算額 (千円)	平成15年度	事業継続年数	1年	平成16年度 (当初予算額)
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
平成15年度	-	-	28,350	-
委託先 選定方法	特命随意契約 2号 (入札不適)			
委託先	株式会社 J		市出資比率	-
			継続年数	1年

(2) 意見

実績を踏まえて、毎年の契約金額の内訳を十分チェックする必要がある。

[ 児童文化科学館 ]

委託先への特命理由は下記のとおりである。日本におけるプラネタリウム機器メーカーとして、プラネタリウムの番組制作・運営業務・機器保守点検・長期保全・その他天文関係業務を総合的に一括して委託が可能なメーカーは、現状では唯一当該委託先のみと言える。そのため、プラネタリウムの残存耐用年数が5年であることから、今後当面は5年間、目標は10年間として、当業者に継続して委託することが、市の方針として決定されている。

特命理由

- 1) 本館のプラネタリウム機器は、委託先製造のものであり、これまでも機器の保守点検、長期保全業務について随意契約により受託契約を行っており、同機に精通し部品等の確保の点等問題ない。
- 2) 番組の組込みも同社の機器に組み込むためスムーズであり、過去何度も本館で番組を組み込んだ実績がある。
- 3) 解説業務を含めた運営業務委託については、同社が別途プラネタリウム館を直営しており、そこでの運営ノウハウを蓄積している。

ただし、本業務では業者選定に競争性を付与し、それによって委託料の低減を図るということが難しいだけに、経済性を追求する方法も工夫する必要がある。特に、毎年の契約に際しては、これまでの実績を十分踏まえて、見積書の内訳を精査することが必要である。

外部委託化の事例として他業務でも参考にする必要がある。 [全市共通]

本業務は平成 15 年度に新たに市直営から民間委託されたが、それによる効果は次のとおりである。

#### 委託化による効果

- 1) プラネタリウム業務（解説・機器の操作・保守）に精通した専門職員の確保が可能となる。プラネタリウム解説員は嘱託であるため、制度上 3 年で交代しなければならない現状の問題を解決できる。
- 2) 機器類の予定外の補修費支出に対しても、迅速かつ一定補修額で対処できる。一般的に投影機器の寿命は平均すると約 15 年程度と言われており、10 年経過した 2 号機の補修費の支出が課題となっていた。
- 3) 天文関係顧問（非常勤嘱託）の廃止により、60 万円の経費削減となる。
- 4) 指導主事 1 名の廃止を含め約 490 万円の経費削減となる。
- 5) 委託による削減効果はジュニアマイスター養成講座など（ものづくり事業）の充実に充てる予定である。
- 6) プラネタリウム（天文）運営事業の一括総合委託であり、本館プラネタリウムクラスにおいては、日本初の総合委託となる。

現在、市は行財政改革の一環として、業務の外部委託化を推進しているところであるが、このような先行事例について十分参考とすべきである。

なお、外部委託化を実施する場合には、ここで整理されているような断片的な効果だけではなく、総括的かつ定量的に費用対効果を測定して、提示すべきであると考える。しかも事後的な実績だけではなく、外部委託に踏み切る根拠となった事前の推計も重要であり、併せて提示しておくことが重要と考える。

## 2. 博物館展示交流 (No.1500)

### (1) 概要

業務分類	施設管理運営		担当課	自然史・歴史博物館
業務内容	博物館展示交流員の派遣			
事業開始年度	平成14年度	事業継続年数	2年	平成16年度
委託料決算額 (千円)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	(当初予算額)
	-	33,867	72,997	74,000
平成15年度	委託先 選定方法	指名競争入札		
	委託先	株式会社 O	市出資比率	-
			継続年数	2年

### (2) 意見

委託業務の状況に応じて、業者選定方法を個別に設定することがありうる。

[ 自然史・歴史博物館 ]

委託先から案内係の派遣をしてもらっているが、仕事の性格上、博物館の内容等を十分知ってもらう必要があり、全員に約1ヶ月の研修を受けさせている。しかしながら、指名競争入札の場合、業者がその都度入れ替わる可能性があり、今まで経験のない者が派遣されることもありうる。そうすると、館の運営上、色々不都合なことが生じるため、随意契約など別の業者選定方法について検討しているとのことである。

業者選定については、入札など、より競争性、公平性、あるいは透明性の高い方法を採用することが原則であるが、場合によっては競争性を考慮しつつも、個別事情に照らして業務の質や効率性を検討し、その業務に適した業者選定方法を設定することも必要かと思われる。

本業務の場合も、研修履修者の一定以上の確保を参加要件とする入札や、提案コンペにより選定された業者との随意契約など、業者選定方法を見直す余地はあると考えられる。

### 3. 小学校給食調理等業務 (No.1663 ~ 1664)

#### (1) 概要

##### 則松小学校給食調理等業務 (No.1663)

業務分類	給食		担当課	学校保健課
業務内容	市が指定、供給、作成した器材、材料、献立等に従い調理し、指定する食数分、給食事業の用に供する業務			
事業開始年度	平成 14 年度	事業継続年数	2 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	-	3,381	5,317	
平成 15 年度	委託先 選定方法	指名競争入札		
	委託先	株式会社 Q	市出資比率	-
			継続年数	2 年

##### 貴船小学校給食調理等業務 (No.1664)

業務分類	給食		担当課	学校保健課
業務内容	市が指定、供給、作成した器材、材料、献立等に従い調理し、指定する食数分、給食事業の用に供する業務			
事業開始年度	平成 14 年度	事業継続年数	2 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	-	4,543	7,154	
平成 15 年度	委託先 選定方法	指名競争入札		
	委託先	株式会社 R	市出資比率	-
			継続年数	2 年

#### (2) 意見

今後の委託契約事務については、経済性等にも十分留意して行う必要がある。

[ 学校保健課 ]

市では、平成 14 年度に初めて給食調理等の業務委託を開始し、まず、則松小学校と貴船小学校の 2 校で導入された。委託業者の選定については、指名競争入札で行われた。ただし、則松小学校の場合は、入札時に定めた予定価格を大幅に下回る落札価額であったため、いったん契約を留保して、落札業者に適正な履行の確保を確認し、問題ないと見極めた上で、契約したとのことである。

その後、平成 16 年 3 月までの契約期間を平成 16 年 7 月まで延長した上で、同年 8 月に改めて従来と同じ業者との間で 3 ヶ年の随意契約が結ばれている。平成 16 年 7 月までの契約で 2 年間同一業者に継続して委託したことになるが、学校給食モデル事業評価委員会(平成 15 年度)からの「給食の安定運営を維持するために委託契約の期間を 3 年～5 年のできるだけ長期とする」という提言に沿った契約期間とするために、業者変更の可能性のある入札を避け、随意契約にしたとのことである。

る。また、則松小学校の随意契約の金額については、平成 14 年度契約の低い金額に比べて、月額支払額で 1.8 倍程度アップし、他の同規模の給食調理等業務委託の契約金額に近い水準となっている。

給食調理等業務の民間委託については、上記の 2 校がモデル事業として始められ、多様な意見を踏まえながら進められてきたこと、また、安全性への配慮が重視され、上記委員会での提言を最大限尊重する必要があったことなど、委託契約の事務手続きを進めるに当たって、特別な事情があったことは理解できる。

ただし、通常の委託契約の事務手続きと比較しつつ、改めて本件を見た場合、安全性等のサービスの質はもちろん重要であるが、それだけでなく、経済性等の観点も同じように重視する必要があると考える。

例えば、平成 14 年度は極めて低い契約金額であったが、そこから今回の随意契約の金額が大幅にアップしていることや、随意契約の際の見積額が予定価格に対して高い比率であることなどは注意すべき点である。

また、業者にとっては平成 14 年度に低い価格ながらも受注できたことが、結果的にその後、他の給食調理等業務とほぼ同水準の委託金額による受注継続につながっていること、さらに、平成 16 年度契約を随意契約とした理由は前述のとおりであるが、その事情が契約書類等で十分説明されていないことなどについても、検討の余地があると思われる。

今後の給食調理等業務の民間委託に際しては、給食の安全性や業務の安定的な履行の確保に配慮しながらも、委託先の選定や契約金額の設定など、委託契約事務の各段階において、通常の委託契約と同様に、経済性等にも十分留意して、事務手続きを行っていくことが必要である。

保健福祉局

1. 福祉事業団運営 (No. 6)

(1) 概要

業務分類	その他		担当課	総務課
業務内容	福祉事業団運営委託			
事業開始年度	-	事業継続年数	-	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	452,987	557,435	469,113	512,109
平成 15 年度	委託先 選定方法	特命随意契約 2号 (入札不適)		
	委託先	社会福祉法人 北九州市福祉事業団	市出資比率	100%
			継続年数	-

社会福祉法人北九州市福祉事業団（以下、「事業団」という。）への委託内容は、事業団運営委託以外にも多岐に及んでおり、市は事業団に年間 40 億円以上の業務を委託している。以下の(2)意見においては、事業団への各委託業務に共通して見られた問題点について記載した。

(2) 意見

(各委託業務共通、事業団運営)

精算報告に金額の妥当性を判断するための証拠書類を添付させる必要がある。

[ 総務課 ]

市会計規則第 57 条によると「証拠書類を添付して」精算報告・精算書を提出しなくてはならないが、実際に事業団から提出されているのは人件費や管理費の小計金額及び全体の合計金額が示された決算額調書のみである。

具体的に決算額調書の詳細や証ひょう類を確認するのは5月中旬の決算監査であり、それ以前に決算額調書のみで決算額が確定されている。精算報告・精算書の提出段階で、決算監査で確認するような証ひょう類を提出させることは現実的ではないが、市として実績金額の妥当性をある程度判断できるように、各項目の内訳など、もう少し詳細な証拠書類を添付させる必要がある。

退職給与引当金の設定について指導する必要がある。

[ 総務課 ]

現在、事業団の決算書では退職給与引当金が設定されていない。これは退職時にはその必要資金がすべて市からの委託料として支払われるため、あえて引当資金を事業団に渡す必要がないからである。

しかし、社会福祉法人会計基準では退職債務の引当てが求められており、市は退職給与引当金の設定について、指導する必要がある。

## 2. 勤労青少年ホーム管理運営業務（No. 7）

### （1）概要

業務分類	施設管理運営		担当課	総務課
業務内容	市内4館（門司、若松、八幡東、八幡西）の勤労青少年ホームにおいて、勤労者及び一般市民を対象とした各種事業を実施するもの。			
事業開始年度	平成6年度	事業継続年数	10年	平成16年度
委託料決算額 （千円）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	（当初予算額）
	109,702	102,226	104,286	106,475
平成15年度	委託先 選定方法	特命随意契約 2号（入札不適）		
	委託先	財団法人 北九州勤労青少年福祉公社	市出資比率	51%
			継続年数	10年

### （2）意見

適切な勘定科目での会計処理を指導する必要がある。 [総務課]

公社の決算書をレビューしたところ、様々な事業区分に「報酬」が計上されていたが、その内容は役員報酬ではなく嘱託事務職員の給料ということであった。

委託料の積算や精算の妥当性を判断するためには、公益法人会計基準に則った勘定科目、例えば、給料手当、臨時雇賃金等での処理が望ましい。市としても委託業務に関連して公社に改善を指導することが必要である。

なお、平成17年度予算編成から「給料」に変更しているとのことである。

公募等、適切な方法で指定管理者が指定されることを期待する。 [総務課]

委託先への特命の理由としては、「公社の持つ勤労福祉施設の管理運営に関するノウハウを勤労青少年ホームの管理運営に活用するため、平成6年度から委託した事業であり、当該公社しか履行できない。」としている。

従来、公の施設の管理運営業務を委託する場合、出資法人等に限定されていたが、平成15年の地方自治法改正により、指定管理者制度が適用されることになる。

勤労青少年ホームの事業内容は、就職支援活動、文化サークル事業、スポーツ事業を通じた勤労青少年の交流活動であるが、業務内容から判断すると、公社以外の民間にも対応できる可能性があることから、指定管理者の指定に当たっては、十分な準備期間を設定した上で、民間業者の状況を把握し、NPO法人等まで含めた民間から幅広く参加が可能となるよう、公募など適切な方法がとられることを期待する。

### 3. 在宅高齢者等おむつ給付サービス事業 (No.87)

#### (1) 概要

業務分類	その他		担当課	高齢者福祉課
業務内容	常時おむつを必要とする者に、おむつ等を給付するもの。			
事業開始年度	平成12年度	事業継続年数	4年	平成16年度
委託料決算額 (千円)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	(当初予算額)
	108,896	156,166	176,135	245,920
平成15年度	委託先 選定方法	随意契約 2号(入札不適)		
	委託先	有限会社 C 他	市出資比率	-
			継続年数	4年

#### (2) 意見

効率性や競争性のために契約業者数を削減する余地がある。 [高齢者福祉課]

平成15年度の契約先は46事業者(平成16年度は39事業者)と多くなっている。

これにより、多種類の商品を取扱うことができ、利用者の多様なニーズに応えられることや、市内全域をカバーできること、地元中小業者に参入機会を提供できることなど、いくつかの利点は認められるものの、逆に、市にとって事務手続や業者への監督・指導などが煩雑となる。

また、商品ごとに上限価格を設け、その価格以下で各事業者と単価契約を行っているが、基本的に参入意向のある業者をすべて受け入れて契約していたため、入札による業者の絞込みに比べると業者選定時において競争性が機能しにくい仕組みとなっている。

事務を効率化し、業者間の競争を促進するために、業者の選定方法や選定数を見直し、契約する業者数を削減する余地があるものとする。

市の負担が必要最小限となるように、工夫する必要がある。 [高齢者福祉課]

利用者は、自己負担もあるため、商品や業者を選択する際には原則として、より安いものを希望するものと予想されるが、同じ種類の商品でもメーカーや取扱業者によって様々な価格設定がなされており、利用者が参考とするリストやカタログも単純に価格で比較して選択できるような形になっていない。

実際の商品や業者の選択と価格の関係が分析されていないため、実態は明らかではないが、利用者は必ずしも最も経済的な選択をしていない可能性もあり、その結果、市の負担も増えているのではと懸念される。

例えば、現在、利用者の申請時に商品だけでなく、取扱業者も指定させているが、商品の希望だけで、あとは市側で市の負担が少なくなる(利用者の負担も少なくなる)業者を選定するなど、工夫の余地があると考えられる。

通常の助成サービスとは異なる方法であることに留意する必要がある。

[ 高齢者福祉課 ]

当該委託業務は、利用者から市に申請のあったおむつの配送を業者に委託するものであるが、その委託料の中には、業者の配送費用だけでなく、利用者の自己負担分を除いて商品の代金分（おむつ代等）も含まれている。

通常の流れは、利用者が個々に自分でおむつを購入し、配送費用を含めて自己負担する。その上で、助成される部分について、市に申請し、市から利用者に助成金が交付されるという流れである。その場合、市と業者の間で契約関係は生じない。

現行の方式は、この通常の方法の代わりに、市が業者と委託契約を結んで、サービスを利用した者への助成費を直接当該業者に支出する方法によって、利用者に現物が助成（給付）されるようにしたものである。

現行方式は利用者の利便性に配慮したものであり、その合理性は理解できるが、本来、委託料と助成金等は目的も性質も異なる支出であり、事務手続も違ってくる。また、現物を間違いなく利用者に給付することや、利用者に正しい価格を提示して自己負担分を徴収することは、一義的には委託先の業者に任されることになる。

現状で特に問題が顕在化しているわけではないが、通常とは異なる助成サービスの方法であるため、常に適切に行われるように留意する必要がある。

#### 4. 社会福祉施設等の管理運営 (No.225)

##### (1) 概要

業務分類	施設管理運営		担当課	障害福祉課
業務内容	障害児(者)施設の管理運営(障害者スポーツセンター、小池学園成人部、心身障害児施設)			
事業開始年度	-	事業継続年数	-	平成16年度
委託料決算額 (千円)	平成13年度 1,006,414	平成14年度 1,079,950	平成15年度 1,081,087	平成16年度 (当初予算額) 1,288,417
平成15年度	委託先 選定方法	特命随意契約 2号(入札不適)		
	委託先	社会福祉法人 北九州市福祉事業団	市出資比率	100%
			継続年数	-

本委託業務において管理運営の対象となる施設のうち、総合療育センターと小池学園成人部を監査対象とした。

##### (2) 意見

###### (総合療育センター)

総合療育センターの施設を視察するとともにヒアリングを行った。その結果、次の～については、検討が必要である。

外来の医療収入は事業団の収入とすることが望ましい。 [障害福祉課]

総合療育センターの外来については医療収入を市が受け取る形になっている。医師などの人件費や医薬材料費は総合療育センター(事業団)が負担するため、総合療育センターの外来は赤字となり、市から委託料で補填されている。

総合療育センターは、国保などからの入金額(外来と入院の合算額)から、市の収入である外来部分のみを抜き出して市に送金する必要があるため、その分、事務手続の手間がかかっている。

また、市は現金ベースで収益を上げ、患者からの未収金を計上しておらず、簿外となっている。これも外来部分を市の収入としていることに関係していると考えられる。なお、外来部分の未収金は平成15年度末時点で前年度分が15千円(監査時点で回収済み)、平成16年6月末現在の平成15年度分の未回収額が約20万円である。

したがって、事業団の事務手続を簡素化するとともに、未収金計上など適切な会計処理をさせるために、国保からの入金はすべて事業団の収入とすることが望ましい。施設の管理運営委託における利用料金制度と同様に、委託先の経営意識を高め、効率的な経営を促すことにもつながると考えられる。

未収金処理について適切な指導を行うとともに、損失負担を見直す余地がある。

[ 障害福祉課 ]

1年を超える未収金は501千円であるが、5年を経過して未収となっているものが2件255千円ある。これらについては徴収不能額として処理する必要がある。

また、明細の中に氏名が不明（平成12年発生）というものが2件あった。監査時に調査依頼したところ、1件は収入調定の誤りであり、もう1件は請求書発行洩れであった。

現状では、貸倒れが生じた場合の資金不足は市の委託料として積算されることとなるため、貸倒損失は最終的には市の負担となる。そのため、未収金の処理及び発生理由の確認については慎重な対処が必要であり、市としても適切な指導をお願いしたい。また、発生原因やその後の処理状況によっては、損失を市の負担とせず、事業団の負担とすることも検討の余地があると考えられる。

医薬品の仕入れや受払、棚卸の手續について、改善指導が必要である。

[ 障害福祉課 ]

医薬品については棚卸が行われておらず、期末の在庫として計上していない。また、受払についても危険物などの特殊品を除いて行われていない。その結果、ロスがいくら出ているのかが分からない状況にある。

前述の貸倒損失と同様、事業団の管理体制の不備が最終的には市の財政負担となる危険性がある以上、最低限、箱単位などで受払を行い、年1回は棚卸を行うなど、適切な処理を行うよう、市としても指導する必要がある。

また、薬品の単価は、平成12、13年までは病院局の単価に合わせていたが、現在は取引先8社を競争させることにより価格を引き下げているとのことであり、病院局との仕入価格の照合を行っていない。しかし、価格一覧によると、薬品によって取引先の得意不得意が出るため、1社しか価格を提示していない薬品もあり、必ずしもすべてで競争性が働いているとは言えない。

病院局との仕入価格の照合や共同購入などによる仕入れ価格の引下げを行う余地があると思われるため、市としても検討し、適宜事業団への指導が必要となる。

実態に合わせて重症心身障害児施設の定員を見直す余地がある。 [ 障害福祉課 ]

重症心身障害児施設のベッド数は40床であるが、肢体不自由児として入院している者の中にも重症心身障害児相当の入院者が12名いる。この重症心身障害児相当の入院者については、重症心身障害児と同様のケアを行うため、経費も同様にかかっている。

したがって、重症心身障害児施設の定員の見直しを行い、実態に見合った措置費を受け入れる余地があるため、市としても検討が必要である。

(小池学園成人部)

監査では、市で関係書類を確認するだけでなく、小池学園成人部の施設を視察するとともにヒアリングを実施した。その結果、次の～については検討が必要である。

収納手続の改善により委託料が軽減されるよう指導することが望ましい。

[ 障害福祉課 ]

平成 15 年度より支援費制度が導入されたことに伴って、事業団(小池学園)が利用者負担金の請求事務を行うこととなった。そこで、事業団は収納手続きについて、利用者の預貯金口座からの自動引き落としを推進し、また、未納者への対応等を見直した。その結果、回収率が向上する等の効果が見られたようである。

市の委託料の負担は事業団のコストが同じであれば、利用料収入が増えるほど低減できるため、今後も引き続き、事業団が利用者の利便性に配慮しつつ、委託料の軽減につながる取組みを進めるよう、市としても指導することが望ましい。

運営体制やサービス水準にも配慮して、今後の委託方針を明確にする必要がある。

[ 障害福祉課 ]

小池学園成人部の運営は、昭和 50 年の開設以来、事業団に委託されており、市の重要な施策の一翼を担ってきたと言える。ただし、市行財政改革大綱(平成 9 年度)では、将来、成人部の民営化(移転も含む)の方針が出されている。

現在、事業団成人部は、この民営化を含む市の方針が不透明な中、これまでと同じようなサービス水準を維持する運営体制がとりにくくなっている。

例えば、平成 16 年度現在の成人部の職員は 44 人で、平均年齢は 44.5 歳というように高齢化が進んでいる。人件費抑制のため、退職者の不補充を市より指導されており、将来的には、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)に準拠した運営ができなくなるのではないかと危惧されている。また、施設を利用している重度障害者の高齢化も進んでいるため、成人部によるサービス提供にもこれまで以上に負担がかかるようになってきているとのことである。

そのため、成人部及び事業団の組織運営にも配慮して、市の委託方針を明確にしていくことが必要である。また、委託料を適切な水準に維持、抑制するために民営化を推進することは必要であるが、委託内容を明確にし、将来的にもサービス水準が維持できるかどうかについても十分検討する必要がある。

## 5. 子どもの館管理運営業務 (No.277)

### (1) 概要

業務分類	施設管理運営		担当課	児童家庭課
業務内容	子どもの館管理運営業務委託			
事業開始年度	平成 13 年度	事業継続年数	3 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	58,650	159,251	243,176	277,029
平成 15 年度	委託先 選定方法	特命随意契約 2号(入札不適)		
	委託先	社会福祉法人 北九州市福祉事業団	市出資比率	100%
			継続年数	3 年

### (2) 意見

利用料金制度については、適切な運用が必要である。 [児童家庭課]

平成 13 年度の開設当初の計画では、子どもの館の運営は事業団の利用料金収入部分でほぼ収支均衡を見込んでおり、市は人件費と共益費(再開発ビルを市が区分所有するために生じる共用部分の維持管理費)など 129,000 千円(人件費 72,000 千円、共益費 57,000 千円)を負担する計画であった。

次表は開設当初の支出計画案と平成 14 年度実績を比較したものであるが、平成 14 年度では事業団に 1,872 千円の剰余が出ている。計画では売店収入による利益を過大に見積っていたが、その利益の落ち込み(計画 16 百万円 実績約 4 百万円)を事業費の減少と貸付料の増加で吸収できている。

ただし、市の負担は人件費が 97,587 千円、共益費が 97,075 千円と当初計画よりもトータルで 65,662 千円多くなっている(最終的には県の補助金 32,393 千円があり、33,269 千円の負担増)。

市の負担部分の計画と実績の差異原因のうち、人件費の増加は、当初、ボランティアを活用するということであったが、金銭を扱う部分はパートを雇うこととしたためである。また、共益費の増加は、計画時の市による見込み違いということである。専有部分の水道光熱費は、計画では事業団が 30,142 千円負担するはずであったが、精算表を見ると、市の負担が 27,057 千円、事業団の負担が 2,690 千円となっている。他にも消耗品費 294 千円、広報費 342 千円など事業団の負担として計画されていたものが市の負担となっている。

平成 14 年度の子どもの館に関する計画と実績 (単位：千円)

(利用料部分)	H14 計画	H14 実績	差 異
入場料、使用料収入	60,266	55,824	-4,442
売店販売額	55,000	14,941	-40,059
貸付料	12,714	16,831	4,117
計	127,980	87,596	-40,384
売店売上原価	39,000	10,901	-28,099
事業費他	85,764	74,823	-10,941
計	124,764	85,724	-39,040
利用料損益	3,217	1,872	-1,345
(市の負担部分)			
人件費	72,000	97,587	25,587
共益費	57,000	97,075	40,075
県からの補助金		-32,393	-32,393
計	129,000	162,269	33,269

- (注) 1) 計画は子どもの館開設に当たって作成された当初計画である。  
 2) 「(市の負担部分)」の「県からの補助金」は開設初年度のみ交付されたものである。  
 3) 「(市の負担部分)」には、雑収入等や新空港などの市負担 3,017 千円を含むため、前ページ概要欄の平成 14 年度決算額と一致しない。

担当課によると、利用料金制度は必要に応じて見直すものとして、2年目の平成 14 年度には既に水道光熱費などが市の負担に変更されている。

しかし、利用料金制度は、受託者の自律的な経営努力を促す仕組みであり、市としては一定期間、事業団の効率化や利用促進等の取組みを見守るべきである。したがって、事業団の運営状況に応じて、頻繁に市の負担経費区分等を見直すことは望ましくない。

また、そのためには一方で、当初計画をより厳密に策定する必要があったと考える。そして、計画策定には、当然、不確定要素が多く含まれるが、契約により、そのリスクの一部を受託者側にも移転させる必要がある。それが、利用料金制度をより有効に機能させるポイントの一つであると思われる。

今後は、利用料金制度の趣旨を踏まえ、適切な運用が必要である。

今後の子どもの館のあり方について、適宜、見直しをなされることを期待する。

[ 児童家庭課 ]

子どもの館の管理運営に関する市の負担額は、当期 243 百万円であるが、これは黒崎ターミナルビル(株)の倒産による入場者の減少や共益費の増加の影響を受けたものである。今後、コムシティのテナントが決定することなどによって、ある程度、好転する可能性もあるが、一方で、依然として厳しい状況が続き、市の負担額が膨らんでいく可能性も考えられる。

したがって、常に、施設の設置目的に照らして、市の財政支出が効果的なもので

あるかどうかについて留意しておくことが必要である。

例えば、子どもの館は、子供の健全育成を支援する施設として設置されているが、現状の利用実績を見ると、育児相談は年間 22 回程度であり、その参加者も約 180 人で 1 回平均 9 人弱にとどまること、また、ホールの利用も本来の目的であるコンサートなどよりも求職活動支援セミナーなどの利用が多いこと（下表参照）さらに、「らんらんらんど」のように民間施設と類似したコーナーも含まれていることなど、今後、改善に向けて検討の余地はあると思われる。

ホールの利用状況（平成 16 年 1 月～ 3 月）

項目	1 月	2 月	3 月
利用された日	13 日	15 日	19 日
うち本来の目的	5 日	5 日	10 日
入場者数	2,561 人	2,617 人	2,810 人
うち本来の目的で入場した人員	588 人	917 人	922 人

子どもの館は、開設後 4 年目に入ったところであるが、これまでの実績や利用者ニーズ等を十分分析し、施設・設備のリニューアル等を含む施設のあり方について、今後、柔軟に見直しがなされることを期待する。また、アジア太平洋インポートマート（AIM）にも、類似の「（仮称）子育て支援プラザ」の設置が計画されているが、そこにおいても子どもの館の実績と経験を十分に生かしていただきたい。

6. 公立保育所運営（民間）(No.299)

(1) 概要

業務分類	その他		担当課	保育課
業務内容	市内 15ヶ所の公立保育所等の運営委託（民間）			
事業開始年度	-	事業継続年数	-	平成 16 年度
委託料決算額 （千円）	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	（当初予算額）
	81,263	123,467	135,135	176,234
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 2号（入札不適）		
	委託先	社会福祉法人 D 他 5 件	市出資比率	-
			継続年数	-

(2) 意見

委託料の積算根拠について、見直す余地がある。 [ 保育課 ]

保育所に対して国で定めた措置費（委託料）が支払われているが、その委託料では不足する管理運営費を別途委託料として市が支払っている。当該委託料の決算額は 135,135 千円である。

この委託料の支払は市の条例に基づき行われているものである。措置費以外に支払う理由は、民間の保育所であれば、保育単価に「民間施設給与等改善費（以下、「民改費」という。）」の加算が 4%～12%の範囲で行われるとともに、民間運営補助がなされるが、公設民営保育所ではそれがないため、運営費の不足が生じ、その不足分を委託料で負担しているということであった。

ただし、措置費に加えて委託料で負担される割合は、保育所によって 3%台から 20%を超えるところまで幅がある（次表参照）。各施設の事情によって委託料に差が出ているものと思われるが、施設間の公平性の観点からは改善の余地がある。また、運営費の不足分が補填される形で委託料が積算される場合、委託先に効率化等の経営努力を促すことにつながらないのではないかと懸念も生じる。

一方、委託料の積算においては、職員数や入所者数を基に積算されている部分もあるが、施設管理費や光熱水費など、施設毎に定められた一定額となっている場合が見られる（次表参照）。特に、光熱水費は 552 千円の施設が多いが、それ以外の設定もあり、統一的ではない。改めて実態を踏まえて、積算根拠を見直す余地がある。

公設民営保育所の措置費と管理運営委託料の状況

(単位：千円)

保育所名、コード	委託料確定額 (措置費外)	支弁台帳上の 措置費	割合% ( / )	のうち 光熱水費
清滝 No.124	7,128	96,059	7.4	552
古城 No.125	6,555	109,813	6.0	552
中原 No.922	3,113	90,810	3.4	552
西中原 No.923	7,450	105,234	7.0	552
牧山 No.924	7,610	65,798	11.5	552
三萩野 No.232	4,445	123,117	3.6	552
おぐま野 No.228	10,388	139,051	7.5	1,104
北方 No.422	19,328	94,219	20.5	2,208
東筑 No.728	11,447	93,663	12.2	552
千防 No.925	9,354	115,686	8.1	552
陣原 No.726	10,667	111,106	9.6	5,147
北ふれあい(夜間) No.234	11,749	53,662	21.9	5,351
北ふれあい(乳児) No.233	10,685	50,588	21.1	2,369
古前 No.524	15,217	99,987	15.2	2,208
計	135,136	1,348,793	10.0	22,803

公設民営保育所のあり方についての検討を期待する。

[ 保育課 ]

契約伺の中には「保育所の管理委託について(方針)」(昭和48年4月1日から適用)に基づいて行うものであるとする記載があるが、この方針もかなりの期間を経過している。公設民営保育所も民間への転換も含めて抜本的な対策が検討される時期であると考え。したがって、現状を踏まえつつ、公設民営保育所のあり方が総合的かつ長期的な視点から検討されることを期待する。

7. 民間保育所運営費 (No.377)

(1) 概要

業務分類	その他		担当課	保育課
業務内容	保育の実施に要する保育費用			
事業開始年度	-	事業継続年数	-	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	11,796,009	11,794,462	11,783,715	12,865,843
平成 15 年度	委託先 選定方法	-		
	委託先	社会福祉法人 E 他	市出資比率	-
			継続年数	-

以下の意見においては、民間保育所だけでなく、公設公営や公設民営の保育所に係るもの、あるいは市の保育所全体に係るものについてもここで記述している。

(2) 意見

委託料軽減の観点から、定員の見直しを検討する余地がある。 [保育課]

支弁台帳により定員と現員の状況を把握したところ、かなり定員オーバーの保育所が見受けられた。担当課によると、国の基準の範囲内ということである。

ただし、定員区分によって保育単価が異なるため、年度当初から定員をオーバーしている保育所を支弁台帳から2ヶ所抽出し(下表)、定員見直しによる委託料への影響を試算した。

抽出保育所の定員と平均園児数 (単位:人)

コード	定員	H15.4 園児数	H16.3 園児数	総延園児数	平均園児数
461	110	122	141	1,576	131
765	110	126	135	1,589	132

定員区分別の保育単価等(施設の長が設置されている場合) (単価:円)

定員区分	乳児	1,2 歳児	3 歳児	4 歳児以上
61 人~90 人	158,960	93,760	45,030	38,510
	17,920	10,090	4,620	3,840
91 人~120 人	151,990	86,790	38,060	31,540
	17,080	9,250	3,780	3,000
121 人~150 人	149,620	84,420	35,690	29,170
	16,800	8,970	3,500	2,720
151 人以上	148,810	83,610	34,880	28,360
	16,700	8,870	3,400	2,620

(注) 上段: 保育単価(平成 15 年 5 月 23 日付改正分)  
下段: 12%の民間施設給与等改善費加算額

両保育所とも、現在、91 人~120 人の保育単価と 12%の民改費加算額が適用されている。現行定員区分と 121 人~150 人の定員区分による保育単価の差は年齢区分に関係なく一律 1 人当たり 2,650 円(民改費加算を含む。)となっている。した

がって、平均園児数に従って、121人～150人の区分に定員が変更された場合、2つの保育所の合計で8,387千円（総延園児数×2,650円）の措置費（委託料）が軽減されることになる。

一方で待機児童解消という政策目的はあるものの、委託料軽減の観点からも、保育所の定員見直しについて検討する余地があると考えます。

従来以上に保育所の適正配置の取組みを推進する必要がある。 [保育課]  
 保育所の適正配置に関する市の取組み方針は下表のとおりである。

「新北九州市保育5か年プラン」(平成13年3月)より抜粋

「全市的には量的需要を満たしている状況の中で、若松地区や八幡東区では定員割れの大きい地域がある一方、小倉南区や八幡西区などの一部地域では待機児童がいるなど保育所配置のアンバランスが存在する。」  
 「このため、保育所の安定的運営の阻害、適度な子どもの集団が確保できないことによる保育所保育上の弊害など様々な問題が指摘されている。」  
 「これらを解消し、保育所利用者の利便性の確保、保育行政の効率的な執行を図るため、今後、継続して保育所の適正配置に取り組む。」

ただし、現状では、前述のように定員オーバーとなっている保育所が多く見られる一方で、下表のように定員に満たない公設公営保育所も残っている。「新北九州市保育5か年プラン」で示されている保育所の適正配置の取組みが、未だ終わっていないことを意味する。従来以上に、保育所の適正配置に向けた取組みを推進する必要がある。

定員割れとなっている主な公設公営保育所 (単位:人)

コード	地区	定員	延現員	平均	充足率(%)
No.102	門司	120	958	79	65.8
No.205	小倉北	120	1,026	85	70.8
No.402	小倉南	120	1,032	86	71.7
No.403	小倉南	90	761	63	70.0

指導監査についても改善の余地がある。 [保育課、監査指導課]

児童福祉法に基づく児童福祉施設に対し、運営費（委託料）の支払が行われているが、これら児童福祉施設の経営管理の状況、保育の状況、人事管理の状況、財務管理の状況等について、保健福祉局監査指導課が毎年指導監査を行っている。平成15年度では実地監査を60ヶ所、書面監査を43ヶ所実施しており、少なくとも年1回は各施設の監査を行うことになっている。

この指導監査は、民間保育所や公設民営保育所に支払われている運営費（委託料）の履行確認の意味合いもあるため、今回、委託料に関連して指導監査の方法についてもヒアリングを行った。

指導監査は定められた様式のチェックリストに基づいて行われているが、監査の

日数は延べ2～3人日ということである。委託料の基礎となる入所者人数の確認や支出内容の確認などを含み、全体で54ページにもなるチェックリストに沿って、2～3人日で網羅的なチェックを行うことは、難しい面があると考えられる。

したがって、指導監査の人員配置や実施日数の見直し、あるいは規模やリスク等を勘案した監査の重点化など、従来以上に効率的・効果的な指導監査が行われるように、検討が必要となる。

## 8. 福祉医療業務 (No.517)

### (1) 概要

業務分類	その他	担当課	保険年金課	
業務内容	市が医療費を助成している福祉医療（重度障害者、老人、乳幼児及び母子家庭等）業務に関して、請求書の作成や各医療機関の取りまとめを行う。			
事業開始年度	昭和 53 年度	事業継続年数	26 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	168,000	168,000	168,000	168,000
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 2号		
	委託先	社団法人 H	市出資比率	-
			継続年数	25 年

### (2) 意見

本委託業務のあり方自体を抜本的に見直す必要がある。 [保険年金課]

本業務の委託先は市内の医師等を構成員とする社団法人である。また、委託金額が実績に応じた金額ではなく、その総額も固定化されている。さらに当初からの委託の経緯なども含めて判断すると、本業務は単純な委託業務というよりも、公益的な目的で各病院や医院に負担を強いている部分に対する市からの負担金や補助金としての一面がうかがえる。

本業務の開始から、既に四半世紀が経過していることもあり、現在の医療福祉を取り巻く状況を改めて勘案し、市の政策を前提として本業務の目的を明確にする必要がある。その上で、本業務のあり方について、抜本的に見直すべき時期に来ていると考える。

9. 夜間・休日急患センターに係る業務 (No.845、850)

(1) 概要

センター診療業務 (No.845)

業務分類		その他	担当課	夜間・休日急患センター
業務内容		夜間・休日急患センターにおける患者の診療業務		
事業開始年度		-	事業継続年数	-
委託料決算額 (千円)		平成13年度	平成14年度	平成15年度
		246,492	246,893	245,901
平成15年度	委託先 選定方法	随意契約 2号 (入札不適)		
	委託先	社団法人 J	市出資比率	-
			継続年数	-

看護業務 (No.850)

業務分類		その他	担当課	夜間・休日急患センター
業務内容		夜間・休日急患センターにおける看護師または准看護師の業務		
事業開始年度		-	事業継続年数	-
委託料決算額 (千円)		平成13年度	平成14年度	平成15年度
		124,008	124,021	119,577
平成15年度	委託先 選定方法	随意契約 2号 (入札不適)		
	委託先	個人委託 (66名)	市出資比率	-
			継続年数	-

市の救急医療体制

市では、救急医療体制を次表のように3つの段階に分けて整備している。平成7年に第2夜間・休日急患センターが開設して以来、軽症な患者に対応する2ヶ所の夜間・休日急患センターと特に重症な患者を収容する2ヶ所の救命救急センターを中心に、東西2極体制が確立されている。

市の救急医療体制

段階	内容
1) 比較的軽度な場合 (初期救急医療体制)	病院や診療所などの診療時間外 (休日や夜間) において、市民が自らの手段で受診できるような比較的軽度な症状に対応する施設として、小倉北区にある夜間・休日急患センターと八幡東区にある第2夜間・休日急患センター、5ヶ所の休日急患診療所 (サブセンター) がある。
2) 重症の場合 (第二次救急医療)	入院治療を必要とする重症患者は、市内18の病院が1日1病院の輪番制で休日や夜間の受入体制 (病院群輪番制) をとっている。さらに、当番病院で対応できない場合、患者の症状に応じて市内31の専門病院 (機能別応需病院) が24時間の受入体制をとっている。
3) 命に関わるような重篤な場合 (第三次救急医療)	命に関わるような重症の患者については、八幡東区の市立八幡病院と小倉南区の北九州総合病院が、それぞれ「救命救急センター」として、1年を通じて24時間体制で対応している。

### 夜間・休日急患センターの患者数

初期救急医療体制の核となる市内2つの夜間・休日急患センターの合計患者数は年々増加傾向にあったが、平成15年度は82,904人と減少に転じている。また、平成15年10月より小児救急医療体制の整備の一環として八幡病院において小児救急センターが整備されている。

#### 夜間・休日急患センター等の患者数（平成15年度実績：人）

施設	患者数計	診療科目別患者数内訳					
		内科	小児科	外科・整形	耳鼻科	眼科	歯科
夜間・休日急患センター	35,624	11,818	12,014	6,106	3,996	930	760
第2夜間・休日急患センター	41,475	11,322	20,230	9,923	-	-	-
サブセンター	5,805	2,629	3,176	-	-	-	-
合計	82,904	25,769	35,420	16,029	3,996	930	760

### 夜間・休日急患センターの運営体制等

夜間・休日急患センター及びサブセンターの管轄は保健福祉局である。ただし、第2夜間・休日急患センターの管轄は病院局である。これは第2夜間・休日急患センターが市立八幡病院に併設されているためであり、医師、看護師も八幡病院のスタッフで賄われている。

夜間・休日急患センター及びサブセンターでは、看護師については個人と委託契約を結び、医師については医師会と委託契約を結んで医師の派遣を受けている。薬剤師やレントゲン技師についても同様に薬剤師会などからの派遣によっている。

夜間・休日急患センターに派遣されている医師は2,000人に及び、平成15年度各月の振込依頼書から勤務した医師数を集計したものが下表である。このように多くの医師が診療に来ており、継続的に派遣されている医師は少ない状況である。

#### 月別の派遣医師数（平成15年4月～平成16年3月）

月	勤務した医師数（人）	月	勤務した医師数（人）
4月	240	10月	230
5月	235	11月	253
6月	235	12月	265
7月	241	1月	270
8月	263	2月	243
9月	257	3月	238

（資料）振込依頼書から集計、（注）それぞれ月の医師数は延べ数ではなく、実数。

医師会との間の委託料は、当初の設定根拠は不明だが、毎年的人事院勧告を反映したのになっているとのことである。また、他都市に比べると、センターを2ヶ所保有し、診療所もある点や診療科目が多い点から、救急医療体制は比較的充実していると言える。運営形態は直営よりも財団法人ないしは医師会に委託するケースが多く、直営は少数派である。

政令指定都市の初期救急医療体制

都市	機関	救急施設	市立病院の夜間診療	備考
札幌市	医師会へ委託	夜間センター1ヶ所	-	当番医制度
仙台市	(財)仙台市救急医療事業団に委託	夜間センター1ヶ所、診療所1ヶ所 休日センター1ヶ所、診療所4ヶ所	-	在宅当番医制度
千葉市	千葉市保健医療事業団に委託	1ヶ所のほか海浜病院	海浜病院にて夜間救急医療を実施	在宅当番医制度 救急告示医療機関
川崎市	直営（医師などは派遣）のほか聖マリアンナ医科大に補助	休日診療所7ヶ所、休日夜間診療所1ヶ所のほか、聖マリアンナ医科大に補助の他川崎病院	川崎病院が救急医療機関	在宅当番医制度 救急告示医療機関
横浜市	夜間センターは(財)救急医療センター、医師会に委託、休日急患診療所は各区社団法人に補助	夜間休日センター3ヶ所、休日診療所は18ヶ所	-	病院群輪番制
名古屋市	医師会に補助	夜間センター2ヶ所、休日センターは15ヶ所	-	病院群輪番制
京都市	財団法人に運営費補助	休日のみ3ヶ所	救急24時間受付	病院群輪番制
大阪市	大阪市救急医療事業団に委託	夜間診療所1ヶ所、休日急患6ヶ所	-	救急告示医療機関制度
神戸市	医師会に補助	急病診療所1ヶ所	24時間受付	病院群輪番制
広島市	直営	1ヶ所	24時間受付	在宅当番医制度
北九州市	直営	センター2ヶ所、サブセンター5ヶ所	八幡病院で24時間受付	在宅当番医制度
福岡市	医師会に委託	センター1ヶ所、診療所5ヶ所	-	在宅当番医制度

(資料) 札幌市のHPから入手した資料に各市のHPを参考に加工を加えた。

夜間・休日急患センターの収支状況

テレホンセンターも加えた夜間・休日急患センター事業の収支差額を見ると、平成13年度357百万円、14年度322百万円、15年度388百万円のマイナスになっている。患者一人当たり歳入はほぼ変わらないが、医師などへの委託料やテレホンセンター経費など固定的な部分が大いいため、患者数が減少した平成15年度は、患者一人当たり収支差額のマイナスが拡大している。

夜間・休日急患センターの収支

(単位：千円)

歳入・歳出	13年度	14年度	15年度
歳入	392,722	446,327	362,822
患者一人当たり歳入	4.37	4.55	4.38
歳出	750,608	768,715	751,611
収支差額(歳入-歳出)	-357,886	-322,387	-388,788
患者一人当たり収支差額	-3.98	-3.29	-4.69

(2) 意見

審査減額を抑制するために、より一層の工夫と努力が望まれる。

[夜間・休日急患センター]

請求額に対する収入(入金額)の差、いわゆる「審査減額」の比率がここ数年上昇傾向にある(請求額に対する審査減額比率は14年度1.1%、15年度1.8%、審査減額は14年度4,378千円、15年度3,864千円)。

この比率自体高いものであるが、派遣医師（開業医、大学医師）のため、出務する医師が日替わりとなり、減額通知の周知徹底が図れないこと、さらに、請求先である基金の「医療費削減」の方針もあって審査が年々厳しくなっていることなどに起因している。

専任医師を有する病院であれば、診療報酬請求時点で不明な点を医師に直接確認し、必要な補足等を加えることができるが、日替わりで医師が交替する当センターでは事後の補足等を行うことは困難である。センターの出務といえども、各大学または医師個人によってそれぞれ異なる診療方針があり、これに則って診療をしている以上、医療行為部分に立ち入ることができない。

現在、基金等から送付された減額通知は、出務する医師の控え室(医局)に置き、現状の周知と減額防止の協力を仰ぐなどの対策を行っているとのことであるが、より一層の周知徹底のほか、事前のチェックや再請求などの工夫と努力が望まれる。

看護師への委託料は、資格等を踏まえて、単価を見直す余地がある。

[ 夜間・休日急患センター ]

看護師への委託料の単価は、急患センターの特殊性もあり、市立病院よりも高く設定されている。ただし、その単価は正看・准看といった資格、あるいは勤続年数による差異はなく、同一である。このことは、正看で長期に勤務する人が少ないといった状況の要因の一つになっているとも考えられる。また、資格上、准看護師は「医師、歯科医師、看護師の指示を受けて」となっており、両者が同一単価ということには違和感がある。

したがって、看護師のモチベーションを高めるとともに、勤務の継続化によるノウハウ・技術の蓄積にもつながる可能性があり、センターの質を高めるためにも、単価の見直しの余地があると考ええる。

病院局医療センターとの人事交流も検討する必要がある。

[ 夜間・休日急患センター ]

現在、センターのみの仕事を行っている看護師も三分の一ほどいる。

ただし、救急医療体制のあり方検討委員会による答申の結果、深夜業務がなくなることが見込まれている。また、別途、看護師との契約を現在の委託契約から嘱託契約に変更することも予定されている。その場合、勤務時間の短縮により給与が減少することなどの理由で、人員の確保が困難な状況になることも予想される。

医師の確保の困難性、審査減額なども併せて考えると、病院局の医療センターとの間で、従来以上に密に人事交流を行うことも検討する必要があるのではないかと。

・建設局

1. 道路台帳図面調書作成業務 (No.38)

(1) 概要

業務分類	測量	担当課	管理課	
業務内容	道路法第 28 条に基づく道路の適正管理を目的に、道路台帳調書及び図面について記載事項の変更による原図・基図・網図等の各種図面及び調書の作成・修正を委託する業務			
事業開始年度 委託料決算額 (千円)	平成 15 年度	事業継続年数	1 年	平成 16 年度
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	-	-	87,856	-
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 4号(入札不利)		
	委託先	株式会社 A	市出資比率	-
			継続年数	1年

(2) 意見

特定の業者にしか業務を委託せざるを得ない状況は改善する必要がある。

[ 管理課 ]

道路台帳調書及び市独自調書は、現在、コンピュータにより調整・管理されているが、そのプログラムは、委託先が昭和 61 年に道路台帳調書作成業務を受託した際、異動数量の正確性等を確保するために自社所有の汎用ソフトを道路台帳仕様に合わせて開発・所有したものである。

このため、道路台帳作成業務は当該委託先以外の業者に委託できない(道路台帳図面調書の作成が難しい)状況になっており、一般競争入札や指名競争入札が行われていない。他業者が競争入札に参加できるように対応するには、市による独自プログラム等の開発が必要であるが、多額の費用がかかること、工期内に成果品を提出することが難しいこと等から、競争入札が行われていないとのことである。

しかしながら、将来にわたって、道路台帳のわずかな変更でも特定の業者に委託せざるを得ないという状況は好ましくない。業者選定において競争性がないだけでなく、万が一、当該業者が業務を遂行できない状況になった場合には、市の道路台帳作成業務も滞ってしまうことになる。

今後は、道路台帳ソフトの取得を図るなどして市独自で行うか、委託するにしても競争入札が行える状況に改善する必要がある。

## 2. 市公園施設の管理等 (No.675)

### (1) 概要

業務分類	施設管理運営		担当課	公園管理課
業務内容	公園及び有料公園施設等の管理運営に関する業務			
事業開始年度	昭和 53 年度	事業継続年数	26 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	2,833,929	2,960,952	2,989,994	-
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 2号(入札不適)		
	委託先	財団法人 北九州市都市整備公社	市出資比率	100%
			継続年数	26年

市は、委託先の会社に対して、公園や文化施設、体育施設、学校など多様な公共施設の管理運営業務を委託しているが、本件は中でも公園の管理運営に関する委託である。平成 15 年度決算額 2,989,994 千円は、当該会社の当期収入合計 5,607,496 千円の 53.3%を占めており、会社の中心的な業務の一つと言える。

本委託業務の執行額内訳は下表のとおりである。施設別では市内の公園管理が約 21 億円と最も大きく、その他ではグリーンパーク関連諸施設と志井プールが 1 億円を超えている。また、委託料執行額の 68.5%が外部への再委託料であり、全体としてみると外部業者を統括しながら、各施設の管理運営を行っている状況である。

#### 公園施設管理等委託料執行内訳

(単位：千円)

施設	合計	人件費		物件費	うち再委託料		うち工事請負費	
		金額	同構 成比		金額	同構 成比	金額	同構 成比
一般管理費	82,050	63,482	77.4%	18,568	3,395	4.1%	83	0.1%
市内の公園管理	2,172,477	88,493	4.1%	2,083,984	1,731,341	79.7%	323,522	14.9%
霊園	37,269	27,336	73.3%	9,933	2,049	5.5%	1,202	3.2%
グリーンパーク関連	390,767	90,636	23.2%	300,130	149,521	38.3%	37,270	9.5%
(サイクリング施設)	(45,931)	(7,922)	17.2%	(38,009)	(15,175)	33.0%	(9,800)	21.3%
(動物ワールド)	(101,594)	(30,403)	29.9%	(71,190)	(43,247)	42.6%	(5,719)	5.6%
(緑化センター)	(226,325)	(52,311)	23.1%	(174,014)	(78,550)	34.7%	(19,761)	8.7%
(ひびきター)	(16,917)	(0)	0%	(16,917)	(12,549)	74.2%	(1,990)	11.8%
山田緑地	52,976	22,781	43.0%	30,195	14,677	27.7%	1,036	2.0%
白野江植物公園	25,249	14,303	56.6%	10,946	6,630	26.3%	134	0.5%
公共花壇	34,499	0	0%	34,499	34,499	100%	0	0%
到津の森	25,200	0	0%	25,200	22,050	87.5%	3,150	12.5%
平尾台	66,608	7,776	11.7%	58,831	24,726	37.1%	16,034	24.1%
志井プール	102,891	2,195	2.1%	100,695	59,683	58.0%	5,242	5.1%
合計	2,989,994	317,007	10.6%	2,672,987	2,048,576	68.5%	387,677	13.0%

(注) 1) 表中の構成比はすべて執行額合計に対する比率を表す。

2) 例えば、グリーンパークの維持管理に係る再委託料は、表中の項目ではグリーンパーク関連ではなく、市内の公園管理の再委託料として集計されているなど、各施設のコストが厳密に示されているわけではない。

(2) 意見

公園管理業務の再委託では入札の競争性が確保されるよう指導する必要がある。

[公園管理課]

市内の公園管理業務は、市から公社に 2,172,477 千円で委託され、そのうち 79.7%に相当する 1,731,341 千円が外部に再委託されている。また、14.9%に相当する 323,522 千円が外部に工事発注されている。次表は、主な再委託業務及び工事について抽出し、集計したものである。

このうち、ある程度、計画的に執行できる業務については、指名競争入札が実施されているものの、次表の事例のように入札参加業者がそのまま落札業者の下請となっている状況が散見された。

公園管理関連の主な再委託業務及び請負工事

ルーチン作業	契約件数、金額	受託、請負業者	備考
1) 委託(指名競争入札)	43件 466,157千円	個々の落札業者	-
2) 委託(特命随意契約)	9件 56,751千円	個々の選定業者	専門性が高い業務

スポット作業	契約件数、金額	受託、請負業者	備考
3) 委託(東地区)(特命随契)	40件 405,063千円	株式会社 a	-
3) 工事(東地区)(特命随契)	24件 102,480千円	株式会社 a	-
3) 委託(西地区)(特命随契)	38件 401,496千円	株式会社 b	-
3) 工事(西地区)(特命随契)	23件 117,390千円	株式会社 b	-

(注) 上記の業務内容に応じて、次のような考え方で業者選定がなされている。

- 1) ある程度、年間の計画が立てやすい業務(公園定期除草、アベリア剪定、街路樹剪定、松のこも巻きなど)については指名競争入札を実施。
- 2) 専門性を要する業務(花菖蒲管理、彫刻洗浄、池浄化など)については、特命随意契約を締結。
- 3) 緊急な対応が必要なスポット作業については、特定の2業者と特命随意契約を締結。

担当課によると、草刈や剪定業務は実施時期が短期間に集中する一方で、各地域で対応できる業者が限定されているため、結果として、こういう状況になっているとのことである。実情を詳細に把握する必要はあるが、少なくとも落札業者の施工比率が低く、入札参加業者の間で業務を分け合っているような状況は、入札の競争性を確保する観点からは望ましくない。

入札参加業者と施工比率の事例

入札参加業者	入札結果	業務施工体制	施工比率
業者 a	落札	元請	26%
業者 b	-	業者 a の下請	74%
業者 c	-	同上	
業者 d	-	同上	
業者 e	-	同上	
業者 f	-	同上	

(注) 1) 本事例は公園定期除草及びアベリア剪定業務の一つである。

2) 落札率は 96%、契約額約 37 百万円である。

3) 施工比率は元請が直接施工する業務と下請が施工する業務を金額ベースで比率換算したものである。下請各社はほぼ同じ施工比率(外注金額)で請負っている。

前表以外に入札参加業者が落札業者の下請となっている事例（一部）

業務名	契約額	落札率	落札者施工比率
東部ア	7 百万円	95%	28%
東部イ	36 百万円	96%	54%
東部ウ	8 百万円	96%	29%
東部エ	34 百万円	96%	28%
西部オ	35 百万円	96%	32%
西部カ	35 百万円	96%	29%
西部キ	38 百万円	96%	45%

(注) 1) 落札者から業務を発注される下請業者には入札に参加していない業者が含まれる場合がある。  
2) 落札率の小数点以下は一定の方法で処理した。

どの業者に再委託して業務を実施するかについては、委託先の公社に任せるべきであるが、業者の選定方法等に問題があると認められた場合は、市の委託料にも直接影響することであるため、指名業者の見直しや一般競争入札の導入、あるいは落札業者の施工比率の向上など、公社に対して適切な改善指導を行う必要がある。

公園管理業務の再委託のうち、可能なものは入札とするよう指導する必要がある。

[ 公園管理課 ]

公園管理業務のうち、緊急な対応が必要なスポット作業や専門性を必要とする業務については、特命随意契約で再委託が行われている（前掲の表参照）。

特命理由は、業務の緊急性、専門性が主な理由となっているが、業務の中には芝刈など、緊急性や専門性の理由に当てはまらない業務も含まれていた。

それらについては、競争入札への転換が可能であるため、再委託の業者選定に当たっては常に経済性に留意し、できるだけ競争性が確保されるように、市としても公社を適宜、指導する必要がある。

グリーンパーク関連の再委託は、できるだけ入札とするよう指導する必要がある。

[ 公園管理課 ]

グリーンパーク関連では、市から公社への委託料のうち、329,274 千円が公社から別の業者に再委託されている。また、工事の発注を含めると 390,194 千円が外注されていることになる。

再委託業務及び請負工事のうち 75%は特定の業者に特命随意契約で発注している（次表）。

グリーンパーク関連の再委託の内訳

(単位：百万円)

	執行額全体	うち特定の業者 g への再委託	うち、その他業者への再委託
委 託	329	257 ( 78% )	73 ( 22% )
請負工事	61	35 ( 57% )	26 ( 43% )
合計	390	291 ( 75% )	99 ( 25% )

(資料) 予算管理簿より集計して作成。

また、再委託業務及び請負工事の性格は、次図のように分類される。緊急性、専門性が高い業務については、特定の業者と特命随意契約を締結しており、緊急性が低く、一般的な業務については、指名競争入札を行っている。

このように、特定の業者が継続して特命随意契約で受注している状況は、緊急性、専門性、機動性の面で、公社にとって利便性が高い面があると思われるが、一方で、競争原理の働きにくい構造にある。したがって、当該特命随意契約の業務については、内容を精査して、可能な限り指名競争入札への移行を推進していくよう、市としても公社を指導することが望ましい。

グリーンパーク関連の再委託業務及び請負工事の概要(金額は平成15年度決算額)

特定の業者との特命随意契約	作業班（業者が直接工事(業者が雇用している作業員使用)） 日報に基づき日々作業を実施する。 a班 力仕事関係 b班 緻密な作業（女性作業員が多い） c班 パラ園の維持管理（専門知識が必要） d班～ 必要に応じて作業班を組織	}	106 百万円
	ルーチン作業（除草、芝生地管理、剪定、松食虫対策、施肥） 特定のイベント開催までに花を咲かせてほしいなど、 植物の管理について専門性を有し、また、グリーンパークについて精通していることが求められる。（専門性の高さにより公社が関係業者を指定することもある。）		184 百万円
	業者の関係業者が施工。（補修など緊急性が高いもの）		
指名競争入札	単独契約（上記の特定の業者以外で、指名競争入札） ある程度、補修等の緊急性は低く、半年程度のスパンで定期的に一括で施工できるもの。	}	101 百万円

委託業務にかかった正確なコストを把握しておくことが望ましい。

[ 公園管理課、総務課 ]

「市職員の財団法人北九州市都市整備公社への派遣に関する取決め書」(平成14年4月1日)に基づいて、市からの派遣職員に係る人件費のうち、給料や扶養手当、調整手当等については市から直接支給されている。公社で負担しているのは、「(公社での)管理職手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、通勤手当」のみである。

市が職員を派遣し、直接給料等を支給すること自体は、法令や上記取決め書等の規定に反しているわけではないが、委託料を精査し、管理する観点から見ると、委託業務の正確なコストが把握されていないと考えられるため、工夫の余地がある。

公社で派遣職員の人件費をすべて負担して、これらを含めて委託料を計算する方法であれば、委託契約書や公社の決算書類で委託業務に要したコストが委託料とし

て表示され、第三者への説明も容易である。

しかし、現状では、市が直接支給している給与分だけ委託料が過小に表示されており、実際にかかったコストは、別途、計算する必要がある。例えば、建設局から公社への派遣職員 23 人に対する市の人件費負担は合計 151,287 千円(平成 15 年度)とのことであるが、これが公社の委託料原価に含まれていないだけでなく、さらに、派遣職員が公社の間接部門にも配置されている場合、各委託業務への配賦計算も必要となり、委託業務ごとのコストが明らかにされているとは言い難い。

今後、指定管理者制度の適用に当たって、民間事業者とのコストの比較検討が必要になると思われるが、その意味でも正確な委託業務コストの把握は重要である。

市と公社の一体的な事務手続について、見直す必要がある。 [公園管理課]

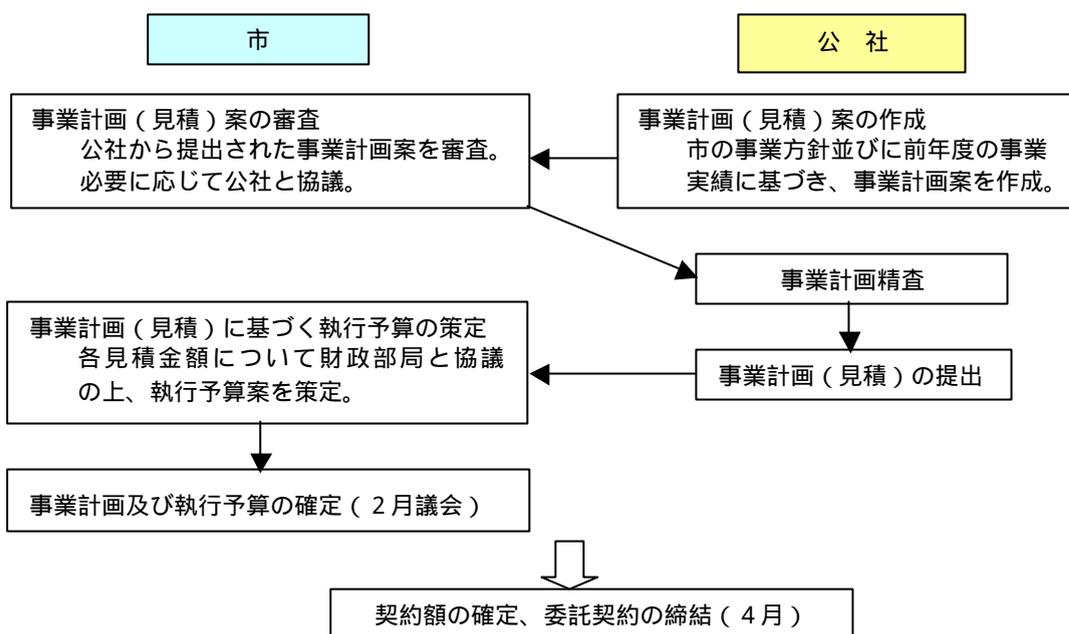
次図は、本業務に関して市と公社の間で委託契約を結ぶまでの大まかな手続の流れを示したものである。通常の委託事務の流れと異なるのは、予算確定後に仕様書や予定価格の設定、入札等の業者選定等の手続がないことである。本業務の契約に関して、委託業務の内容(事業計画)や委託料の金額が検討される時期としては、予算を検討する段階が中心となっている。

当該公社は、市の 100%出資の外郭団体であり、市から 32 名(平成 16 年 5 月現在)の職員が派遣されているなど、市と密接な関係があることから、市の内部における執行予算の確定と同様の手続のみで金額等が確定され、契約に至っているものと思われる。また、改正前の地方自治法では、公の施設の管理運営を外部委託する場合、市の出資法人等に限定されていたため、競争的な業者選定の実施や、随意契約の妥当性の確認なども行われてこなかったと考える。むしろ、公社を市と一体的に捉え、公社から各業者への再委託の際に競争性を付与した業者選定を行うなど、公社の事務手続までを含めて委託業務の事務が完結する形と言える。

ただし、このような方法にも一定の合理性は認められるものの、公社は市と別法人であり、結果報告書及び本意見書で指摘したように、公社から各業者への再委託については、いくつかの問題点が見受けられた。また、今後、一部の業務が指定管理者制度の適用を受けることになり、公社の事業構成自体も影響を受ける可能性がある。

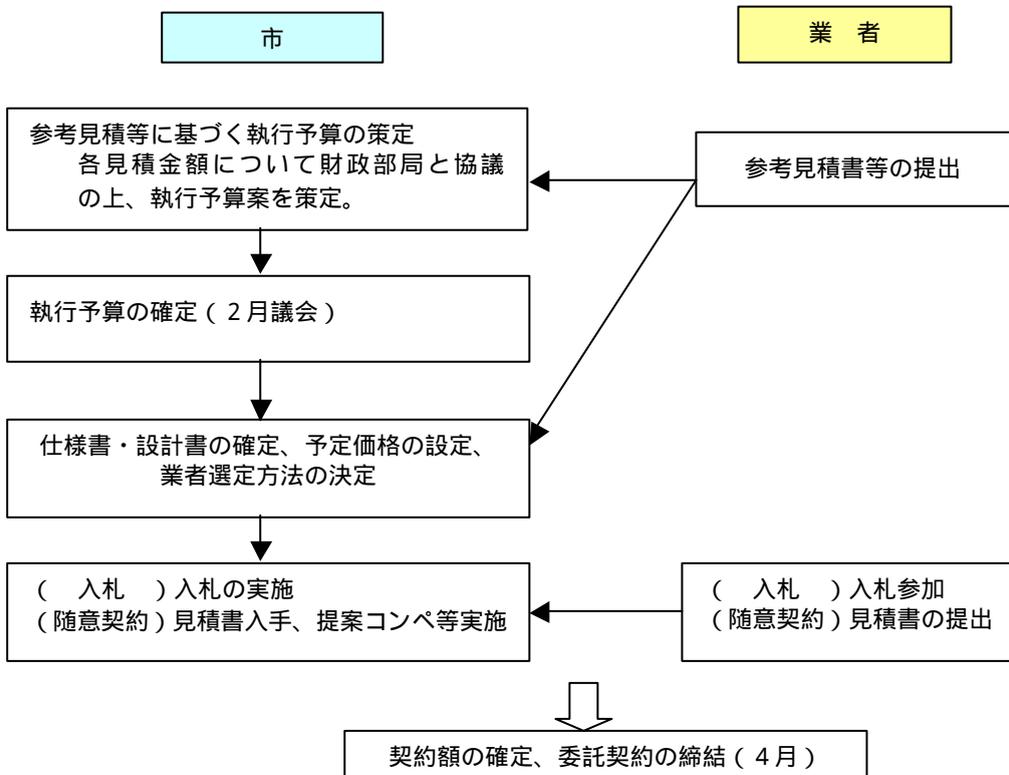
したがって、指定管理者制度適用の検討と併行して、市と公社の関係(公社の自律性向上等)を検討すべき時期に来ており、委託契約事務を含めて、改めて見直す必要があると考える。特に、本件の委託金額は約 30 億円と市の委託業務の中でも金額の大きい契約の一つであり、慎重な検討が望まれる。

### 本業務に係る市と公社の委託契約締結までの流れ



（資料）市資料をもとに作成。

### 一般的な委託業務の契約締結までの流れ（参考）



### 3. ポンプ場、浄化センター運転整備等業務 (No.768 ~ 775)

#### (1) 概要

業務分類		施設管理運営		担当課	施設課
業務		1) 大手町ポンプ場他 3 ポンプ場運転整備等業務 (No.768) 2) 弁天ポンプ場他 2 ポンプ場運転整備等業務 (No.769) 3) 則松ポンプ場他 6 ポンプ場運転整備等業務 (No.770) 4) 日明浄化センター他 2 ポンプ場運転整備等業務 (No.771) 5) 新町浄化センター他 14 ヶ所運転整備等業務 (No.772) 6) 北湊浄化センター他 5 ポンプ場運転整備等業務 (No.773) 7) 皇后崎浄化センター運転整備等業務 (No.774) 8) 日明浄化センター汚泥乾燥施設運転整備等業務 (No.775)			
事業開始年度		平成 11 年度	事業継続年数	5 年	平成 16 年度 (当初予算額)
委託料 決算額 (千円)	業務	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	
	1)	81,900	78,750	77,112	77,356
	2)	81,375	80,640	78,750	79,858
	3)	184,212	183,204	181,440	178,000
	4)	232,575	227,851	223,651	223,053
	5)	222,390	231,085	223,021	213,552
	6)	116,928	116,173	114,661	113,353
	7)	141,750	135,450	133,350	131,843
	8)	115,649	118,409	115,286	88,890
平成 15 年度	委託先 選定方法	特命随意契約 2号 (入札不適)			
	委託先	1)	株式会社 F	市出資比率	-
		2)	株式会社 G		
		3)	株式会社 H		
		4)	株式会社 I		
		5)	財団法人 J	継続年数	5年
		6)	財団法人 J		
		7)	株式会社 I		
		8)	株式会社 H		

(注) 上記の業務 1)~8)はそれぞれ別々の委託契約であるが、その内容は共通する部分が多いため、一つの概要欄に整理した。したがって、1)~8)の表示がない項目は各契約共通のものである。

以下の意見においては、上記の委託業務のうち、特定の委託業務に関する指摘事項等の場合は、その旨明記している。それ以外については、上記の業務 1)~業務 8)の共通事項として記載している。

#### (2) 意見

年度当初からの委託業務の場合、入札日等の記入について検討をお願いしたい。

[施設課、契約室]

本業務は、年度の切り替わりにおいても切れ目がなく、年度当初から契約する業者を3月中に選定しておく必要がある。したがって、実際には3月中に指名競争入札が行われているにも関わらず、書類上の入札日は4月1日となっている。

これは、予算の執行が単年度主義であり、新年度開始前に契約や入札等の支出負担行為を行うことができないことによるものである。市契約室が作成した業務委託契約事務の手引きにおいても、「書類等が4月1日付で入札等の一連の行為が行われたようになっていけば、新年度の予算執行がなされたものと理解されるべきだと思われる。」と、本業務で行われているような手続を是認している。

しかし、現状の方法では、いつ入札が行われたのかなどの事実が、書類上、記録されていないことになる。このことは、本業務に限ったことではないが、現制度の枠内でできる改善策を全市的に検討する必要があると考える。

#### 委託業者の選定方法及び委託範囲について見直しが必要であると考える。

[ 施設課 ]

特命理由として、長年にわたり運転整備を行い、施設についても精通し、各種ノウハウ及び十分な技術力を有し、かつ実績のある業者以外では遂行が不可能であることを挙げている。

同一業者が継続することによるサービスの安定性や専門性、あるいは経済性についての利点はある程度理解できるが、一般的には長年継続することによる弊害も懸念される。

仮に特定の業者以外には遂行できないということであれば、その業者が業務を受託できない状況に陥った場合には、浄化センターやポンプ場の運転業務が滞ることになる。しかし、実際には、現在、市内の浄化センターやポンプ場の運転業務については5社が受託しており、その連帯保証人まで含めると、特定の1社のみが受託能力を有するとは言えない状況である。他の対応可能な業者も含めて、幅広く情報を収集し、数年に一度程度は入札を実施するなど、適宜、業者選定方法の見直しも必要であると考える。

また、同時に、現状では処理場とポンプ場を一体的に委託している場合と別々に委託している場合があるように、統一的ではない。業務8)の汚泥乾燥施設についても、ポンプ場の運転業務と同じ業者が受託しており、当該施設を分割して委託する必然性はない。

したがって、より広域の浄化センターやポンプ場を委託単位としたり、より包括的な業務内容を委託するなど、委託の範囲の見直しについても検討の余地があると思われる。

#### 4. 浄化センター汚泥脱水に係る薬品選定等業務 (No.785、788)

##### (1) 概要

##### 日明浄化センター汚泥脱水に係る薬品選定等業務 (No.785)

業務分類	調査、検査		担当課	施設課
業務内容	浄化センターの汚泥脱水時に使用する凝集剤の選定等			
事業開始年度	平成 11 年度	事業継続年数	5 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	17,130	20,391	25,081	24,829
平成 15 年度	委託先 選定方法	指名競争入札		
	委託先	株式会社 L	市出資比率	-
			継続年数	3 年

##### 皇后崎浄化センター汚泥脱水に係る薬品選定等業務 (No.788)

業務分類	調査、検査		担当課	施設課
業務内容	浄化センターの汚泥脱水時に使用する凝集剤の選定等			
事業開始年度	平成 11 年度	事業継続年数	5 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	50,610	47,655	49,478	51,583
平成 15 年度	委託先 選定方法	指名競争入札		
	委託先	株式会社 M	市出資比率	-
			継続年数	2 年

##### (2) 意見

年度当初からの委託業務の場合、入札日等の記入について検討をお願いしたい。

[施設課、契約室]

本業務は、年度の切り替わりにおいても切れ目がなく、年度当初から契約する業者を3月中に選定しておく必要がある。したがって、実際には3月中に指名競争入札が行われているにも関わらず、書類上の入札日は4月1日となっている。

これは、予算の執行が単年度主義であり、新年度開始前に契約や入札等の支出負担行為を行うことができないことによるものである。市契約室が作成した業務委託契約事務の手引きにおいても、「書類等が4月1日付で入札等の一連の行為が行われたようになっていれば、新年度の予算執行がなされたものと理解されるべきだと思われる。」と、本業務で行われているような手続を是認している。

しかし、現状の方法では、いつ入札が行われたのかなどの実況が、書類上、記録されていないことになる。このことは、本業務に限ったことではないが、現制度の枠内でできる改善策を全市的に検討する必要があると考える。

## 5. 紫川（ふるさと区間）護岸詳細設計業務（No.1125）

### （1）概要

業務分類	調査、設計		担当課	河川課
業務内容	護岸詳細設計 1,000m、橋梁詳細設計、井堰基本設計、河道模型作成、土質調査一式			
事業開始年度	平成 15 年度	事業継続年数	1 年	平成 16 年度
委託料決算額 （千円）	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	（当初予算額）
	-	-	39,900	-
平成 15 年度	委託先 選定方法	指名競争入札		
	委託先	共同企業体 〇	市出資比率	-
			継続年数	1 年

### （2）意見

共同企業体の結成に係る手続には工夫の余地がある。 [河川課、契約室]

本委託業務は、紫川の桜橋から亀年橋までの区間（約 1 km）における護岸の詳細設計、及び河道拡幅に伴い既存の亀年橋の詳細設計等を行うものである。

担当課によると、設計区間には貴重な魚類や植物が生息していること、及び風光明媚な場所（緑地保全地区）であることから、慎重かつ綿密な設計と地元住民との設計協議が求められていたとのことである。したがって、それに対応できる高度な技術力や熟練したスタッフを有する市外業者と、地元の状況を熟知し、俊敏に動く地元業者との共同企業体を指名し、指名競争入札を行っている。

ただし、入札参加業者を指名する前に、市（契約室）が地元業者 8 社と市外業者 8 社を一同に集め、共同企業体結成のための説明会を開催している。そして、その結果、結成された 8 つの共同企業体を指名業者としている。

共同企業体の結成については、市の定めた入札参加要件を有する者の自主結成を原則としているが、本業務は、工事とは異なり、業者の施工能力等を客観的に判断する基準がないため、共同企業体結成の対象となるべき個々の業者を市があらかじめ選定して説明会を実施したとのことである。

ただし、自主結成という原則からは、共同企業体の結成に向けた市の手続にも工夫の余地がある。例えば、共同企業体結成のための説明会を市外企業と地元企業に分けて開催したり、文書等での依頼によって説明会自体を開催しないなどである。

入札の公正性、透明性については、常に十分留意することが重要であるが、委託契約に係る共同企業体の結成についても、慎重な手続が必要である。

・門司区役所、小倉北区役所、八幡西区役所

1. 市政連絡事務（門司 No.37、小倉北 No.38、八幡西 No.58～69）

（1）概 要

門司区（No.37）

業務分類	その他		担当課	まちづくり推進課
業務内容	（門司区）区内の自治会加入世帯に対し、市政だより等の配布を行う。			
事業開始年度	-	事業継続年数	-	平成 16 年度
委託料決算額 （千円）	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	（当初予算額）
	47,935	47,342	46,796	
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 5号（有利価格）		
	委託先	自治総連合会 E	市出資比率	-
			継続年数	-

小倉北区（No.38）

業務分類	その他		担当課	まちづくり推進課
業務内容	（小倉北区）市政だよりの配布、市議会だよりの配布、選挙公報の配布等。			
事業開始年度	-	事業継続年数	-	平成 16 年度
委託料決算額 （千円）	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	（当初予算額）
	77,365	76,177	75,029	
平成 15 年度	委託先 選定方法	特命随意契約 2号（入札不適）		
	委託先	自治総連合会 F 他 18 町内会	市出資比率	-
			継続年数	-

八幡西区（No.58～69）

業務分類	その他		担当課	まちづくり推進課
業務内容	（八幡西区）市政だより等の配布			
事業開始年度	-	事業継続年数	-	平成 16 年度
委託料決算額 （千円）	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	（当初予算額）
	89,557	88,433	88,118	
平成 15 年度	委託先 選定方法	特命随意契約 2号（入札不適）		
	委託先	自治総連合会 G 他 11 町内会	市出資比率	-
			継続年数	-

（2）意 見

委託側と受託側の職員の重複・兼務は避ける必要があると考える。

[各まちづくり推進課、総務市民局地域振興課]

本業務の委託先である自治総連合会の事務局は各区役所の庁舎の中に置かれ、実態として事務局長は各区役所のまちづくり推進課長または主幹、事務局次長は同課係長、係も同課職員が兼務しており、実質は市の一部になっているとも考えられる。

本委託契約は市の自己取引のような状況であるため、第三者から見ると、各町内会等を含む自治総連合会側の立場から、市と対等な委託契約が締結されているかどうか、あるいは業務の進行管理や履行確認が適切に行われているかどうか、疑義が生じる場所である。したがって、委託側の職員と受託側の職員とが重複・兼務することは避ける必要があると考える。

2. 市民福祉センター管理業務等（門司 No.49 他、小倉北 No.43 他、八幡西 No.71 他）

(1) 概要

門司区小森江東市民福祉センター管理業務（No.49）

業務分類		施設管理運営	担当課	まちづくり推進課
業務内容		（門司区）小森江東市民福祉センターの管理事務、使用料等の徴収事務及び生涯学習・保健福祉事業の補助事務等		
事業開始年度		平成 12 年度	事業継続年数	4 年
委託料決算額 （千円）		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
		4,102	4,102	4,123
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 2号（入札不適）		
	委託先	まちづくり協議会 H	市出資比率	-
	継続年数		4 年	

門司区丸山市民福祉センター他 3 館清掃等業務（No.55）

業務分類		施設管理運営	担当課	まちづくり推進課
業務内容		（門司区）丸山・小森江東・白野江・清見市民福祉センターの清掃等業務		
事業開始年度		-	事業継続年数	-
委託料決算額 （千円）		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
		-	3,182	3,255
平成 15 年度	委託先 選定方法	指名競争入札		
	委託先	株式会社 I	市出資比率	-
	継続年数		-	

小倉北区南小倉市民福祉センターの管理業務及び使用料徴収事務（No.43）

業務分類		施設管理運営	担当課	まちづくり推進課
業務内容		（小倉北区）管理業務及び使用料徴収事務		
事業開始年度		平成 11 年度	事業継続年数	5 年
委託料決算額 （千円）		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
		4,101	4,101	4,136
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 2号（入札不適）		
	委託先	まちづくり協議会 J	市出資比率	-
	継続年数		5 年	

小倉北区南小倉公民館外 4 館清掃業務 ( No.57 )

業務分類	施設管理運営		担当課	まちづくり推進課
業務内容	( 小倉北区 ) 清掃業務			
事業開始年度	平成 15 年度	事業継続年数	1 年	平成 16 年度
委託料決算額 ( 千円 )	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	( 当初予算額 )
	-	-	4,725	-
平成 15 年度	委託先 選定方法	指名競争入札		
	委託先	株式会社 K	市出資比率	-
			継続年数	1 年

八幡西区池田市民福祉センターの管理運営業務及び使用料徴収事務 ( No.71 )

業務分類	施設管理運営		担当課	まちづくり推進課
業務内容	( 八幡西区 ) 市民福祉センターの管理運営及び使用料徴収事務			
事業開始年度	平成 8 年度	事業継続年数	8 年	平成 16 年度
委託料決算額 ( 千円 )	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	( 当初予算額 )
	4,101	4,100	4,101	4,217
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 2 号 ( 入札不適 )		
	委託先	まちづくり協議会 L	市出資比率	-
			継続年数	8 年

八幡西区池田市民福祉センター他 8 館清掃業務 ( No.124 )

業務分類	施設管理運営		担当課	まちづくり推進課
業務内容	( 八幡西区 ) 市民福祉センター内の清掃			
事業開始年度	-	事業継続年数	-	平成 16 年度
委託料決算額 ( 千円 )	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	( 当初予算額 )
	-	-	7,485	-
平成 15 年度	委託先 選定方法	指名競争入札		
	委託先	株式会社 M	市出資比率	-
			継続年数	-

( 注 ) 市民福祉センター関連委託業務には、現在、以下のようなものがあるが、上記概要欄では各区とも一部の施設を取り上げ、1) と、2) のうち清掃業務のみを代表させて掲載している。

- 1) 市民福祉センターの管理業務及び使用料徴収業務
- 2) 清掃業務、エレベーター保守点検業務、警備保障業務、空調冷暖房機保守点検業務

監査に当たっては、各区役所において、事前に抽出した市民福祉センター・公民館の管理業務を中心に実施したが、必要に応じて、それ以外の市民福祉センター等についても書類を閲覧するとともに、担当課へのヒアリングを行った。

以下は、その監査に係る意見である。

(2) 意見

管理運営業務及び使用料徴収業務については、履行確認を拡充する必要がある。

[ 各まちづくり推進課、総務市民局地域振興課 ]

まちづくり協議会による市民福祉センターの運営体制は、以下のとおりである。また、市民福祉センターの管理運営業務及び使用料徴収事務の委託料は、各地区で異なることはなく、下表のような積算により、一律、概算払いされており、年度末に精算されている。

職員体制

体制	備考
・館長(1名)	・市が委嘱配置
・職員(4~6名)	・まちづくり協議会が配置

(注) 館長は市の嘱託であり、その報酬は当該委託契約に含まれていない。

委託料積算

費目	金額(千円)
・人件費(職員分のみ)	3,861,600
・物件費	240,000
計	4,101,600

(注) 平成16年度以降は労働保険料の負担の関係で施設によって  
予定価格や決算額が若干異なっている。

本委託業務については、抜打ちで行われる一部の検査を除くと、市による履行確認は詳細レベルではない。したがって、委託料が適正に使用されているかについて、精算報告時に、より詳細な書類を提出させるとともに、適宜、出勤記録や証ひょう等の精査を行うなど、より詳細な確認を市は実施する必要がある。

清掃業務等の委託の範囲を見直す余地がある。

[ 各まちづくり推進課、総務市民局地域振興課 ]

区によっては、数ヶ所の施設を一括委託している場合もあれば、個々の施設ごとに委託している場合もある。委託先選定方法についても指名競争入札の場合もあれば、随意契約の場合も見受けられた。

個々に事情は異なることも予想されるが、経済性や業界の対応可能性などを検討し、その結果によっては、複数施設をまとめて一括契約することで、契約金額の低減を図ることも考えられるはずである。さらに、区の範囲を越えた一括委託等についても検討の余地があると考えられる。

3. 一般維持業務等（門司 No.204 他、小倉北 No.152 他、八幡西 No.321 他）

(1) 概要

門司区一般維持（環）除草業務(南部その1) (No.204)

業務分類	施設管理運営		担当課	まちづくり整備課
業務内容	(門司区) 除草			
事業開始年度	-	事業継続年数	-	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	-	-	964	
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 3号(緊急)		
	委託先	株式会社 N	市出資比率	-
			継続年数	1年

門司区一般維持（環）簡易浚渫業務(南部その4) (No.220)

業務分類	施設管理運営		担当課	まちづくり整備課
業務内容	(門司区) 側溝浚渫			
事業開始年度	-	事業継続年数	-	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	-	-	963	
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 3号(緊急)		
	委託先	株式会社 N	市出資比率	-
			継続年数	1年

小倉北区一般維持業務（その1) (No.152)

業務分類	その他		担当課	まちづくり整備課
業務内容	(小倉北区) 道路清掃・保持			
事業開始年度	平成 15 年度	事業継続年数	1年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	-	-	905	
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 3号(緊急)		
	委託先	株式会社 O	市出資比率	-
			継続年数	1年

八幡西区簡易浚渫（環）業務（北部その1）(No.321)

業務分類	施設管理運営		担当課	まちづくり整備課
業務内容	(八幡西区)道路側溝等の浚渫			
事業開始年度	平成15年度	事業継続年数	1年	平成16年度
委託料決算額 (千円)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	(当初予算額)
	-	-	597	-
平成15年度	委託先 選定方法	随意契約 3号(緊急)		
	委託先	株式会社 P	市出資比率	-
			継続年数	1年

八幡西区簡易浚渫（環）業務（中部その1）(No.323)

業務分類	施設管理運営		担当課	まちづくり整備課
業務内容	(八幡西区)道路側溝等の浚渫			
事業開始年度	平成15年度	事業継続年数	1年	平成16年度
委託料決算額 (千円)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	(当初予算額)
	-	-	814	-
平成15年度	委託先 選定方法	随意契約 3号(緊急)		
	委託先	株式会社 Q	市出資比率	-
			継続年数	1年

八幡西区簡易浚渫（環）業務（南部その1）(No.326)

業務分類	施設管理運営		担当課	まちづくり整備課
業務内容	(八幡西区)道路側溝等の浚渫			
事業開始年度	平成15年度	事業継続年数	1年	平成16年度
委託料決算額 (千円)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	(当初予算額)
	-	-	981	-
平成15年度	委託先 選定方法	随意契約 3号(緊急)		
	委託先	株式会社 R	市出資比率	-
			継続年数	1年

本委託業務の内容は、緊急の道路清掃、側溝浚渫、除草などであるが、各区あるいはその中の地域ごとにあらかじめ年間の委託業者が決められている。そして、市民からの要望等に基づき、その都度、市から業者に指示が出され、業務が行われている。ある程度の業務量ごとに一つの委託契約としてまとめられるため、同一委託先への同様の委託契約が年間10~30件となる。上記の業務名に付いている「(南部その1)」などは、区内の地域名と契約番号を示している。

なお、監査では、上記業務以外に、必要に応じて他の類似業務・関連業務についても書類を閲覧するとともに、担当課へのヒアリングを実施した。以下の記述では、特定の業務名を明記しない限り、これらの業務に共通する意見である。

## (2) 意見

積算根拠については、第三者にも分かる形にしておくことが必要である。

[ 各まちづくり整備課、建設局道路技術課 ]

本委託業務の契約金額は各年度の「環境整備事業施工単価一覧表」に基づき、積算されている。一部の業務で工事内容内訳書を確認したところ、上記の単価一覧表に掲載されていない単価が使用されていた。

当該単価一覧表で幅広い業務をすべて対応できるわけではないと考えられるため、仮に、単価一覧表以外の単価を使用する際には、第三者にも分かるような形で、その根拠を別途、明記しておくことが必要である。また、業者からの見積書等を別のファイルで保存するような場合でも、契約書類の工事内容内訳書等にその旨が分かるようにしておくことが望ましい。

履行確認用の写真の保管方法について、工夫の余地がある。

[ 各まちづくり整備課、建設局道路技術課 ]

本委託業務の履行確認については、例えば、側溝を浚渫しても落ち葉等ですぐに状況が変化するため、現場での履行確認ができる時点は限られており、また、多くの現場を一つ一つ回るとは非現実的である。したがって、現状では、業者から提出された業務実施前後の写真による履行確認が中心となっている。本委託業務の特性を考慮すると、このような方法も妥当であると考えられる。

ただし、委託業務の一つ一つの細かい内容ごとに多くの写真が提出されるため、契約ごとの事跡は通常の委託業務に比べて非常に分量の多いものとなっている。また、結果報告書で一部指摘したところであるが、契約関係の書類として必要な予定価格調書や業者からの参考見積書、届出書類などが事跡にファイルされていないという状況は、このような写真を中心とする書類の多さにも原因があると思われる。

したがって、保管場所の問題もあることから、プリントした写真については1年程度の保管で廃棄し、その代わりに、電子ファイルやネガの形で5年間保存するなど、保管方法について、工夫の余地があるのではないかと考える。

4. 放課後児童健全育成事業（門司 No.302～306、小倉北 No.143、八幡西 No.511～532）

（1）概要

門司区（No.302～306）

業務分類	その他	担当課	保健福祉課	
業務内容	（門司区）放課後児童健全育成事業			
事業開始年度	-	事業継続年数	-	平成 16 年度
委託料決算額 （千円）	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	（当初予算額）
	12,133	14,218	15,104	
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 2号（入札不適）		
	委託先	運営委員会 U 他 5 団体	市出資比率	-
			継続年数	2～13 年

（注）実際は団体ごとの委託契約だが、ここでは全体の状況を示す。金額は各契約の合計金額である。以下同じ。

小倉北区（No.143）

業務分類	その他	担当課	保健福祉課	
業務内容	（小倉北区）放課後児童健全育成事業			
事業開始年度	-	事業継続年数	-	平成 16 年度
委託料決算額 （千円）	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	（当初予算額）
	38,037	41,820	46,734	
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 2号（入札不適）		
	委託先	運営委員会 V 他 15 団体	市出資比率	-
			継続年数	1～40 年

八幡西区（No.511～532）

業務分類	その他	担当課	保健福祉課	
業務内容	（八幡西区）放課後児童健全育成事業			
事業開始年度	-	事業継続年数	-	平成 16 年度
委託料決算額 （千円）	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	（当初予算額）
	51,872	61,973	68,169	
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 2号（入札不適）		
	委託先	運営委員会 W 他 25 団体	市出資比率	-
			継続年数	1～31 年

放課後児童健全育成事業とは、両親が共働きの家庭あるいは母子・父子家庭といった事情により昼間保護者がいない小学校低学年の児童を、放課後、土曜日及び夏休み等の長期休暇中に預かる、放課後児童クラブ（以下、「クラブ」という。）の運

営を目的とする事業である。

同事業の運営形態としては、市による直営形式と委託形式の2つがある。委託形式はさらに、児童館の施設を利用し、運営を社会福祉法人北九州市福祉事業団（以下、「事業団」という。）に委託するケースと、小学校区ごとに設置されている運営委員会へ委託するケースの2つのパターンに分類される。

なお、今回の監査においては、運営委員会への委託契約を対象としている。

## （２）意見

### 委託先への実地調査等のあり方について検討の余地がある。

[ 各保健福祉課、保健福祉局児童家庭課 ]

各クラブにおける児童の利用状況等については、各運営委員会から定期的に報告されている。ただし、それを実際に確認する市の実地調査は、不定期であり、委託契約期間中に全ての運営委員会を訪問するには至っていない。

児童のクラブ利用状況、時間外利用状況、土曜日の開設状況等については、委託料の計算にも影響し、また、委託料の不正受給を防止するという観点からも、実地調査の拡充や契約期間内の定期的な実施の可能性について検討してはどうか。

また、現状では、各運営委員会への実地調査及び助言、指導の状況について、書面で記録・保管されていない。市民への説明責任を果たすため、さらには今後の実地調査及び助言、指導に活かすためにも、訪問記録等の作成・保管が望ましい。

実地調査や指導、助言にどれだけ時間とコストをかけるべきかについては、その効果との兼ね合いであり、一概には言えないが、改めて検討を行う余地はある。

### 各運営委員会の繰越金について適正化を図る必要がある。

[ 各保健福祉課、保健福祉局児童家庭課 ]

各運営委員会の収支は、大まかに整理すると、次のように構成されている。

- 収入 -	- 支出 -
・委託料	・人件費
・保護者負担金	・物品費

収入のうち、委託料に関しては国の補助基準等に準じて、ほぼ固定的に決められているが、保護者負担金に関しては、各運営委員会ではばらつきがある。児童の学年構成や延長保育の有無、土曜日保育の有無などがそれぞれの運営委員会で異なることもあり、例えば、保育料として、保護者負担金が月5千円程度のところもあれば、1万円程度の運営委員会もあるのが現状である。

そして、クラブの運営費は市からの委託料と保護者負担金で賄われ、その結果、ほとんどの場合、繰越金が出ているが、各運営委員会でその金額に差が生じている。例えば、300万円を超える繰越金を有する運営委員会が6ヶ所見られる一方で、繰越金が10万円以下の運営委員会も4ヶ所ある。

繰越金に関しては、必ずしも少なければ良いというものではないが、市としては、繰越金が多いクラブに対しては、理由を確認した上で、保護者負担金の減額や児童の健全育成目的での執行等を指導しているとのことである。

ただし、現状を見る限り、各運営委員会において、繰越金が適切な目的で繰り越されているのか不明である。繰越金の適正化に向けて、従来以上の対応を期待する。

委託業務として、契約事務の適正化に留意することが必要である。

[ 各保健福祉課、保健福祉局児童家庭課 ]

本委託業務は、当初、民間主導で行われていた活動を、国の方針もあって、途中から市の委託業務として転換してきた経緯がある。したがって、結果報告書や本意見書で記載した問題点等については、このような経緯を背景としているところが見受けられる。特に、本業務の委託料は補助金的な一面があるため、その事務手続は、委託契約の手続としては、必ずしも適切とは言えない部分（例えば、見積書の入手や予定価格の設定など）が散見される。

本業務の経緯等を踏まえると、止むを得ない部分もあるが、今後、委託業務として継続する場合は、全般的に従来以上に適正な手続となるように、十分留意することが必要である。

・総務市民局

1. 本庁舎管理業務 (No.8、13)

(1) 概要

本庁舎清掃業務 (No.8)

業務分類	施設管理運営		担当課	庁舎管理課
業務内容	本庁舎清掃			
事業開始年度	昭和 47 年	事業継続年数	32 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	42,126	41,475	36,435	-
平成 15 年度	委託先 選定方法	一般競争入札		
	委託先	株式会社 A	市出資比率	-
			継続年数	1 年 9 ヶ月

エレベーター保守業務 (No.13)

業務分類	施設管理運営		担当課	庁舎管理課
業務内容	エレベーターの保守			
事業開始年度	昭和 47 年	事業継続年数	32 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	15,070	12,787	3,984	-
平成 15 年度	委託先 選定方法	随意契約 2号 (入札不適)		
	委託先	株式会社 B	市出資比率	-
			継続年数	32 年

(2) 意見

(以下、本庁舎や区役所等、市全体の庁舎管理業務に関する意見)

庁舎管理業務に関して、情報の共有化や分析等による委託契約事務の改善を提案する。 [ 庁舎管理課、全市庁舎管理業務所管課共通 ]

庁舎管理業務の委託は、それぞれの庁舎を所管する複数の組織で行われている。しかしながら、同様の委託業務でありながら、組織ごとに異なった契約の事務がなされ、合理的とは言えない面が見受けられる。また、それぞれの情報や経験が相互に活用されておらず、委託業務の合理化や委託料の低減などの機会を逃がしているのではと懸念されるところである。

そこで、ここでは、後述のケーススタディを踏まえて、委託業務相互の連携や全体としての統一化、及びそれを前提とする委託業務ごとの実態分析の推進を提案したい。そして、最終的には指針等の形で示すことが望ましいと考える。

具体的には、まず、全市的に同様の委託業務の情報を共有化した上で、それを活

用することである。例えば、データベースソフトや表計算ソフトの利用等により、共通の設計金額調書（積算方法を含む）や事務手続書を適用すれば、事務手続の標準化を図ることができるとともに、他の部門のより実態に即した単価や工数を採用し、精度の高い設計金額の積算が可能となる。また、他部門の工夫された良い事例や失敗事例、経験上の留意点などもデータベース化することで、関係部署で容易に活用することができる。従来、契約情報は書類で保管され、個々の組織部門で前年度の書類を参考にしながら契約事務が進められ、事務の工夫や改善が十分になされていない面も伺える。したがって、情報の共有化と活用が、事務改善のきっかけの一つになるものと期待される。

次に、情報の共有化がなされたとしても、それを含めて、従来以上に実態の分析を進める必要があると考える。ケーススタディで記述しているように、現状では入札結果等の分析が不十分であるが、分析結果に基づき対応策を検討することによって、さらなる経済性や合理性を追求できるものと思われる。

そして、最後に、以上のような取組みを進める上で、全市的な方向性を示した指針等を策定する必要があると考える。

以下の 1)～4)は、庁舎管理業務を中心とするケーススタディである。

1) 組織部門相互の積算単価の統一を提案する。

具体的なケースについては、結果報告書の 門司区役所、小倉北区役所、八幡西区役所、1. 庁舎管理業務、(2) 監査の結果、を参照のこと。

2) 設計金額と実態との乖離分析を行い、積算の精度を高めることを提案する。

区役所や本庁舎といった建物の清掃等の委託業務に関して、設計金額調書等を閲覧すると、その積算方法に違いがあるとともに、精度の違いも認められる。そこで、設計金額の実際契約金額との乖離の程度について分析を試みた。

まず、下表でA庁舎警備業務の契約（指名競争入札）において、設計金額に対する契約金額の比率をみると、過去5年間、平均73%で大きな変動はない。

この場合、設計金額の積算自体が実態と乖離しているケースが考えられ、その場合、実績あるいは実態を踏まえた積算となるような見直しが必要である。また、落札価格が低すぎて、業務の履行が懸念される場合も考えられるため、それを判断する基準としても、設計金額の精度の高さは重要である。

A庁舎警備業務の設計金額に対する契約金額の比率

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
対設計金額契約金額比率	65%	74%	74%	76%	74%
受託者	b 株式会社				

(注)1) H11 及び H13 は事情により4月度のみ随意契約となっており当該計算は5～3月の11ヶ月が対象となっている。

2) 対設計金額契約金額比率の小数点以下は一定の方法で処理した。

次に、契約（業者選定方法）の種類別に、設計金額に対する契約金額の比率を比較すると、随意契約では100%に近いが、競争入札では低い比率にとどまっている。随意契約よりも競争入札において競争性が機能した結果と考えられるが、一方で、随意契約の場合は、事前に契約相手先より徴した見積金額がすでに設計金額に反映されているため、乖離の幅が小さくなっていったとも言える。

ただし、その見積金額の妥当性を判断できるかどうかのポイントとなる。専門的技術的な要素が強い場合には市独自で積算することが困難なため、業者の見積に依存せざるを得ないこともあると考えられる。必要なケースでは、多少コストがかかっても定期的に他の専門業者から積算に関する助言を得ることも一つの方策であろう。

平成15年度A庁舎業務委託の設計金額に対する契約金額の比率

契約	比率(%)	備考
清掃業務	43	一般競争入札、年度内に契約解除
警備業務	74	指名競争入札
電気・機械等設備管理業務	96	特命随意契約
エレベーター保守業務	99	特命随意契約

(注) 対設計金額契約金額比率の小数点以下は一定の方法で処理した。

このように設計金額と契約金額との乖離の幅が小さすぎても大きすぎても、設計金額等の妥当性について検討の余地があり、このような分析は必要であると考ええる。その結果を踏まえて設計金額の積算精度を高める必要がある。

### 3) 入札結果の定期的なモニタリング等により、競争入札の適正化を提案する。

具体的なケースについては、結果報告書の 門司区役所、小倉北区役所、八幡西区役所、1. 庁舎管理業務、(2) 監査の結果、を参照のこと。

なお、入札結果の定期的なモニタリングについては、現状、特に具体的な方策は実施されていないが、今後は、同様業務を委託している組織間の連携によって、あるいは別の部門によって、入札状況等を分析し、その結果を共有することが、求められてくるのではないかと考える。

また、談合に関しては、実際にモニターしても確証が得られるわけではないと思われるが、少なくとも分析した結果、疑念が生じるようであれば、次のような具体的な対策は講じる必要がある。

#### 談合の防止への対応策（一例）

ア．指名競争入札から一般競争入札に変更する（条件付一般競争入札等を含む）。
イ．指名競争入札としても業者の大幅な入替え、追加等を行う。あるいは公募型の指名競争入札を導入する。
ウ．現地説明会を複数回分割実施する。あるいは現地説明会を資料送付等で代替する。
エ．業者の指名基準に、同一業者による長期継続受注を制限するような視点を盛り込む。
オ．談合通報に対するインセンティブ制度を導入する。
カ．損害賠償等ペナルティ制度を厳格にする。
キ．電子入札について、一定の基準で委託業務にも導入する。

(注) それぞれの業務で事情が異なるため、すべてに当てはまるわけではない。また、制度的な枠組みやコストなどの問題があり、すぐに具体化できないものもある。

4) より幅広く組織横断的に分析することを提案する。

本庁舎及び区役所、その他異なる組織が所管する主な施設の清掃委託業務契約の内容について比較分析を試みた。次の2つの表はその結果である。

同様な業務について、組織横断的に幅広く比較することによって、金額の妥当性等を概括的に把握し、異常値が検出されれば、個別に問題の有無を確かめることができる。データベースソフト等のITの活用によって、適時に詳細な分析も可能となるはずである。また、各所管部署においても、他施設の情報を活用することによって、契約事務の適正化が促進されると考えられる。

分析に時間をかけすぎるとも本末転倒であるが、積算方法や事務手続の統一化・標準化を図ることによって、分析の効率化も可能になると思われる。

そして、分析で抽出された課題等を集約すること等によって、適正な契約のための全市的な指針が構築されることを期待するものである。

主な施設別の清掃業務委託契約の比較

施設	面積 (m <sup>2</sup> )	契約金額(千円)	m <sup>2</sup> 当たり金額 (円)	備考
市本庁舎	55,148	36,435	661	一般競争入札、年度中に契約解除
門司区役所、他出張所	5,410	11,778	2,177	指名競争入札、総合管理業務
小倉北区役所	15,275	49,140	3,217	一般競争入札
八幡西区役所、他出張所	9,793	8,071	824	指名競争入札、総合管理業務
若松競艇場	77,592	100,359	1,293 <sup>*3)</sup>	一般競争入札
北九州メディアドーム	91,686	上期 47,250 下期 27,300	813 <sup>*3)</sup>	上期：一般競争入札 下期：随意契約
総合保健福祉センター	14,512	14,076	970	H14実績
市立医療センター	38,369	91,449	2,383	H14実績
市立大学国際環境工学部	31,915	28,875	905	一般競争入札、H13実績
合計	339,700	414,733	1,221	

- (注)1) データは、主に特定の監査対象委託業務の契約関係書類の中で参考資料として綴られていたものから引用した。監査対象以外の清掃業務委託についても、比較のために掲載している。なお、原則として平成15年度実績であるが、契約事務で使用している入札参加申出者一覧表に記載された業者(施設)を対象としているため、前年度以前の実績を使用している場合がある。
- 2) 面積は施設の床と敷地の両方、あるいはどちらか一方を対象としている場合があり、単純には比較できない。
- 3) 競艇・競輪等イベントは日常的に開催されていないので清掃日も少ない。
- 4) 契約の中には、清掃業務が総合管理業務に含まれているものがある。これらについては設計金額積算調書等を参考にして清掃業務の契約金額を独自に計算している。

上表に関する分析例

ア．m<sup>2</sup>当たり金額は、かなりの幅を持っており、統一的ではない。ただし、ある一定の範囲内には収まっている。

イ．面積が広くなるとm<sup>2</sup>当たり単価が安くなるというスケールメリットは必ずしも明確に表れていない。

ウ．一般競争入札、指名競争入札、随意契約によるm<sup>2</sup>当たり金額の違いはもう少し事例を増やすとともに各業務の事情を踏まえた上で分析する必要がある。

エ．市本庁舎はm<sup>2</sup>当たり金額が相対的に小さい。なお、当該業者は契約が履行できなかったことから、結果として低価格入札であったと考えられる。

オ．小倉北区役所はm<sup>2</sup>当たり金額が相対的に大きい。当該施設は他の施設より新しく床の材質がカーベットの部分が多い等、清掃に手間がかかる部分があることなどが考えられるが、積算の内訳を他の施設と比べることによって、仕様の内容を見直す余地が出てくる場合もある。

## 2. 住民異動及び印鑑登録に関する入出力等業務 (No.223)

### (1) 概要

業務分類		事務		担当課	区政課
業務内容		住民異動及び印鑑登録に関する入出力等業務			
事業開始年度		平成 12 年度	事業継続年数	4 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
		96,632	95,655	95,655	95,655
平成 15 年度	委託先 選定方法	一般競争入札			
	委託先	株式会社 D		市出資比率	-
				継続年数	4 年

住民異動及び印鑑登録に関する入出力等業務契約とは、以下の内容履行を目的とする委託契約をいう。

#### 委託契約の内容

1)	端末機操作による住民異動に関する入出力業務 ・ 転入、転居、転出等の届出に伴う住民の異動情報の入力 ・ 戸籍届出に伴う住民の異動情報の入力 ・ 住民基本台帳法第 9 条通知に伴う住民の異動情報の入力 ・ 受付審査票の出力 ・ 転出証明書等関係書類の出力
2)	印鑑登録に関する入出力業務 ・ 新規登録申請に伴う印影、登録番号等の入力 ・ 亡失・廃止等の届出に伴う情報の入力 ・ 受付審査票の出力 ・ 照合用帳票の出力 ・ 照会・回答書の出力及び送付
3)	上記に掲げる業務に付帯する業務

### (2) 意見

委託業務のマニュアル化、予定価格の積算などについて検討の余地がある。

[ 区政課 ]

本業務の委託は、平成 12 年度から開始されており、開始年度については一般競争入札による業者選定が行われている。ただし、入札参加業者は全国組織を有する 1 社のみであった。

平成 13 年度については、頻繁な業者変更による市民課の業務の混乱やそれに伴う市民サービスの低下を回避する趣旨から、前年度の業者と随意契約を行っている。

平成 14 年度からは、随意契約から一般競争入札に変更している。ただし、同様の趣旨から契約期間を 3 年間とし、業務の安定化を図っている。平成 14 年度についても、入札参加業者は既存受託業者 1 社のみであり、結果的に平成 12 年度から

同一業者が受託している。

一般競争入札を行う趣旨は、広く業者を募ることにより、業者の参加機会を確保し、透明性、公平性のある業者選定とすることである。また、業者間の競争性を機能させ、一定水準の市民サービスを可能な限り安価に提供することである。

ただし、少なくとも現状では、参加業者は1社のみであり、一般競争入札が有効に機能しているとは言えない。将来的には参加業者が増加するという考え方もあるが、3年間という契約期間を設定したことで、他業者の参入は3年に1回となり、また、既存の受託業者にノウハウが蓄積されることで、さらに他業者の参入は難しくなると思われる。特定の業者による業務の継続は、業務の安定性等の利点がある一方で、当該業者が仮に業務遂行不能となった場合には市民サービスの継続性や質の維持の面で問題が生じるなど、リスクがあるのも事実であろう。

したがって、当面は現行の方式を継続するにしても、何らかの対応が必要になってくる。例えば、既存の受託業者に別途、委託して、これまで行ってきた事務処理の手続をマニュアルとして整理してもらうことである。これを参考にすることで、市は業務の進行管理や履行確認をより具体的に行うことが可能となる。また、次の契約においては、より詳細な仕様書を作成することができる。さらに、業者が入れ替わった場合でも、その影響を最小限に抑えることができるのではないかと考える。

また、予定価格の設定についてであるが、契約期間を3年間としたことにより、業者にとっても経験やノウハウを蓄積し、業務効率化の余地が大きくなると思われる。したがって、予定価格の設定に当たっては、業者からの参考見積りやこれまでの実績データなどから、より経済性に配慮した積算をすることが期待される。

### 3. 住居表示事業 (No.224 ~ 227)

#### (1) 概要

##### 住居表示事業 (維持管理事前調査) (No.224)

業務分類	その他		担当課	区政課
業務内容	住居表示実施区域において、維持管理のための街区表示板、町名表示板等の脱落調査を行う。			
事業開始年度	平成12年度以前	事業継続年数	4年以上	平成16年度
委託料決算額 (千円)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	(当初予算額)
	7,875	7,875	8,085	9,173
平成15年度	委託先 選定方法	指名競争入札		
	委託先	株式会社 E	市出資比率	-
			継続年数	4年以上

##### 住居表示事業 (維持管理) (No.225)

業務分類	その他		担当課	区政課
業務内容	上記、事前調査に基づき、脱落した表示板などの取付け、住居表示台帳の修正を行う。			
事業開始年度	平成12年度以前	事業継続年数	4年以上	平成16年度
委託料決算額 (千円)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	(当初予算額)
	7,550	8,957	8,915	7,584
平成15年度	委託先 選定方法	随意契約 4号 (入札不利)		
	委託先	株式会社 E	市出資比率	-
			継続年数	4年以上

##### 住居表示事業 (整備) (No.226)

業務分類	その他		担当課	区政課
業務内容	住居表示実施に伴い対象地区の街区図、住居表示台帳等の作成、表示板取付け及び対象区域への周知事務を行う			
事業開始年度	平成12年度以前	事業継続年数	4年以上	平成16年度
委託料決算額 (千円)	平成13年度	平成14年度	平成15年度	(当初予算額)
	5,124	4,336	4,788	2,302
平成15年度	委託先 選定方法	随意契約 4号 (入札不利)		
	委託先	株式会社 E	市出資比率	-
			継続年数	4年以上

住居表示実施区域図経年変化修正 (No.227)

業務分類	その他		担当課	区政課
業務内容	住居表示実施に伴い、住居表示実施区域図への加筆修正を行う。			
事業開始年度 委託料決算額 (千円)	平成12年度以前	事業継続年数	4年以上	平成16年度 (当初予算額)
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
平成15年度	242	221	221	202
委託先 選定方法	随意契約 2号 (入札不適)			
委託先	株式会社 E		市出資比率	-
			継続年数	4年以上

(2) 意見

住居番号表示板等の脱落率の原因分析と対策を行う必要がある。 [区政課]  
維持管理事前調査事業及び事前調査にもとづく維持管理事業については、住宅表示を既に実施している区域を市全体で4分割してローテーションで行っている。  
過去5年間の街区表示板等の取付け数及び脱落率は以下のとおりである。

街区表示板等の取付け数の推移

(単位:枚)

種別	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
街区表示版	2,876	2,818	2,374	2,550	2,075
町名表示板	10,322	9,761	7,402	9,283	9,454
住居番号表示板	10,494	9,715	7,272	9,002	9,332
枝番表示板	-	-	-	-	79

(資料) 住居表示事業受託事項完了報告書より作成

街区表示等の脱落率 (市作成資料より)

種別	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
街区表示板					
対象数(枚)	22,040	20,860	19,144	21,240	22,612
脱落数(枚)	2,876	2,818	2,374	2,550	2,075
脱落率(%)	13.0%	13.5%	12.4%	12.0%	9.2%
町名・住居番号表示板					
対象数(枚)	212,654	188,026	204,930	219,024	227,178
脱落数(枚)	20,816	19,476	14,674	18,336	18,865
脱落率(%)	9.8%	10.4%	7.2%	8.4%	8.3%

街区表示板はすべて業者によって取り付けられるが、町名・住居番号表示板については、新たに建てられた住居等の場合、届出により住居番号を決定し、市から通知書、町名・住居番号表示板と接着剤を交付し、取付け自体は各世帯主に任されている。したがって、上表における町名・住居番号表示板の脱落数には、取付け状態が悪いこと等の理由により、一度取り付けられたものが脱落したものと、そもそも取付けを行っていないものが混在していると思われる。

取り付けたものが脱落しているのであれば、市民に対して効果的な取付け方法の周知、あるいは取付けに使用している接着剤等に改善などが必要となる。また、始めから取付けを行っていないのであれば、住居番号表示等の趣旨を市民に十分に周知する必要がある。

このように、脱落の原因が異なれば、脱落率を改善するための手段も異なってくるが、現状では脱落の原因に関する情報収集が行われておらず、同情報をもとにした原因分析や改善も行われていないようである。これらの対策によって脱落率が低下すれば、本委託業務の委託料の削減にもつながることから、原因分析とその対応を継続的に行っていく必要がある。

#### 4. 消費生活センター関連清掃業務 (No.300、309)

##### (1) 概要

###### 門司消費生活センター施設清掃業務 (No.300)

業務分類	施設管理運営		担当課	消費生活センター
業務内容	門司消費生活センターの清掃			
事業開始年度	平成 11 年度	事業継続年数	5 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	1,197	1,059	1,059	2,016
平成 15 年度	委託先 選定方法	指名競争入札		
	委託先	有限会社 G	市出資比率	-
			継続年数	3 年

###### 市計量検査所施設清掃業務 (No.309)

業務分類	施設管理運営		担当課	消費生活センター
業務内容	計量検査所の清掃業務			
事業開始年度	平成 10 年度以前	事業継続年数	5 年以上	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	1,834	1,834	1,815	2,016
平成 15 年度	委託先 選定方法	指名競争入札		
	委託先	株式会社 H	市出資比率	-
			継続年数	5 年

##### (2) 意見

有資格者名簿上の等級格付けの趣旨を踏まえて、業者を指名する必要がある。

[消費生活センター]

門司消費生活センターの清掃業務では、毎年、指名競争入札が行われている。予定価格は 160 万円を超える金額で設定されてきたが、平成 15 年度は 160 万円以下に下げて設定されていた。

「物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」によると、予定価格が 160 万円以下の場合、等級 C の業者が指名されることとなっているが、指名業者は前年度と同じであり、等級 B の業者が多く含まれている (7 業者のうち 5 業者が等級 B、2 業者が等級 C。なお、等級 B の 1 業者は不参加)。ただし、「指名基準の例外的取扱いについて」(平成 7 年 3 月)では、競争性を高めることにより市に有利となる場合などは、直近下位の等級に格付されたものを指名することができる」とされており、例外的な取扱いが認められている。

しかしながら、本来、有資格業者に等級を付けた趣旨は、委託先選定に際して委

託金額に見合う会社規模や実績の業者を選定することで、簡易的ではあるが、業務の安定的な履行を確保する目的がある。また、特に小規模な委託業務に対して、大企業等が参入することを防ぎ、適切な競争によって中小業者の受注機会を確保する意味も含まれる。

したがって、有資格者業者の等級格付けの趣旨を踏まえ、予定価格に応じた等級の業者をより多く指名することが必要である。

・企画政策室

1. (仮称)北九州産業技術博物館工房活動詳細計画及び施設検討業務 (No.29)

(1) 概要

業務分類	調査		担当課	企画政策課
業務内容	(仮称)産業技術博物館の設計余条件として詳細計画を策定。活動計画の策定・必要な機械類の選定等を行い、ケーススタディを行うもの。			
事業開始年度	平成 15 年度	事業継続年数	1 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	-	-	6,994	-
平成 15 年度	委託先 選定方法	特命随意契約 2号 (入札不適)		
	委託先	株式会社 A	市出資比率	-
			継続年数	1 年

(2) 意見

ヒアリング実施実績を明らかにしておくことが必要である。 [企画政策課]

本業務では、委託先が博物館の活動の詳細や必要な機械類を検討するために、市内の関係団体、関係企業等に対してヒアリング調査を実施している。本業務の中でも特に多くの工数を必要とする業務の一つであるため、その実績を確認したところ、報告書のヒアリング議事録では 10ヶ所 12回分が掲載されていた。

ただし、担当課によると実際には報告書に掲載されている以上にヒアリングが実施されているということであるが、特に書面ではその記録は残っておらず、また、市の職員が全てのヒアリングに同行したわけでもないということである。

したがって、本業務の履行状況を確認するためには、委託先からヒアリングの実施状況を書面で提出(あるいは報告書に掲載)させることが必要であると考えます。

なお、市は今後、博物館の開館に向けて、ヒアリング対象となった関係者に対して様々な形で協力を求めることになると予想されるが、その交渉を効率的かつ効果的に進めるためにもこれまでのやり取りを詳細に把握しておくことの意味は大きい。

各段階で事業費を検討し、説明することが望ましい。 [企画政策課]

(仮称)北九州産業技術博物館に関する構想は、平成 8 年 10 月の東田地区文化施設整備構想検討委員会による四博物館構想に端を発し、平成 13 年 10 月の基本構想、平成 15 年 12 月の基本計画、そして本業務の詳細計画と段階を追って検討が進められてきている。そして今後は、平成 16 年度に実施設計、平成 17 年度着工、平成 18 年度開館という予定となっている。

開館に向けて着実に検討が行われているが、施設構成や活動内容の検討に比べて、事業費の検討とそれに関する市民への説明が不十分であると考えます。本来、事業費

については、基本構想や基本計画等の策定調査で検討され、構想や計画に盛り込まれるべき重要な項目であるが、報告書には記載されていない。

産業技術博物館のコンセプト自体は市の特徴ある産業や歴史を反映したものであり、多くの賛同を得られるものと思われるが、一方でそれを具体化する際の事業費は市民の負担となるものであり、事業内容と併せて公表し、賛否を問うことが不可欠である。説明時期についても、着工直前になって事業費が明らかになっても後戻りできないため、初期の構想段階からそれぞれの検討段階ごとに、公表することが重要である。

また、一般的にも、金額面の歯止めがないと、構想から基本計画、実施設計、工事というそれぞれの段階において、「より良いものを」という前向きな姿勢から施設内容等が拡充され、金額的にも膨らんでいく可能性を含んでいると考える。その意味でも、各検討段階で事業費を含めて公表し、その都度、一定の賛同を得ながら事業化を進めることが必要である。

なお、平成 15 年度までの産業技術博物館関連の調査委託費の累計額は約 4 千万円程度であるが、事業費の検討が加わるとさらに費用は嵩むことになる。しかし、将来、その数十倍という規模の投資の是非を判断するための支出であり、むしろ、事前の調査検討に対しては、それが適切に行われる限りにおいて、十分な費用をかけるべきである。

## 2. 洞海湾横断鉄道の事業化可能性調査 (No.125)

### (1) 概要

業務分類	調査		担当課	企画調整課
業務内容	1) 鉄道の需要予測 2) 収支採算性の検討 3) 費用便益分析			
事業開始年度	平成 15 年度	事業継続年数	1 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	-	-	14,490	-
平成 15 年度	委託先 選定方法	特命随意契約 2号 (入札不適)		
	委託先	財団法人 B	市出資比率	-
			継続年数	1 年

### (2) 意見

事業化検討の期限や継続理由等を十分に説明する必要がある。 [企画調整課]

洞海湾横断鉄道構想は平成 2 年度の四全総推進調査の中で必要性が提案されたことが契機となっている。具体的には平成 5 ~ 6 年度の鉄道ストック有効利用調査から検討が始まり、毎年度、関連調査を実施し、平成 16 年度も調査を継続する予定である。

平成 16 年 8 月に公表された本業務の報告書をみると、洞海湾横断鉄道の事業費は約 500 億円と設定されている。鉄道収入で事業費に係る借入金を返済する独立採算の可能性が検討されているが、この現在の制度では採算性の見通しは立たず、現時点では出資や無償資金提供などの形で市が何らかの負担をせざるを得ないとされている。このように将来における市の負担の是非を判断するという意味では、事業化に際して事前に十分な調査期間と調査費用をかけて検討することが必要である。

ただし、本構想はすでに平成 5 年から 11 年が経過し、今回、「現行事業制度では採算性は厳しい」となったものの、今後も新たな事業方式を前提として検討を継続するということである。もし、このまま同様の調査を継続することになると、いつのまにか調査費が嵩んでしまっていたということにもなりかねない。

本業務に限ったことではなく、また、事業の性格によって一概には言えないが、このような事業化の検討に際しては検討の期限をあらかじめ設定することを考えてはどうか。その期限とは、事業化に向けて具体的なスタートを切るか（基本計画策定開始など）、あるいは事業化を断念するかを判断する期限のことであり、それを目標に検討を行うということである。

したがって、本業務のように、別の観点から事業化の検討を継続する必要性が生じた場合には、改めて、検討の目的や方法、期限などを市民に十分説明した上で検討を続けるような形が望ましい。

### 3. 調査等委託業務全般

#### (1) 意見

各局との協議について統一的な方針等を定めることが望ましい。 [企画政策課]  
調査等委託業務に関しては、結果報告書（建築都市局所管委託業務）にて、規程（委託による調査等の調整に関する規程）に基づく企画政策室長との協議の必要性を指摘したところであるが、現在、この協議手続は全市的にみてもほとんど実施されていない。

したがって、企画政策室長との協議手続を再開する際には、改めて企画政策室を中心に、その統一的な方針等を検討し、各局に示すことが望ましい。

例えば、現在、委託されている調査等業務は非常に件数が多く、その内容も多様であるが、ルネッサンス構想関連事業など市の将来像や今後の財政負担を左右するような重要性の高い調査、あるいは特に委託金額の大きい調査や複数局に関係する調査などについては、一定の基準を設け、必ず各局から資料を提出させて協議を行うべきである。事前協議については、企画政策室において事業実施の必要性や有効性等を検討し、必要な場合には関係局に調整や改善を要請する必要がある。また、調査終了後には報告書（概要版）を提出させ、その結果の活用や次の関連調査業務の取組みに対して必要な助言を行うべきである。

逆に、調査等業務の中には金額的あるいは内容的に重要性の低いものや他局と重複や関連のないものなど、協議を省略することも可能な業務が多く含まれているはずである。そのような業務については、できるだけ提出資料や協議手続を簡略化するか、あるいは規程自体を見直すことも検討の余地がある。

．建築都市局

1．市西部公共交通検討業務（No.67）

（1）概要

業務分類	調査		担当課	都市交通政策課
業務内容	市西部の望ましい公共交通サービスについて検討			
事業開始年度	平成 15 年度	事業継続年数	1 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	-	-	20,527	-
平成 15 年 度	委託先 選定方法	特命随意契約 2号（入札不適）		
	委託先	財団法人 北九州都市協会	市出資比率	100.0%
			継続年数	1 年

（2）意見

標準歩掛の実態に即した運用について、全市的に検討をお願いしたい。

[ 都市交通政策課、検査室 ]

本業務の中で、レーンバス用地に係る公図の転写業務については、標準歩掛をもとに、合計 28 人日（技術補及び測量助手）で予定価格が積算されている。しかし、実際の業務に当たっては、委託先が法務局にコピーを依頼する方法で実施し、合計 7 人日しか要していない。別途、コピー代がかかるが、40 円/枚×91 枚=3,640 円程度であり、これを加味しても、当初の積算は実績よりも 20 人日程度過大となっている。標準歩掛と実績にこれだけの差異が出るのは、両方の公図転写の実施方法が、全く異なっているためであると考えられる。

都市交通政策課によると、設計・調査・測量委託に当たっては、全市的に標準歩掛を使用する方針であり、統一的な取扱いをする必要があるとのことである。しかし、このケースのように標準歩掛を適用すると実績との乖離が大きくなることが想定され、かつ、実態に即した積算によって市が十分に経済的なメリットを享受できるような場合には、標準歩掛の柔軟な運用も必要であると考えます。

実態に即した標準歩掛の運用について、全市的に検討をお願いしたい。

## 2. 市営住宅新再配置計画策定基礎調査 (No.605)

### (1) 概要

業務分類	調査		担当課	住宅整備課
業務内容	市営住宅再配置計画の基礎調査業務			
事業開始年度	平成 15 年度	事業継続年数	1 年	平成 16 年度
委託料決算額 (千円)	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	(当初予算額)
	-	-	6,720	-
平成 15 年度	委託先 選定方法	特命随意契約 5号 (有利価格)		
	委託先	財団法人 北九州都市協会	市出資比率	100.0%
			継続年数	1 年

### (2) 意見

担当部署間で連携し、類似業務の報告書を一つにまとめたらどうか。

[住宅整備課、住宅計画課]

本業務の関連業務である「平成 15 年度住宅政策推進・基礎調査業務委託」は平成 15 年 6 月からスタートし、本業務はそれから半年以上遅れて平成 16 年 1 月にスタートしている。

住宅整備課によると、市の住宅関連のデータを整理する基礎調査としての業務内容は両業務で相当程度、重複するため、本業務では先行している業務の成果をそのまま使うという前提で業務を設計したということである。しかも先行業務の委託先と、本業務の再委託先は同一業者であり、成果の有効利用は委託業務の重複を避け、効率化を図るために当然の措置であろう。

ただし、両業務の成果として、別々の報告書が作成されている。両業務の担当課は異なるものの、両業務の成果のうち大部分を占める基礎調査部分については市の住宅関連の白書として 1 冊の報告書にまとめても良かったのではないかと考える。その方が今後、基礎調査の成果を様々な部門で活用する場合に利便性が高く、市民にも公表できる。

また、両業務の報告書を照合した際、先行業務の成果を本業務の報告書として編集する場合に生じたと思われるミスが散見された(例えば、両報告書の同じ項目のページでも数値等が異なっている場合がある。)。報告書の作成作業を 1 冊に集中し、その分、内容を精査した方が良い。

さらに、当初から成果物の構成をこのように 1 冊にまとめることを前提とすれば、両業務を別々に発注するのではなく、一つの業務として委託することも可能であったと考えられる。

今後は、関連業務を行っている部署同士が従来以上に密に連携し、より効率的かつ効果的な業務委託及び成果物の取りまとめとなるように検討をお願いしたい。

#### 第4．経済性の観点から見た委託事務の改善提案

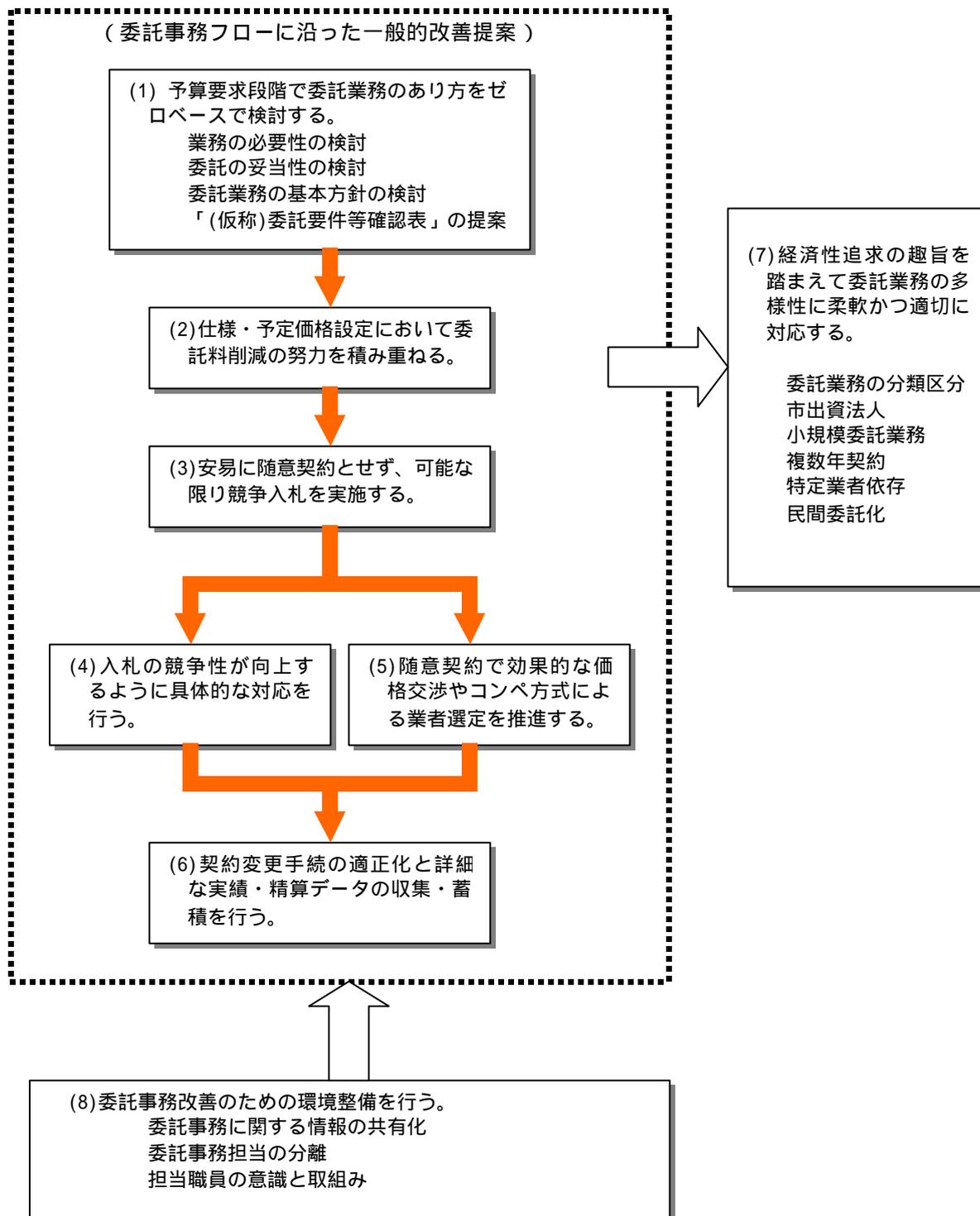
委託契約に係る事務（以下、委託事務という。）の手續については、本意見書の最後に添付した参考資料で抜粋したように、細かく規則等で定められている。

これらの関係規則等は、ある程度統一的な手續を定めることによって、仕様や予定価格の設定から契約締結、履行確認、支払いまでの一連の事務が適正に行われ、ひいては、委託を通じた行政サービスの提供が効果的に行われるように意図されたものである。特に、委託は、本来、市が直接行うべき業務を敢えて外部の者に任せることになるため、当事者間の関係を明確に定め、業務の質や成果が確保されるようにすることが重要となる。

一方、関係規則等には、経済性や効率性を求める規定（あるいは結果的に経済性等の追求につながる規定）も多く含まれている。市の委託料は800億円を超えており（平成15年度決算額）、また、行財政改革の中で民間委託化が推進されていることもあり、今後、市全体として委託料をいかに抑制するかという点が喫緊の課題になってくるはずである。監査においては、関係規則等における経済性等の趣旨が実際の事務手續に十分反映されていないケースも多く見受けられた。

したがって、委託業務の成果に係る有効性等の観点はもちろん重要であるが、本意見書の最後の取りまとめとしては、監査の結果及び意見を総括しつつ、経済性の観点から委託事務の改善提案を行う。

## 経済性の観点からみた委託事務改善提案の全体概要



( 1 ) 毎年の予算要求段階で委託業務のあり方をゼロベースで検討する。

業務の必要性の検討

監査では、委託業務のあり方そのものに問題のある場合や委託業務を根本的に見直す必要のあるケースが出てきている。特に、長年継続している委託業務の中には既に実施する必要がなくなっているものもあると思われる。

不要な委託業務をなくすことができれば委託料の削減に直結するため、まず、現状の市民ニーズや経済社会環境、あるいは過年度の業務実績などを前提として見た場合、当該業務を実施することが本当に必要であるかという視点で検討することが重要である。

なお、委託事務フローの中で委託業務の必要性について検討できるのは、前年度における予算要求段階である。今回は予算関係の事務を監査対象としていないが、次年度予算がある程度確定した段階では委託業務の根本的な見直しが難しいため、予算要求の段階で十分検討することを提案する。

委託の妥当性の検討

必要な業務であれば、委託業務要綱に定められている委託の要件などによって委託することの適否を判断し、委託業務として実施するか、市が直接実施するか(市直営)などを決めることになる。

この場合は業務実施に係るコスト全額が削減されるわけではないが、委託と市直営の経済性や能率性が比較検討されるため、委託要件を厳密に適用することで、結果的に委託料削減につながる可能性が高い。

委託の要件

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1) 委託業務の性質又は内容に照らし、他の機関、団体等第三者において当該業務の履行が可能であること。</li><li>2) (委託することが)法令に適合していること。</li><li>3) (委託しても)公共性及び行政責任が確保されること。</li><li>4) (委託により)市民サービスの向上又は確保が図られること。</li><li>5) (委託により)経済性又は能率性の向上が図られること。</li></ol> |
|--|

(出所)委託業務要綱第3条

(注) ( )内は原文に付加したもの。

委託の要件の中では公共性や行政責任の確保、あるいは市民サービスの向上・確保については必ずしも客観的な基準があるわけではなく、各業務の特性や時代、地域等によっても変化するものである。また、市直営と委託の経済性・能率性の定量的な比較についても現状の官庁会計のもとでは難しい面があるのは事実であろう。

しかし、今後、行財政改革の中で民間委託を推進する場合には、これらの委託の要件を確実に満たしていることを客観的に示した上で行うことが不可欠である。

## 委託業務の基本方針の検討

一方、委託業務のあり方についての検討には、委託業務の廃止や市の直営化との比較などだけでなく、委託業務の基本的な骨格を見直すことも含まれる。具体的には、次のように委託業務の範囲や内容、委託料の積算・精算の方法、委託先の考え方、業者選定の方法など、委託業務に係る基本的な方針であり、委託料にも大きく影響するものである。

### 委託業務の基本方針の例

- 1) 委託業務の内容（委託の目的・趣旨に沿った内容であるか等）
- 2) 委託業務の範囲（類似業務を統合して委託することで委託料が削減できないか、逆に分割することで競争性を向上させることができないか等）
- 3) 契約の期間（債務負担行為を活用して複数年契約とすることで委託料を削減できないか等）
- 4) 委託料の積算・精算方法（どこまで委託料の対象経費とするか、実費精算方式か固定金額か、利用料金制度を導入するか等）
- 5) 委託先の考え方及び業者選定方法（公益法人か株式会社か、NPO等を含めるか、地元企業か市外企業を含めるか、競争入札か随意契約か等）

これらは後述する仕様や予定価格の設定、あるいは業者選定（契約）方法等に関する改善提案とも重複する事項であるが、その段階ではすでに基本的な方向性が決まっており、微調整しかできない場合がある。したがって、予算要求段階で併せて十分検討を加え、その基本方針を踏まえた予算額とすべきである。

### 「（仮称）委託要件等確認表」の提案

以上のような、委託業務のあり方の検討については、従来から予算要求段階で行われてきていると思われるが、より厳密に行うとともに第三者にもわかる形で検討の記録を残しておくことが必要であると考えます。

例えば、随意契約の際にその妥当性を確認する事前確認表の作成が義務づけられ、委託業務の起工等の決裁書に添付されているが、これを改変して「（仮称）委託要件等確認表」とすることが考えられる。ポイントは、確認の時期を予算要求段階とすることと、随意契約の妥当性確認だけに限らず、業務の必要性や委託の妥当性、委託業務の基本方針などの項目を追加し、全委託業務に適用することである。

また、監査において、随意契約の事前確認表が実質的に機能しているか疑問の生じる例が多く見られたため、この事前確認表を「（仮称）委託要件等確認表」に差し替え、予算の確保と関連性を持たせることで改善できるのではないかと意図も含まれる。

特に、継続して委託が行われている業務については、過去の委託事務を踏襲することに重点が置かれているようなケースも見受けられるため、この「（仮称）委託要件等確認表」などを契機として、すべての委託業務について毎年ゼロベースからの見直しを求めたい。

「(仮称)委託要件等確認表」の確認項目イメージ

区 分	確認項目例
業務の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民等から幅広く業務の実施が求められている。</li> <li>・ 現在の社会経済環境や地域の状況を背景として業務の実施が必要である。</li> <li>・ 過年度の業務実施の実績において十分な成果が得られている。</li> <li>・ 当該業務を実施しないことによる市民等のデメリットが非常に大きい。</li> <li>・ 業務の実施については、他の地方公共団体や民間ではなく、市が責任を持つべきである。</li> <li>・ 他の多くの地方公共団体で実施されている業務である。</li> </ul>
委託の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者において委託業務の履行が可能である(委託業務を実施できる民間の団体や機関、個人がいる)。</li> <li>・ 委託することが法令等に適合している。</li> <li>・ 委託しても公共性及び行政責任を確保できる。</li> <li>・ 委託することによって市民サービスの向上または確保が図られる(具体的内容)。</li> <li>・ 委託により経済性、能率性の向上が図られる(市直営との定量的比較)。</li> </ul>
委託業務の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託目的に照らして適切な業務内容である(市が求める成果を得るために最適な内容である。不要な業務は含まれていない)。</li> <li>・ 委託業務の範囲は適切である(統合や分割をしてもメリットはない)。</li> <li>・ 契約の期間は妥当である(債務負担行為等の導入もメリットがない)。</li> <li>・ 委託料の積算・精算方法は経済性の観点からみて妥当である(固定金額制や利用料金制度などの工夫の余地がない)。</li> <li>・ 委託先の考え方や想定している業者選定(契約)方法は妥当である(随意契約とする理由は妥当である。特定の業者に依存していない。再委託率は高くない等)。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続して実施する委託業務については、当該年度独自の見直しをしている(見直し内容)。</li> <li>・ 委託業務の経済性、効率性、有効性を追求する工夫が具体的に盛り込まれている(具体的内容)。</li> <li>・ 類似業務を実施している関係部門と事前に協議や情報交換を行っている。</li> <li>・ 委託業務を実施するに当たって関連情報の幅広い収集と分析を十分行っている(市の類似業務、他地方公共団体の情報、民間の情報など)。</li> <li>・ その他、従来の事前確認表の確認項目など。</li> </ul>

(2) 個々の委託業務の仕様・予定価格設定において委託料削減の努力を積み重ねる。

仕様と予定価格の設定は、具体的に委託料の水準を決める重要な事務手続である。

監査においても、市独自に仕様及び予定価格を設定することや、委託料の対象経費を厳密に区分すること、積算を正確に行うこと、積算根拠を明確にすること、積算方法を統一することなど、多くの指摘事項や意見を提示している。

委託料の削減という観点から見ると、(1)の委託業務のあり方検討の一環として予算要求段階で根本的に見直される場合と比べて、委託料の大幅な削減は期待できないかもしれない。ただし、個々の委託料の削減はわずかでも積み重ねることでまとまった削減額になるものと思われる。

例えば、委託業務全件調査の一環として行った予定価格等調査<sup>\*1)</sup>の結果から、3年間(平成13~15年度)同一業務の予定価格が回答されている1,065件について、予定価格累計額の推移をみると、平成13年度36,180,872千円(指数100.0)

平成 14 年度 36,378,902 千円(同 100.6)、平成 15 年度 37,122,343 千円(同 102.6)とわずかながら増加している。増加の内容を詳細に分析しないと何とも言いえないが、単純に平成 15 年度を平成 13 年度水準に抑制することができたならば、941,471 千円の削減となる。

具体的な取組みの一つとして、仕様や予定価格の設定について外部をうまく活用することが挙げられる。まず、仕様を設定する場合、専門性等の問題から業者の仕様書をそのまま市の仕様とするような場合が見受けられるが、市独自に仕様内容を検討することで経済的に十分なメリットが得られる場合は、別途、第三者の専門業者等に対価を支払ってでも、仕様・予定価格設定の支援を依頼することがありうる。

また、業者からの参考見積書は予定価格設定に際して有益な情報であるが、業者にとっては入札や見積合わせなど契約に直結した場合でないと、経済的な価格を提示するとは限らない。指名競争入札の指名や随意契約の相手先選定に加えることを明示するなど、業者から経済的かつ現実的な価格を引き出す工夫が必要である。

なお、指摘事項として挙げた積算根拠の明確化や統一化などの改善は、一部で予定価格の低減に結びつく場合も考えられるが、むしろ、実績の分析などとともに次の予算要求段階において積算・精算方法等の効果的な見直しに役立つと思われる。

したがって、個々の委託業務について、不要な仕様部分をできるだけ削るなどの見直しを行うとともに、積算根拠についても明確化や統一化等の改善を図りつつ、予定価格を削減する作業を行っていく必要がある。

(注) 1) 予定価格等調査とは、委託業務全件調査の一部であり、決算額 100 万円以上の委託業務のみを対象として入札や随意契約の予定価格等を調査したものである。予定価格等調査の概要は以下の通りである。

(予定価格等調査の概要)

項目	内容
調査対象	・委託業務全件調査の対象委託業務のうち、平成 15 年度の決算額 100 万円以上の委託業務(ただし、複数年継続している場合は平成 13 年度と平成 14 年度のデータを含む)
調査項目	・入札実施状況(予定価格、落札価格、入札参加業者数) ・随意契約時の見積書入手状況(予定価格、委託先見積額、見積書入手業者数)
調査結果	・3,487 件、落札価格・委託先見積額累計 54,071,126 千円(税抜) (落札価格・委託先見積額×1.05=契約額 56,774,682 千円) ・(内訳) 入札実施件数 1,607 件、11,098,220 千円(税抜) 随意契約件数 1,880 件、42,972,906 千円(税抜) ・(委託業務全件調査結果における位置づけ) 全件調査結果総件数のうち 100 万円以下を除く 3,749 件の 93.0% 全件調査結果平成 15 年度決算額累計のうち 100 万円以下を除く 75,873,555 千円の 74.8%(税込比較) 以下、特に明記しない限り、委託業務全件調査結果の金額は税込、予定価格等調査の金額は税抜とする。

(3) 安易に随意契約とせず、可能な限り競争入札を実施する。

委託業務を実施することが確定した後の事務手続の中では、業者選定（契約）方法を競争入札とするか随意契約とするかが委託料削減の鍵を握ることになる。

委託業務全件調査結果によると、結果報告書で記述したように、競争入札（一般競争入札と指名競争入札を含む。）の割合は、全体件数の17.3%、総決算額の13.3%にとどまっており、残りの多くは随意契約である（総決算額の65.7%。なお、競争入札や随意契約以外に不明その他がある）。100万円以下の委託業務は随意契約とすることが認められているため、100万円以下の委託業務を除いた場合、競争入札は件数の43.8%、決算額の13.7%であるのに対して、随意契約は件数の53.1%、決算額の64.4%を占めており、随意契約が中心となっている（次表）。

100万円超委託業務の業者選定（契約）方法別件数  
及び平成15年度決算額累計

業者選定（契約）方法	件数	構成比	決算額（千円）	構成比
競争入札計	1,642	43.8%	10,373,092	13.7%
一般競争入札	26	0.7%	1,043,681	1.4%
指名競争入札	1,616	43.1%	9,329,411	12.3%
随意契約計	1,990	53.1%	48,868,068	64.4%
2号随意契約	1,573	42.0%	42,310,259	55.8%
3号随意契約	13	0.3%	24,826	0.0%
4号随意契約	236	6.3%	1,898,390	2.5%
5号随意契約	35	0.9%	152,566	0.2%
6号随意契約	24	0.6%	519,991	0.7%
その他随意契約	109	2.9%	3,962,036	5.2%
不明その他	117	3.1%	16,632,395	21.9%
合計	3,749	100.0%	75,873,555	100.0%

（資料）委託業務全件調査結果より作成

（注）表中の「その他随意契約」には何号による随意契約が不明のものが含まれる。

一方、予定価格等調査で、予定価格に対する落札価格あるいは委託先見積額の比率をみると、競争入札は平均91.03%であるのに対して、随意契約は平均99.00%である。随意契約よりも競争入札の方が予定価格に対して7.97ポイント低い価格で契約していることになる。さらに競争入札の中では指名競争入札（92.39%）よりも一般競争入札（84.51%）の方が7.88ポイント低い比率となっており、同じ予定価格であるならば、一般競争入札が最も低い落札価格（契約金額）を期待できることになる。

一般競争入札はサンプル数が少ないため、競争入札全体の91.03%と随意契約の99.00%を使って、随意契約から競争入札への転換で期待できる委託料削減額を推計する。前表で100万円超の随意契約は1,990件、48,868,068千円であることから、1件当たり24,557千円となる。1件24,557千円の随意契約を競争入札とした場合、平均で91.03%/99.00%の比率だけ金額が低減するため、1件当たり22,580千円となる。1件当たり1,977千円（24,557千円 - 22,580千円）の削減である。

個別事情を考慮せず、単純に計算した結果ではあるが、予定価格に対する落札価格や委託先見積額の関係が現状程度のみであると仮定した場合、随意契約とするところを競争入札にすれば10件で19,770千円、100件で197,700千円程度の削減額が期待できる。現在、2,000件近くある随意契約による委託業務（100万円超）をいかに競争入札に転換できるかがポイントとなる。

業者選定（契約）方法別の予定価格に対する落札価格・見積額の比率  
（単位：千円）

業者選定（契約）方法	件数	予定価格	落札価格・見積額	対予定価格比率
競争入札	1,607	12,191,404	11,098,220	91.03%
うち一般競争入札	20	2,374,377	2,006,612	84.51%
うち指名競争入札	1,575	9,525,408	8,800,938	92.39%
不明	12	291,619	290,670	-
随意契約	1,880	43,405,995	42,972,906	99.00%
合計	3,487	55,597,399	54,071,126	97.25%

（資料）予定価格等調査結果より作成。

随意契約から競争入札への移行の具体的な事例としては、平成15年度包括外部監査の意見書で紹介されている病院局の取組みがある。従来、随意契約であったものを平成15年度に指名競争入札に移行することにより、契約金額ベースで平成14年度の631,885千円から平成15年度の547,413千円と、84,472千円（13.4%減）の削減効果があったと試算されている。

今回の監査では、直接的に随意契約を入札とすべきであるという指摘は少なかったが、随意契約において事前確認表が十分検討して記入されていないことや特命理由が明確に説明されていないこと、複数業者からの見積書・提案書の提出など透明性・競争性の高い方法とすべきであることなどの指摘をしている。随意契約の妥当性に疑問の生じる委託業務が散見される結果であるため、競争入札への転換が可能なものも多くあるものと推測される。また、随意契約で見積書を複数業者から徴することができるのであれば、基本的に競争入札の実施は可能である。

なお、随意契約から競争入札にすることで、公募、業者指名（指名競争入札）説明会開催、入札実施、及びそれに関連した事務連絡や関連書類の準備など、事務量は増えるが、一定金額以上の委託であれば、前述の随意契約と競争入札の7.97ポイントの価格差で解消できる場合が多いと思われる。また、説明会の廃止や電子メールでの質問、郵便による入札、入札に立ち会う人数の限定、あるいは電子入札の導入など、事務の合理化や改革等を併せて進めることも有効であろう。

また、随意契約の妥当性を確認するツールは事前確認表であり、その趣旨は重要であるが、十分に機能していないケースも見られたため、前述のような「（仮称）委託要件等確認表」にバージョンアップしたらどうかと考える。使用時期や確認項目は拡充されるが、競争入札の実施が不可能な理由や随意契約とすることの必然性を確認する機能は従来どおり（あるいは強化して）保持させることが必要である。

(4) 入札の競争性が向上するように具体的な対応を行う。

競争入札の実施に関する指摘事項は、入札の結果が十分に分析されておらず、入札の競争性を向上させる必要がある場合にも具体的な対応がなされていない点である。

この場合の分析とは単なる落札率の高低や推移だけでなく、その原因分析も含むものである。例えば、過去の落札価格に基づいて予定価格を調整したことが影響しているのか、業者側の競争性を背景とするものかによっても落札率の意味が異なる。また、各参加業者の入札価格についても落札価格との差や価格による順位、経年的な推移、前年度落札価格との関係などを細かくチェックし、類似業務の入札結果などと比較しながら、多面的に分析する必要がある。

一方、改善の必要があると判断された場合の具体的な対応としては、指名競争入札を一般競争入札に移行することが考えられる。委託業務の性質や関連する民間業界の状況等によっても一般競争入札の実施可能性は左右されるが、前述のように指名競争入札に比べて平均落札率が7.88ポイント低いため、適用できた場合は直接効果が出てくる可能性が高い。

指名競争入札を前提とした場合は、すべての委託業務に共通して効果的な対応方策があるわけではない。例えば、予定価格等調査の結果から、指名競争入札の参加業者数別の平均落札率を見ると、必ずしも参加業者数が増えると単純に落札率が低下するわけではない(次表)。

指名競争入札の参加業者数別平均落札率 (単位:千円)

参加業者数	件数	構成比	予定価格累計	落札価格累計	平均落札率
3以下	131	8.3%	596,548	542,561	90.95%
4	106	6.7%	612,938	566,223	92.38%
5	676	42.9%	2,751,486	2,578,224	93.70%
6	274	17.4%	1,902,032	1,739,823	91.47%
7	142	9.0%	899,483	826,958	91.94%
8	118	7.5%	1,163,853	1,088,415	93.52%
9	45	2.9%	376,874	364,220	96.64%
10	26	1.7%	295,592	280,028	94.73%
11以上	57	3.6%	926,602	814,487	87.90%
計	1,575	100.0%	9,525,408	8,800,938	92.39%

(資料) 予定価格等調査結果より作成。

また、予定価格等調査の結果から、3年間連続して指名競争入札が実施されている委託業務のみ228件を抽出して、業者の入替え状況が落札率に及ぼす影響を見た(次表)。3年間業者の入替えが全くない場合(入替率0%)や入替率10%以下の入替えの少ないケースが目立つが、業者の入替率が高くなると落札率が低下するという明確な関連性は見いだせない(ただし、平成13年度以前から同様の業者入替

え状況であると仮定した場合、業者入替率 10%以下よりも 10%～40%の方が低い落札率となっており、業者入替の効果が全く数字として表れていないわけではないと推測される)。

指名競争入札における業者入替率別平均落札率の推移

業者入替率	件数	構成比	平均落札率		
			平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
0 %	48	21.1%	96.61%	95.76%	95.61%
0～10%	73	32.0%	96.44%	97.33%	95.76%
10～20%	40	17.5%	94.64%	93.98%	95.38%
20～40%	45	19.7%	92.25%	91.85%	89.50%
40～60%	15	6.6%	64.54%	60.67%	92.83%
60～80%	4	1.8%	72.68%	75.71%	93.96%
80～100%	3	1.3%	91.48%	96.65%	98.46%
合計	228	100.0%	91.85%	91.72%	94.18%

(資料) 予定価格等調査結果より作成。

(注) 業者入替率 = (実質参加業者数 / 延参加業者数 1/3) / (1 1/3) × 100

実質参加業者数 = 3年間の指名競争入札に 1回以上参加した業者数

延参加業者数 = 3年間の参加業者数を単純に合計した数。3年間の参加機会数。

3年間毎年同一業者のみが繰り返し参加している場合は 0%、逆に、毎年業者がすべて入替わって、年度間で重複が全くない場合は 100%となる。

以上から、単なる指名業者数の拡大や業者の入替えだけでは落札率の低下は期待できない。結果報告書の個別指摘事項の中で記述したが、過去の入札結果から自らの入札価格が落札価格と差がないことを知りうる立場にも関わらず、これまでの落札価格を下回る入札価格としようとしない例のように、入札参加業者の落札意欲が最大のポイントであると考えられる。落札意欲のある業者が参加して初めて競争性が機能する入札となる。

参加業者の落札意欲については、前述のように入札結果を詳細に分析することが第一である。本意見書の中で、業者の入替えによって落札率が低下したケースを示しているが、そのような事例も参考となる。また、委託業務の性質によっては、指名業者の選定に当たって業者の参加意欲を反映させる公募型指名競争入札(入札参加希望者を公募して業者指名する方式)などの仕組みを導入することも考えられる。

また、公正取引委員会が実施した調査によると、入札・契約制度改革(一般競争入札の拡大、低入札価格調査制度等の導入、予定価格の事前公表、公募型指名競争入札の拡大、指名業者数の拡大など)の実施によって、都道府県及び政令指定都市の 72%で落札率が低下したとなっている(公正取引委員会事務総局「地方公共団体における入札・契約の実態に関する調査報告書」(平成 16 年 9 月))。これらの調査結果は工事が中心となっているが、今後は委託についてもこのような入札・契約制度改革のメニューの中から可能なものを適用していくことが必要であろう。

(5) 随意契約で効果的な価格交渉やコンペ方式による業者選定を推進する。

予定価格等調査の結果によると、随意契約の場合、予定価格に対する委託先の見積額（税抜の契約金額）の比率は99.00%であり、ほとんど差がない。

また、見積書の提出業者数を見ると、1業者からのみの提出で契約金額を確定しているケースが7割（金額では8割以上）を占めている（次表）。2人以上の者から見積書を徴するとした契約規則第20条の規定に沿っているケースはむしろ少数である。いわゆる特命随意契約が中心となっており、価格競争が行われていないと言える。

次表を見ると、複数の業者から見積書を提出させたとしても、予定価格に対する見積額の比率が単純に低下するわけではないことが読み取れる。さらに、前述の競争入札と同じように3年間見積書を提出させた委託業務のみ827件を取り上げて、業者入替率別に対予定価格見積額比率を計算してみたが、やはり、入替えによって比率が低下するような規則性は見いだせなかった。

随意契約の予定価格に対する委託先見積額の比率（単位：千円）

見積書提出業者数	件数	構成比	予定価格	委託先見積額	対予定価格見積額比率
1	1,700	70.0%	36,443,818	36,058,164	98.94%
2	30	2.5%	118,057	116,224	98.45%
3	47	5.8%	861,388	858,966	99.72%
4	17	2.8%	330,682	327,801	99.13%
5	17	3.5%	323,282	315,153	97.49%
6以上	44	15.1%	2,892,622	2,883,224	99.68%
不明その他	25	0.3%	2,436,146	2,413,374	99.07%
計	1,880	100.0%	43,405,995	42,972,906	99.00%

（資料）予定価格等調査結果より作成。

このように、業者選定（契約）方法として随意契約が採用された場合、その後の委託料の削減はほとんど期待できないことになる。随意契約を採用する理由（特に特命の場合）が、特定の業者でないこと業務に対応できないことや、特定の業者と契約することが市にとって有利であることなどであるため、競争性が働かない場合が多いこともある程度理解できる。

むしろ、前述のように競争入札が随意契約かの判断の際に十分検討することが第一であり、その結果、随意契約が妥当として判断されたものであれば、無理をして形式的に複数の業者からの見積書を整える必要はないと思われる。複数の業者から見積書を徴することができる場合は競争入札を行うべきである。

効果的な価格交渉

ただし、予定価格を基準としつつ、契約金額をできるだけ低減させる努力は必要である。

原則として予定価格は委託先に公開されていないはずであり、委託先からの見積額も予定価格に対してばらつきがあって当然である。しかし、実質的に予定価格が推測できる場合のほかに、委託先との交渉で契約金額が決まるような場合も含まれ、その結果、予定価格に近い金額で契約するケースが多くなっていると考えられる。

そうであれば、その交渉をより効果的に行う必要がある。正確な予定価格を伏せつつ、委託予定先の過去の実績や類似業務の情報、他の地方公共団体の事例、関連する民間業界の情報などを幅広く収集・分析し、それらを交渉材料として交渉に臨むべきである。交渉内容は価格だけでなく業務の内容や質、期間、委託先のノウハウ、体制など多岐にわたると考えられるが、委託業務の効果的な遂行にとって、良いコミュニケーションの場にもなる。また、交渉過程を記録し、庁内で共有化することで、他の類似業務における交渉にも役立つものと思われる。

#### 提案書等によるコンペ方式の積極的な活用

業務の性質等によっては、仕様書で市が一方的に細かい委託業務の内容を規定するよりも、民間の技術やノウハウ、アイデアを活用した方が有益な場合がある。その場合、複数の業者から、見積額だけでなく、委託業務の内容や実施方法、期間、体制、成果物、類似業務実績などを提案させ、総合的に評価するコンペ方式が適する。

業者にとっても、入札では価格のみの競争となるため、受注意欲が高いほど売上が伸びないというジレンマに陥るが、コンペ方式であれば予定価格に近い見積金額でも業務の質や実績等によって受注できる可能性があるため、望ましい方式であると考えられる。

前述の予定価格等調査の結果から、随意契約のうちコンペを実施した63件（予定価格累計537,774千円）について集計すると、1件当たり4.94業者が参加し、平均の対予定価格見積額比率は96.08%となっている。随意契約全体の99.00%よりも3ポイント程度低く、価格面でも競争性が働いたものと推測される。

したがって、随意契約の中で可能なものについては、積極的にコンペ方式を活用していくことを提案する。

#### (6) 契約変更手続の適正化と詳細な実績・精算データの収集・蓄積を行う。

契約を締結した後の手続でポイントとなるのは、契約変更と履行確認・精算である。

##### 契約変更手続の適正化

今回の監査では、当初の契約締結よりも、契約期間途中の契約変更に関する指摘が多くなっている。

契約変更によって契約金額が増額される場合があるが、当初の契約金額の設定に比べて、チェック機能が弱いのではないかと思われる例が見られた。契約金額の増額の際には、まず、その増加分を市が負担すべきかであるかについて厳密に検討する必要がある。増額が必要な場合でも、仕様や予定価格の設定、業者からの見積書の入手など、当初契約と同様に本来の手続を行い、必要最小限の増額に抑えるようにすべきである。また、増額の理由と金額の根拠を決裁書等で十分に説明しておく必要がある。

#### 履行確認・精算における実績や精算等のデータ収集

完了報告や精算報告の手続が形式的な書類の受領にとどまり、具体的な業務実績の内容や委託料の詳細な用途まで把握していない場合が見られる。履行状況の確認や成果物の検査を精緻に行い、精算手続を正確に行うことは当然であるが、それだけでなく、詳細な実績や精算データは、今後、同一委託業務あるいは類似委託業務のあり方を検討する際に参考となる。成果物に表れないような委託先の技術・ノウハウや特長、問題点などの情報も何らかの形で記録することで、今後の業者選定にも役立つと考えられる。

#### (7) 経済性追求の趣旨を踏まえて委託業務の多様性に柔軟かつ適切に対応する。

実際の委託業務は多様である。市の関係規則等についても一つの規則で委託業務がすべてカバーされているわけではない。例えば、委託業務要綱は工事に係る設計や測量、調査等の委託を対象とせず、工事関係の委託は別途、工事の事務手続に準じて進められている。

ただし、経済性などを追求する関係規則等の趣旨は共通であり、それらを十分に踏まえる必要があり、その上で、個々の委託業務の多様性に柔軟かつ適切に対応していくことが重要である。

ここでは経済性の観点から重要と思われる点をいくつか列挙する。

#### 委託業務の分類区分に応じた対応

- 1) 市の委託業務総決算額のうち約4割(委託業務全件調査結果、以下同)は施設の管理運営委託である。指定管理者制度の適用により、公の施設の多くは委託に際して市出資法人や民間業者の間で競争が行われることになるため、金額的にもまとまった委託料削減が期待できる。
- 2) 今回、調査委託の分野を取り上げて監査を行った。特に、将来の交通インフラや箱物などの事業化検討調査については、調査委託料そのものよりも、将来の投資及びランニングコストの負担を左右する重要な業務である。各段階で検討状況

を公表しつつ、慎重に進めることが必要である。

- 3) 情報システム関係は広報等を含めて総件数の7.7%、総決算額の3.8%程度である。今回の監査では特定の分野として取り上げてはいないが、市ではIT化(電子市役所化)が推進されており、今後、委託料の状況を注視すべき分野である。

#### 市出資法人への対応

- 1) 市出資法人への委託については、件数は少ないが、金額では365億円程度(総決算額の46.1%)に達しており、委託料削減の主なターゲットの一つである。前述の指定管理者制度に係るものだけでなく、市出資法人への委託料全体を対象として、削減可能性を検討する必要がある。
- 2) また、本意見書で記述したように、市出資法人に対して再委託などの改善指導を適切に行うことによって委託料削減につながる可能性がある。外郭団体改革の取組みとも連携しつつ、改善指導を効果的に行うことが望ましい。

#### 小規模委託業務への対応

100万円以下の小規模な委託業務は、決算額の累計で32億円程度であるが、件数は市全体の3分の2に相当する7,402件に上る。1件当たりの金額が小さく、また、随意契約が認められていることもあり、仕様・予定価格の設定や契約方法の選定、見積書の提出等の手続で削減できる額は限られている。委託事務コストに対して削減効果は小さい。それよりも、予算要求段階での委託業務のあり方検討によって、不要な委託業務の廃止に力点を置くことが効果的と考えられる。

#### 複数年契約への対応

一般的に、民間業者にとって複数年の契約が確保される方がノウハウの蓄積による業務効率化等を見込めるため、委託料の軽減につながる可能性が高い。具体的には業者から参考見積書等を徴するなど、事前に十分検討した上で、複数年契約の経済的なメリットが見込める場合には、債務負担行為を活用していく必要がある。

また、地方自治法の改正による新たな長期継続契約制度についても、委託業務にも広く活用できるよう条例等を定めていく必要がある。

#### 特定業者依存への対応

予定価格等調査によると、随意契約のうち委託先のみから見積書を徴して契約するいわゆる特命随意契約が7割(金額では8割以上)と多くを占めている。実際には指摘事項や意見として示したように特命の必然性のないものも多く含まれると推測されるが、問題はそれでも特命とせざるを得ないケースである。

特に、長期に継続して特定業者と契約せざるを得ない場合、業務の質の向上など

は期待できるが、競争がないため委託料削減の交渉がしにくい関係となる。さらに業者の破綻などにより、業務が継続できなくなるというリスクを抱えることになる。特定業者への依存はできるだけ避けることが望ましい。

#### 民間委託化への対応

今後、新行財政改革大綱に沿って、業務の民間委託化が進められることになるが、一般的に見ると、必ずしも一律に「民間委託＝コスト削減・サービス向上」とは言えないため、委託化に当たって事前と事後の評価を十分に行うことが必要である。

委託化を実施する前には、従来の市直営による実績（コスト、成果等）と、委託化によって想定される状況を比較検討し、委託化で期待できる効果や課題をできるだけ定量的に評価しておく。委託化が実施された後も、その実績と、従来の実績や事前に期待された状況との比較を行う必要がある。これらの積み重ねによって、民間委託化を進める際に参考となるデータが蓄積されるとともに、委託化のガイドラインも構築できるものと考えられる。

#### (8) 委託事務改善のための環境整備を行う。

委託事務の改善提案を具体化するためには、次のような環境整備も必要であると考えられる。

#### 委託事務に関する情報の共有化

総務市民局や区役所の庁舎管理業務に関する意見として、委託業務に係る情報の共有化を提案している。このことは庁舎管理業務に限らず、類似業務・関連業務を担当する部門同士は、委託業務に関する情報を共有化すべきである。

共有の方法は、庁内LAN上で共通にアクセスできるデータベースを設けるなど、簡易な方法で十分である。共有化する情報としては、仕様内容や予定価格の積算根拠（単価、工数）入札結果、業者の実績・評価、さらに事務改善の取組みや新規委託化業務の事前・事後評価などである。これらの情報を共有化することで事務手続を省力化できるだけでなく、有利な単価の採用による予定価格の低減や、指名競争入札における効果的な業者指名、随意契約における委託先との価格交渉、入札結果の分析による業者の見直し等にも活用できるものと期待される。

また、委託契約に当たっては、関係部門と協議する必要があるが、情報を共有化することで、効率的に行うことができる。また、最初の改善提案として示した予算要求段階での委託業務のあり方検討の際にも役立つものと考えられる。

#### 委託事務担当の分離

工事に係る測量や設計などの委託契約は、所管局が設計書を作成した後、契約室にて予定価格の設定や契約手続が行われている。しかし、それ以外の委託業務については各所管局にて契約事務が完結している。

本意見書でも既に提示しているように、所管局内においても、設計（仕様設定）担当と予定価格設定・契約担当を分離するなど、牽制機能が働くように、委託事務を担う体制について検討する余地があるものとする。牽制機能が働くことで、結果的に委託料の削減にも結びつくケースがあるものと思われる。

#### 担当職員の意識と取組み

年間1万件を超える委託契約事務が発生し、しかもその内容は多様であるため、委託料削減に向けた最後の提案としては、職員の意識と具体的な取組みに期待することになる。委託事務を担当する一人一人の職員がいかに経済性に留意してそれぞれの事務を行っていくかにかかっている。1万件の取組みが積み重なることで大きな効果が得られるはずである。

監査においては、担当職員が独自に他の類似業務のデータを収集・整理したり、入札結果を分析するなど、委託事務の改善を実践している取組みがいくつか見られた。民間企業のQC活動のように、現場から自主的に改善していく素地は十分にあると思われる。

以上、意見書の最後に、本監査の取りまとめとして、経済性の観点から委託事務の改善提案を行った。

ただし、実際の委託事務の改善手続は、一面的に見て対応するのではなく、合規性や効率性、有効性などを含めて多面的に評価し、改善していくべきものである。また、ここでの指摘や意見は、全庁的に他の類似業務や関連業務でも参考とされることを期待するものである。

今回の指摘や意見が、今後の民間委託化の推進に対して少しでも役立つ視点を提供することになれば幸いである。

(参考資料) 委託料の事務に係る主な規定等

本監査の実施に当たって参考とした主な関係規定等の抜粋(必ずしも原文のままではない)を添付する。

(1) 予算要求(予算関係事務は監査対象外)及び仕様・予定価格設定

事務手続	主な規定等	関係書類
委託の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託に当たっては、次に掲げる要件を満たさなければならない。(1)他の機関、団体等第三者において当該業務の履行が可能、(2)法令に適合、(3)公共性及び行政責任が確保、(4)市民サービスの向上又は確保が図られること、(5)経済性又は能率性の向上が図られること。【委託業務要綱第3条】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務は別表類型の区分に応じて各事項に留意して執行しなければならない。(別表略)【委託業務要綱第4条】</li> </ul>	
予算要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>局長は毎会計年度予算の見積書を作成し、前年度10月31日までに提出。【予算規則第6条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算見積書、見積明細</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算の見積もりは次の各号に定める数値によって行い、その算定の基礎及び方法を明確にしなければならない。(4)前各号に掲げるもののほか、前年度の実績その他適正な数値の最小値。【予算規則第7条】</li> </ul>	
事業計画(新規経費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算見積書に次の各号に掲げる資料を添えて提出。(2)新規経費については事業の概要を知るにたる具体的な計画書【予算規則第6条】。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要を知るにたる具体的な計画書(新規経費)</li> <li>・仕様書、設計書</li> <li>・他課からの情報収集資料</li> <li>・関係局との事前協議関係資料</li> <li>・見直し関係資料</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の概要を知るにたる具体的な計画書には、事業の概要及びその効果等に関する説明を付し、当該事業が長期的な計画と関連を有する場合にはその関連を明らかにすること。【予算規則の施行細目の制定について第2、2】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託に当たっては委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならない。【委託業務要綱第5条】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託に当たっては委託業務に精通している局部課及び当該委託業務と類似の委託業務を実施している局部課から委託、委託業務及び委託料に関する情報を収集し、その活用を図らなければならない。【委託業務要綱第10条】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査等の委託は企画局企画政策室、電算処理の委託は企画局情報化推進課との事前協議を必ず行うこと。また事業を新たに委託化する場合関係局と事前に協議し意見を求めること。【委託業務要綱の一部改正について】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査等の企画執行に当たっては別表に定めるところにより資料を提出し、企画政策室長に協議しなければならない。【委託による調査等の調整に関する規程第2条】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務を同一又は類似の内容で継続して実施する場合は実施することに当該委託業務に係る委託先、内容、効果及び範囲等について、必要な見直しを行わなければならない。【委託業務要綱第14条】</li> </ul>	
仕様、設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査等の企画執行に当たっては別表に定めるところにより資料を提出し、企画政策室長に協議しなければならない。【委託による調査等の調整に関する規程第2条】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務を同一又は類似の内容で継続して実施する場合は実施することに当該委託業務に係る委託先、内容、効果及び範囲等について、必要な見直しを行わなければならない。【委託業務要綱第14条】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数年にわたる契約の場合には、今日の技術の進歩による高性能機器の出現と普及、委託先における知識の蓄積や技能の習熟度の向上、社会環境の進展による作業方法の改善、簡素化等々作業環境の変化が著しく、仕様内容や積算基準の見直し及び点検が常に求められている。【委託業務要綱の一部改正について】</li> </ul>	
予定価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般競争入札(指名競争入札、随意契約も準用)に付する場合はあらかじめ仕様書、設計書、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡及び履行期限の長短等によって予定価格を定めなければならない。【契約規則第13条第1項】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格調書</li> <li>・積算根拠、内訳</li> <li>・見積書等の積算の参考資料</li> <li>・同種委託業務、他市状況、市場価格等の資料</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定価格の設定に当たっては経済的な数量、時間、経費等の把握に努め、市契約規則第13条第1項の規定により客観的かつ適正に積算を行うものとする。この場合、経済的な数量、時間、経費等については関係局が協議して作成に努めるものとする。【委託業務要綱第7条】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定価格を設定する場合は、業者等の見積価格をそのまま予定価格とすることのないよう、各契約担当課で必ず積算すること。積算に当たっては、業務の内容を十分理解して、仕様書等から作業量を適切に見積もり、作業の実施方法を的確に把握のうえ、従事者等の所要数、使用する機械、機器、資材等の種類、数量を適正に見積ること。また、積算方法、仕様、単価等については、他の同種委託業務の実態、他市の状況、市場価格の動向等を参考にして、経済性を重視した統一的な取扱いをすること。【委託業務要綱の一部改正について】</li> </ul>	

(2) 入札による委託先選定

事務手続	主な規定等	関係書類
指名競争入札の採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名競争入札、随意契約又はせり売りは政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。【地方自治法第 234 条第 2 項】</li> <li>指名競争入札によることができる場合は次に掲げる場合。1. その性質又は目的が一般競争入札に適しないもの、2. 競争に加わるべき者の数が少ないとき、3. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。【地方自治法施行令第 167 条】</li> </ul>	
入札者の指名（指名競争入札）	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名競争入札に付すときは、なるべく 5 名以上の入札者を指名する。【契約規則第 17 条第 1 項】</li> <li>実務上、委託業務の内容、難易度、登録業者数等により一概には言えないが、予定価格 500 万円未満 5、6 社、1000 万円程度で 7、8 社、5000 万円以上で 10～12 社程度が大体の目安となろう。【業務委託契約事務の手引き第 3】</li> <li>委託に当たっては、物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第 10 条第 2 項に規定する予定価格に対応する等級の者のうちから、知識、技術、信用、実績、経験等を客観的、総合的に判断して、適格性を有する者を指名しなければならない。【委託業務要綱第 8 条第 1 項】</li> <li>予定価格 500 万円を超える入札は有資格業者名簿の等級 A、160～500 万円は等級 B、160 万円以下は等級 C の者を指名しなければならない。【物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第 10 条、第 12 条第 1 項】</li> <li>特に等級 A の業者については、少額取引の契約において安易に指名をしてはならない。【委託業務要綱の一部改正について】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札者指名調査・入札結果表</li> </ul>
指名基準（指名競争入札）	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名に当たっては、次に掲げる事項を勘案しなければならない。(1)経営及び信用の状況、(2)不誠実な行為の有無、(3)地理的条件、(4)技術的適性、(5)手持契約の状況、(6)指名及び契約の実績、(7)代理店又は特約店、(8)締結しようとする契約についての適否。【物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第 12 条第 2 項】</li> <li>指名基準の運用（略）【指名基準の運用、指名基準の例外的取扱いについて】</li> <li>市長が指名停止を行ったときは契約担当者は物品等供給契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。【物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱第 4 条第 2 項】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名停止決定通知書</li> </ul>
地元企業優先指名（指名競争入札）	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名に当たっては、地域経済の振興と地元企業の育成を図るため、物品等供給契約における地元企業優先発注実施要綱の定めるところにより、地元企業への発注に努めるものとする。【委託業務要綱第 8 条第 2 項】</li> <li>指名競争入札により契約を締結するときは次の順位にしたがって有資格業者を指名するものとする。第 1 順位：市内企業及び準市内企業、第 2 順位：市外企業。【物品等供給契約における地元企業優先発注実施要綱 5】</li> <li>次のいずれかに該当する場合は適用しない。(2)官公署及びこれらが設置する試験場、職業訓練所、授産所、学校並びに公社、公団及び民法第 34 条に規定する公益法人に対する契約。【物品等供給契約における地元企業優先発注実施要綱 7】</li> <li>市外企業から指名をする必要がある場合は、契約主管課長は事前に市外企業への発注に関する審査申請書に審査資料を添えて契約室長に提出するものとする。契約室長は速やかに審査してその可否を決定し契約主管課長に通知するものとする。【物品等供給契約における地元企業優先発注実施要綱 6】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査申請書、審査結果通知書</li> </ul>
入札保証金	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般競争入札（指名競争入札にも準用）に参加しようとする者は入札前に次に掲げる率以上の入札保証金を納付しなければならない。(3)入札価格の 100 分の 5【契約規則第 5 条第 1 項】</li> <li>次の各号のいずれかに該当する場合は入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。(1)入札保証保険契約の締結、(2)過去 2 年間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつこれらをすべて誠実に履行したとき、又はその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。【契約規則第 5 条第 7 項】</li> </ul>	

事務手続	主な規定等	関係書類
特定調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該調達契約に係る予定価格が自治大臣の定める区分に応じ自治大臣の定める額以上の額であるものについて適用する。【地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度及び15年度、上記の自治大臣（総務大臣）の定める区分・額は一般サービス：2900万円以上、建設コンサルティングサービス：2億2000万円以上。【総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件の施行について】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。【地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第5条】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法施行令第167条の10第2項（最低制限価格）の規定は特定調達契約については適用しない。【同政令第9条】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>留意点、(1)分割契約禁止（協定適用回避）、(2)内国民待遇、(3)無差別待遇、(4)技術仕様、(5)特定企業からの情報収集禁止。【「政府調達に関する協定」の発効に伴う関係規則の制定等について】</li> </ul>	

### (3) 随意契約に向けた委託先の選定等

事務手続	主な規定等	関係書類
随意契約の採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名競争入札、随意契約又はせり売りは政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。【地方自治法第234条第2項】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約による場合がある場合は次の各号に掲げる場合とする。 1. 予定価格が地方公共団体の規則で定める額を超えないとき（少額随契）、2. 競争入札に適しないもの（不適条項） 3. 緊急の必要により競争入札に付することができないとき（緊急） 4. 競争入札に付することが不利と認められるとき（入札不利） 5. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき、6. 競争入札に付し入札者がいないとき又は再度の入札に付し落札者がいないとき、7. 落札者が契約を締結しないとき。【地方自治法施行令第167条の2第1項】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の規則で定める額は次に定める額とする。(6)100万円。【契約規則第19条】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約により契約を締結する場合は、合理的な理由のある場合に限定し、安易に随意契約によって契約をしないようにする。【委託業務要綱第9条第3項】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記2「不適条項」については、例えば建築設計のアイディアとか設計者の個性とかという他の契約との性質の差異を事由とできない。【業務委託契約事務の手引き第2】</li> </ul>	
契約先の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約とする場合でも予算の適正な執行と公正な競争を確保する観点からできるだけ多数の業者を選定すること。【契約規則の運用について第19条関係】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札者指名調査・入札結果表（随意契約結果表）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託に当たっては、物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則10条第2項に規定する予定価格に対応する等級の者のうちから、知識、技術、信用、実績、経験等を客観的、総合的に判断して、適格性を有する者を選定しなければならない。【委託業務要綱第8条第1項】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定価格500万円を超える入札は有資格業者名簿の等級A、160～500万円は等級B、160万円以下は等級Cの者を選定しなければならない。【物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第10条、第12条第1項】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に等級Aの業者については、少額取引の契約において安易に選定をしてはならない。【委託業務要綱の一部改正について】</li> </ul>	
選定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>選定に当たっては、次に掲げる事項を勘案しなければならない。(1)経営及び信用の状況、(2)不誠実な行為の有無、(3)地理的条件、(4)技術的適性、(5)手持契約の状況、(6)指名及び契約の実績、(7)代理店又は特約店、(8)締結しようとする契約についての適否。【物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第12条第2項】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名基準の運用（略）【指名基準の運用、指名基準の例外的取扱いについて】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約の方法により次の各号に掲げる契約を締結する場合は有資格業者名簿によらないで契約の相手方を選定することができる。(2)官公署及びこれらが設置する試験場、職業訓練所、授産所、学校並びに公社、公団及び民法34条に規定する公益法人に対する契約。【指名基準の例外的取扱いについて】</li> </ul>	

事務手続	主な規定等	関係書類
	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約担当者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。【物品等供給契約競争入札参加者の指名停止要綱第13条】</li> </ul>	定通知書
地元企業優先選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>選定に当たっては、地域経済の振興と地元企業の育成を図るため、物品等供給契約における地元企業優先発注実施要綱の定めるところにより、地元企業への発注に努めるものとする。【委託業務要綱第8条第2項】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査申請書、審査結果通知書</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約により契約を締結するときは次の順位にしたがって有資格業者を選定するものとする。第1順位：市内企業及び準市内企業、第2順位：市外企業。【物品等供給契約における地元企業優先発注実施要綱5】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかに該当する場合は適用しない。(2)官公署及びこれらが設置する試験場、職業訓練所、授産所、学校並びに公社、公団及び民法第34条に規定する公益法人に対する契約。【物品等供給契約における地元企業優先発注実施要綱7】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市外企業から選定をする必要がある場合は、契約主管課長は事前に市外企業への発注に関する審査申請書に審査資料を添えて契約室長に提出するものとする。契約室長は速やかに審査してその可否を決定し契約主管課長に通知するものとする。【物品等供給契約における地元企業優先発注実施要綱6】</li> </ul>	
委託の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の各号のいずれかに該当する場合は競争入札によらず、同一業務を同一委託先に継続して委託することができる。(1)代替可能な委託先が他に存在しないとき、(2)公共団体又は公共的団体に委託するとき、(3)委託先を変更することにより、経済性、能率性又は市民サービスを著しく低下させ、又は履行の遅延を生じさせるなど、委託業務の連続性を確保できないとき。【委託業務要綱第13条】</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務を同一又は類似の内容で継続して実施する場合は実施するごとに当該委託業務に係る委託先、内容、効果及び範囲等について、必要な見直しを行わなければならない。【委託業務要綱第14条】</li> </ul>	
見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約の方法によろうとするときは、相手方の選定について別に定める基準により2人以上(特別の事情がある場合は1人)の者を選定し、見積書を徴するものとする。【契約規則第20条】</li> </ul>	・見積書
	<ul style="list-style-type: none"> <li>1件5万円以下の物品等供給契約を締結しようとする場合にあっては、見積書を徴したとき、その見積額が適正な価格と認められるときは、上記の「特別の事情がある場合」に該当するものとして取扱うことができる。【契約規則の運用について第20条関係】</li> </ul>	
提案方式等	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約による場合でも委託先を特命することは極力避け、提案方式など、公平性、客観性の高い方法を講じ、又は2人以上による見積りあわせを行うことを徹底すること。【委託業務要綱の一部改正について】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案書</li> <li>提案書評価基準・体制・結果</li> </ul>
特命随契	<ul style="list-style-type: none"> <li>「以前からの受託業者で当該業務に精通している」、「前年度良好に業務を履行した」等の理由で特命随契を行っている事例が見られるが、施行令各号のいずれかに該当するという合理的な説明になっていない。又、庁舎等の警備業務委託について、委託初年度は指名競争入札を行い、受託業者を決定し、次年度以降も配線、機械器具の設置等を理由として同業者と随意契約を行おうとする事例があるが、受託業者との当初契約はあくまで単年度契約であり、次年度以降の契約について何ら保障するものではない。【業務委託契約事務の手引き第2】</li> </ul>	
特定調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定調達契約については地方自治法施行令第167条の2第1項第3号、第6号又は第7号の規定によるほか、次に掲げる場合に該当するときに限り、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる。(略)【地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条】</li> </ul>	
事前確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>随意契約により委託業務の契約をしようとするときは、適正な事務処理を図るため、別に定める確認表に基づき、各契約主管課において事前確認を必ず行うものとする。【委託業務要綱第9条第5項】</li> </ul>	・事前確認表、関係資料
	<ul style="list-style-type: none"> <li>別に定める確認表(略)。【委託業務契約に係る事前確認表の作成について】</li> </ul>	

(4) 契約の締結

事務手続	主な規定等	関係書類
契約・支出 伺	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出負担行為をしようとするときは、別に定める支出負担行為整理区分規則による決裁を受けなければならない。【会計規則第45条】</li> <li>委託料執行に係る専決区分は、700万円超：局長、200～700万円：室長、部長、200万円以下：課長。ただし、工事にかかる設計・測量・調査委託は、1500万円超：局長、500～1500万円：部長、500万円以下：課長。【助役以下専決規程別表】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>起案書類</li> <li>一般支出決議書(支出負担行為伺)</li> <li>予算管理簿</li> </ul>
契約締結	<ul style="list-style-type: none"> <li>落札の決定通知を受けた者または随意契約の相手方は、落札の決定通知を受けたときまたは随意契約の相手方となったことを知ったときは、5日以内に契約書に記名押印しなければならない。【契約規則第22条第1項】</li> <li>次に各号の一に該当する場合は契約書の作成を省略することができる。(1)契約金額100万円以下のとき、(2)官公署と契約するとき、(5)災害等で緊急を要するとき、(6)その他市長が契約書の作成を要しないと認めるとき。【契約規則第24条第1項】</li> <li>契約書作の作成を省略する場合で上記(1)に該当するときは請書又は見積書を、(2)(6)に該当するときは、公文書その他適当な文書を徴するものとする。【契約規則第24条第2項】</li> <li>上記の(6)は次に掲げる場合をいう。(1)軽微な工事の契約、(2)物品の買入れ又は修繕に係る契約において、当該契約を適正かつ効率的に執行するものとして別に定める契約手続による場合。【契約規則の運用について第24条関係】</li> <li>委託の契約書に記載する事項は次のとおりとする。(略)【契約規則第23条、委託業務要綱第11条、委託契約書の整備・標準化について】</li> <li>委託業務の具体的内容及び処理方法等については、必ず業務仕様書、業務実施(処理)要領、図面等を作成し、できるだけ明確かつ詳細に定めること。【委託契約書の整備・標準化について】</li> <li>損害賠償責任、必要経費の負担区分、権利の帰属・成果品の発表等及び秘密の保持、特許権等の使用に係る条項。(略)【委託契約書の整備・標準化について】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書</li> <li>請書、見積書</li> <li>公文書等</li> <li>仕様書</li> <li>業務実施(処理)要領</li> <li>図面等</li> </ul>
契約保証金	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者は落札の決定通知を受けたとき又は随意契約の相手方となったことを知ったときは直ちに次に掲げる率以上の契約保証金を納付しなければならない。(3)契約金額の100分の5。【契約規則第25条第1項】</li> <li>次のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。(1)履行保証保険契約締結、(3)過去の実績から契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき、(6)随意契約を締結する場合に契約金額が少額であり、かつ契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき、(9)随意契約を締結する場合に契約保証金を納めさせることが困難であり、かつ契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。【契約規則第25条第6項】</li> <li>上記(3)の「過去の実績」は次の条件をすべて満たすものをいう。(1)1件当たりの契約金額が締結しようとする契約の契約金額の5割以上であること。ただし建設工事に付帯する測量その他業務委託契約は200万円以下、物品等供給契約は100万円以下の場合には5割未満でも可。(2)同じ種類の契約実績であること。(3)国又は地方公共団体(北九州市の出資団体を含む)の発注に係るもの。(4)上記に該当する契約履行実績が過去2年間に2回以上あること。【契約規則の運用について第25条関係】</li> <li>同様に(6)の契約金額が少額とは、建設工事に付帯する測量その他の業務委託契約は200万円以下、物品等供給契約にあつては100万円以下。同様に(9)の規定は次のものに限り適用する。(略)【契約規則の運用について第25条関係】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付書</li> <li>履行証明書等</li> </ul>
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者は次に掲げる要件を備えた連帯保証人1人以上を立てなければならない。(1)契約者に代わって契約を履行し又は契約に対する一切の損害を負担し得る資力を有する者であること。(2)略。【契約規則第26条第1項】</li> <li>市長が契約の性質により必要がないと認めるときは連帯保証人を立てないことができる。【契約規則第26条第2項】</li> <li>次に掲げる契約では上記の必要がないと認めるときに該当するものとする。(1)設計金額200万円以下の建設工事に付帯する測量その他の業務委託契約、(2)物品の買入れ、修繕又は売却に係る契約、(3)それ以外の契約で契約金額が100万円以下のもの、(4)契約の性質から連帯保証人を立てることができない場合で、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。【契約規則の運用について第26条関係】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約書</li> </ul>

事務手続	主な規定等	関係書類
契約の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長において必要があると認めるときは、契約の全部又は一部を解除し、変更し若しくは中止することができる。【契約規則第 27 条第 1 項】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更契約書</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争入札によって契約を締結した場合、契約の内容を変更することは入札の条件であった事項を変更することになり、競争入札に付した目的、趣旨に反し、市にとって不利になるおそれがある。明文化された規定はないが、軽微な変更を除いて契約変更は許されないというべきである。又、特命で契約を締結した場合でも、その特命とした趣旨を逸脱しない範囲においてのみ契約変更できるものである。【業務委託契約事務の手引き第 7】</li> </ul>	

( 5 ) 業務管理、履行確認、支払

事務手続	主な規定等	関係書類
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に着手するときは、あらかじめ委託先から業務の実施計画書を徴するとともに必要な場合は、当該実施計画の内容について調整を図ること。【委託業務要綱第 15 条第 1 項第 1 号】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画書</li> <li>再委託承認書類</li> </ul>
進行管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の実施過程においては、業務の進行状況について委託先に報告を求め、又は実態調査を行い、必要な場合は委託先に対する指導又は助言を行うこと。【委託業務要綱第 15 条第 1 項第 2 号】</li> <li>長期・継続的に実施及び処理させる業務については、委託業務の適切な進行管理を図るため、仕様書及び要領等において、業務報告書（日誌）の様式を定め、日々の委託業務の実施結果及び処理状況を日報等によって報告するよう義務づけること。【委託契約書の整備・標準化について】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務報告書（日誌、日報等）</li> </ul>
完了報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務が完了したときは、速やかに委託先から業務の完了報告書等を徴するとともに履行の確認又は成果物の検査及び検収を行うこと。【委託業務要綱第 15 条第 1 項第 3 号】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>完了報告書</li> <li>成果物</li> </ul>
検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者は物件の納入が完了したときは、直ちに市長にその旨を届け出て、検査をうけなければならない。【契約規則第 35 条】</li> <li>検収権者は物品等供給契約が締結された場合は、検査を行なわせるため、所属職員のうちから検査員を指定しなければならない。【物品等供給契約の検査等に関する要綱第 4 条】</li> <li>完了検査を行う時期は、契約の相手方から給付の完了の通知を受けた日から 10 日以内とする。【物品等供給契約の検査等に関する要綱第 10 条第 1 項】</li> <li>検収権者は検査が特に専門的な知識または技能を必要とする場合で職員によって検査を行わせることが困難または適当でない認められるときは、職員以外の者に委託して検査を行わせることができる。【物品等供給契約の検査等に関する要綱第 5 条第 1 項】</li> <li>検査員は次に掲げる事項について検査しなければならない。(1)品質、形状、寸法、銘柄等、(2)標本、ひな型、仕様書または図面等に対する適否、(4)その他契約条項の違反の有無。【物品等供給契約の検査等に関する要綱第 11 条】</li> <li>検査員は検査を行うときは原則として当該契約に係る関係職員を立ち合わせるものとする。【物品等供給契約の検査等に関する要綱第 14 条】</li> <li>検収権者は検査合格を決定したときは、「検収報告書」を関係出納員に交付し検査事務を完了するものとする。【物品等供給契約の検査等に関する要綱第 21 条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検収報告書</li> <li>事故報告書</li> </ul>
支払	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出命令権者は支出負担行為に係る債務が確定していることを確認した後でなければ支出命令書を収入役等に送付することができない。支出命令書は次の要件を備えたものでなければならない。(1)所属年度、予算科目、原因、理由、金額の計算基礎、正当債権者等が明記、(2)請求書を添付したものであること。【会計規則第 47 条】</li> <li>対価の支払の時期は、給付の完了の確認又は検査を終了した後、相手方から適法な支払請求を受けた日から 30 日以内の日としなければならない。【政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 6 条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>請求書</li> <li>支払兼履行確認表、支出命令書</li> </ul>